

養老保険



ご契約のしおり・約款

普通養老保険 | 特別養老保険

この「冊子」は、ご契約に関する大切な事項を記載していますので、
ぜひご一読ください。

万が一のときや病気やケガによる入院・手術、将来の夢に向けての資金づくりや老後の暮らしへの備え…
お客さまひとりひとりのご相談やご要望にきめ細やかにお応えしながら、リスクへの不安を安心に一
そして、夢の実現を力強くサポートいたします。



かんぽ生命



ラジオ体操・

参加者1000万人！ ラジオ体操・みんなの体操祭

1000万人にもおよぶ人々と一緒にラジオ体操およびみんなの体操を行っていただくという趣旨のもと、「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」を毎年、夏に開催しています。



豆知識

ラジオ体操とかんぽの歴史

1928年にかんぽ生命の前身にあたる当時の通信省簡易保険局が、日本人の体格向上や健康増進のために「国民保健体操」を制定し、11月1日午前7時、NHKラジオで放送したのが「ラジオ体操」の始まりです。

ラジオ体操のチラシ



ラジオ体操参加票

みんなの体操

全国小学校 ラジオ体操コンクール

全国小学校ラジオ体操コンクールは、多くの小学生の皆さまに元気にラジオ体操をしていただく機会を増やし、健康増進に貢献することを目的として開催しています。正しくラジオ体操ができているかという基準だけでなく、「日頃のラジオ体操への取り組み」や「元気に楽しんで体操ができているか」という視点も考慮し、小学校におけるラジオ体操の普及を目指しております。



巡回ラジオ体操・みんなの体操会について

1953年から始まった夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会。7月20日から8月31日までの43日間、全国各地の小学校や公園など43会場から、ラジオ体操の模様をラジオで生放送し、「全国のみなさん、おはようございます」と呼びかけます。また、夏の期間以外にも、特別巡回として全国10会場程度で開催します。



2017年度ラジオ体操出席カード

〔ご契約のしおり・約款〕 はじめに

→ この「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。



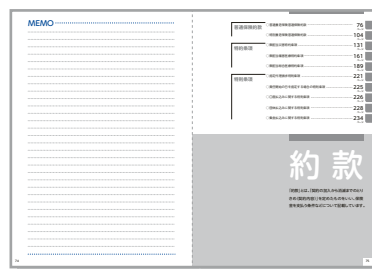
●ご契約のしおり



▶ 10～74ページ

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

●約 款



▶ 75～236ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

本冊子「ご契約のしおり」では、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。

🔍 目的からページを探したい

引っ越ししたんだけど、どうすればいいの？

➡ **目的別もくじ** **8～9ページ**

? わからないことばがある

失効？約款？何のことだろう

➡ **用語解説** **238～240ページ**

この冊子の記載内容は、将来の制度改正などにより変更することがあります。不明な点がありましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」242ページにお問い合わせください。

にあたって

「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

欄外のマークについて

マークには、以下のようなものがあります。

📖 OOP 参照

関連する情報が記載されているページを案内しています。

💻 Web参照

関連するWebサイトを案内しています。

📄 約款参照

普通養老約款「第16～18条」、特別養老約款「第15～17条」、総医「第18～20条」

📄 ①しおり13P参照

「当社の商品を取り扱う生命保険募集人」

📄 ②しおり17P参照

「契約の保障(責任)の開始」

3 健康状態などの告知

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶ 1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが契約すると、保険料負担の公平性が損なわれます。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がい状態などに関して、当社が「質問表(告知書)」で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入(告知)していただく必要があります。

正しく告知をしないと…

⚠️ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

▶ 2 告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載されています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始の日(②)(復活のときは復活日。以下同じ。)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始の日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することがあります。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払い込みを請求します。
- 基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

「もくじ」にある項目がタイトルになっています。

そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。

特に注意していただきたい事項を説明しています。

さらに項目分けしたタイトルです。

特約の名称について

「ご契約のしおり」本文の欄外では、特約の名称を以下のとおり【略称】で表示しています。

特約の名称	略称
無配当災害特約	災害
無配当傷害医療特約	傷医
無配当総合医療特約	総医

もくじ

ご契約のしおり部分

・目的別もくじ	8ページ
・用語解説	238ページ
・問い合わせ窓口	242ページ

契約に際して

1 当社と郵便局との関係	10ページ
2 生命保険募集人と契約の成立	11ページ
3 健康状態などの告知	12ページ
4 保険金の加入限度額	14ページ
5 契約の保障(責任)の開始と契約日	15ページ
保障(責任)開始の日を指定する場合の特則	16ページ
6 クーリング・オフ制度	17ページ
7 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ	19ページ
8 当社からの契約内容などの確認	19ページ
9 申し込み手続きの際の注意点	20ページ

特長としくみ

1 普通養老保険(新フリープラン)(新フリープラン(短期払込型))	22ページ
2 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))	24ページ

保険金などの請求

1 保険金の請求方法	26ページ
満期保険金の請求時の便利な取り扱い	28ページ
指定代理請求制度	29ページ
2 基本契約の保障内容	
1.普通養老保険(新フリープラン)(新フリープラン(短期払込型))	31ページ
2.特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))	32ページ
3 特約の保障内容	
1.特約の共通事項	33ページ
2.無配当傷害医療特約の保障内容	37ページ
3.無配当総合医療特約の保障内容	38ページ
4.無配当災害特約の保障内容	40ページ
4 保険金などを支払いできない場合	42ページ
5 保険金を支払うことができる事例と支払うできない事例	48ページ

保険料の払い込み

1 保険料の払込方法	54ページ
2 保険料の前納払込み	55ページ
3 保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効	56ページ

保険料の払い込み	4 契約の復活	58ページ
	5 保険料の払い込みが難しい場合	59ページ
契約後の取り扱い	1 住所などの変更に伴う各種手続き	60ページ
	2 契約者貸付制度	61ページ
	3 契約者配当金	62ページ
	4 契約の解約と返戻金	63ページ
	5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	64ページ
	6 ご契約者をはじめとした関係者の保護	65ページ
生命保険と税金	1 生命保険料控除	66ページ
	2 保険金の税法上の取り扱い	67ページ
個人情報および 制度の案内	1 個人情報の取り扱い	68ページ
	2 取引時確認に関するお願い	68ページ
	3 FATCAに関するお願い	69ページ
	4 AEOIに関するお願い	69ページ
	5 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関係する情報の共同利用	
	1. 契約内容登録制度／契約内容照会制度	70ページ
	2. 支払査定時照会制度	71ページ
	6 生命保険契約者保護機構	73ページ
身体部位の名称		237ページ

約款部分

普通保険約款	○普通養老保険普通保険約款	76ページ
	○特別養老保険普通保険約款	104ページ
特約条項	○無配当災害特約条項	131ページ
	○無配当傷害医療特約条項	161ページ
	○無配当総合医療特約条項	189ページ
特則条項	○指定代理請求特則条項	221ページ
	○責任開始の日を指定する場合の特則条項	225ページ
	○口座払込みに関する特則条項	226ページ
	○団体払込みに関する特則条項	228ページ
	○集金払込みに関する特則条項	234ページ

目的別もくじ

保険のしくみ・保障内容を知りたい



→ この保険商品の特長としくみ、保障内容についての説明があります。

特長としくみ **22** ページ 基本契約の保障内容 **31** ページ 特約の保障内容 **33** ページ

保障って、いつから開始する?



→ 保障の開始時期についての説明があります。

契約の保障(責任)の開始と契約日 **15** ページ

告知とは、なに?



→ 契約にあたって、過去の傷病歴、現在の健康状態などをおたずねします。

健康状態などの告知 **12** ページ

申し込みを撤回したい



→ 一定の期間内であれば、申し込みの撤回などをすることができます。

クーリング・オフ制度 **17** ページ

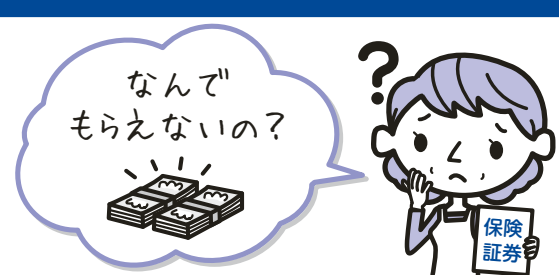
保険金を請求したいんだけど...



→ 保険金の請求方法についての説明があります。

保険金の請求方法 **26** ページ

保険金の受け取りができない場合は?



→ 保険金の支払いや保険料の払込免除ができない場合についての説明があります。

保険金などを支払いできない場合 **42** ページ

保険料の払い込みが難しい…

保険料を
少なくする
方法が
あるんだ



→ 保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

保険料の払い込みが
難しい場合

59
ページ

加入した保険をやめたい…

保険を
解約したい…



契約

→ 契約の解約時に、知っておいていただきたいことについての説明があります。

契約の解約と
返戻金

63
ページ

名前や住所が変わった!



→ 名前や住所などのお客さま情報に変更があった場合は、お手続きが必要です。

住所などの変更に
伴う各種手続き

60
ページ

保険料や保険金の税金は?

保険金に税金
ってかかるの?



税金

保険金

→ 保険料や保険金にかかる税金についての説明があります。

生命保険と税金

66
ページ

書いてある用語がわからない

加入年齢

約款



失効

復活

→ 当冊子に記載されている専門用語についての説明があります。

用語解説

238
ページ

契約について相談したい

相談したい
ことが
あるんだけど…

かんぽ
生命です!



→ 問い合わせや相談を受け付ける窓口やコールセンターをご案内します。

問い合わせ窓口

242
ページ

1 当社と郵便局との関係

Web参照

株式会社かんぽ生命保険の会社情報については、当社Webサイト (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

Web参照

郵便局の情報については、郵便局のWebサイトをご覧ください。

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループ会社の1つです。郵便局に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの「郵便局」に委託しています。



2 生命保険募集人と契約の成立

当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)は、保険契約の締結の代理権や告知の受領権はありません。
生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

- 保険契約は、お客さまからの申し込みに対して**当社が承諾したときに成立**します。
- 契約が成立したときには、**申し込みの承諾**の通知に代えて、ご契約者に「保険証券」を郵送します。
- 基本契約または特約の復活などをする場合にも、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

- 基本契約または特約の復活
- 特約の中途付加
- ご契約者の変更



口頭では告知をお受けすることができません。

3 健康状態などの告知

約款参照

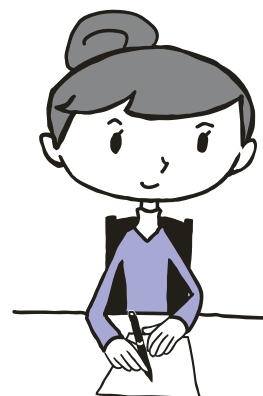
普通養老約款「第16～18条」、特別養老約款「第15～17条」、総医「第18～20条」

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶ 1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表（告知書）」で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入（告知）していただく必要があります。

正しく告知をしないと…。



⚠️ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の社員）①には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことはありません。

①しおり11P参照

「生命保険募集人と契約の成立」

▶ 2 告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表（告知書）」に記載しています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障（責任）開始の日②（復活のときは復活日。以下同じ。）を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することがあります。
- 保障（責任）開始の日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由や保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することがあります。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払い込みを請求します。
- 基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

②しおり15P参照

「契約の保障（責任）の開始と契約日」

⚠️ ご注意

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」には、保障(責任)開始の日を含めて2年を経過していても、詐欺による取り消しとし、保険金の支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症(過去にかかったことのある病気)、現在症(治療中の病気)などについて故意に告知しなかった場合」などが該当することがあります。

- この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

当社が契約を解除できない例

- ①生命保険募集人が、告知することを妨げたとき
- ②生命保険募集人が、告知しないことや、事実でないことを告げることを勧めたとき
- ③当社が解除の原因を知った時から1カ月間契約の解除を行わないとき

ただし、上記①または②に該当する場合、仮にそうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は基本契約または特約を解除することがあります。

▶ 3 傷病歴などがある方でも 契約を引き受けできる場合があります。

- 傷病歴などを告知した場合には、基本契約または特約の申し込みを引き受けできないときもありますが、告知内容によっては引き受けできるときもあります。
- 当社では、慢性疾患の治療を受けていても日常生活を支障なく過ごしている方を対象とした「**特定養老保険**」を販売していますので、ご検討ください。

4 保険金の加入限度額

約款参照

普通養老約款「第20条」、特別養老約款「第19条」、災害「第15条」、傷医「第17条」、総医「第22条」

①解説

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構[■]②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

②解説

日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人(<http://www.yuchokampo.go.jp/>)

Web参照

2017年6月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。最新の情報は、当社Webサイト(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

加入限度額の範囲内で申し込みください。

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる保険金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」[■]①に加入しているときには、当社の生命保険に加入できる保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申し込みがあったときは、その申し込みは引き受けできません。
- 基本契約または特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約または特約を解除することがあります。

(1) 基本契約の加入限度額

- 被保険者が満15歳以下のとき … 700万円
 - 被保険者が満16歳以上のとき … 1,000万円(被保険者が満55歳以上の場合は、特別養老保険および普通定期保険の保険金額を合わせて800万円)
- ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件(契約日を含めて4年以上経過した契約がある場合など)の下に、累計で2,000万円まで加入できます。

(2) 特約の加入限度額

①以下の合計で 1,000 万円

介護特約(※)、災害特約(※)、災害特約(学資保険(H24)用)(※)、無配当災害特約、無配当災害特約(解約返戻金低減型)、無配当災害特約(無解約返戻金型)、無配当災害特約(学資保険(H24)用)

②上記①とは別に、以下の合計で 1,000 万円

傷害入院特約(※)、疾病入院特約(※)、疾病傷害入院特約(※)、無配当傷害入院特約(※)、無配当疾病傷害入院特約(※)、無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)(※)、無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用)(※)、無配当傷害医療特約、無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型)、無配当傷害医療特約(無解約返戻金型)、無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用)、無配当総合医療特約、無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)、無配当総合医療特約(無解約返戻金型)、無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)

- 上記の被保険者の年齢は「満年齢」で計算します。
- 復活の際に適用する加入限度額は、復活申込時点の満年齢で計算します。
- 上記は、法令で定める加入限度額のしくみを説明したものです。そのため、当社が定めるところにより、被保険者の年齢や保険種類によっては、加入できない場合や上記以外に加入できる保険金額に一定の制限があります。
- (※)の保険商品(特約)は、現在、販売していません。

5 契約の保障(責任)の開始と契約日

当社が契約の申し込みを承諾した場合、「申し込み」および「告知」①がともに完了した時から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。
申し込みをただけでは保障は開始されません。

約款参照

普通養老約款・特別養老約款「第3章」、特約「第4章」

①しおり12P参照

「健康状態などの告知」

②しおり20P参照

「申し込み手続きの際の注意点」

▶ 1 保障(責任)の開始

- 当社が契約の申し込みを承諾するかどうかは、健康状態などに関する告知内容などを考慮して判断します。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」②を郵送します。

●保障(責任)の開始時の例

【事例1】



【事例2】



▶ 2 契約日

- 契約日は、原則、**保障(責任)開始の日を含む月の翌月1日となります。**ただし、法人契約(ご契約者が法人)など、一定の条件を満たす場合は、契約日を保障(責任)開始の日と同一にすることができます。
- 契約日は「保険証券」で確認することができます。

約款参照

責任開始の日を指定する場合の特則条項

▶ 保障(責任)開始の日を指定する場合の特則

ご契約者は、責任開始の日を指定する場合の特則を付加することにより、保障(責任)開始の日を指定することができます。

- ご契約者は、申込日の翌日から申込日の3カ月後の月の申込日に相当する日(申込日に相当する日がないときは、その月の末日)の間で、保障(責任)開始の日を指定することができます。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときは、指定した保障(責任)開始の日から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。
- 第1回保険料は、指定した保障(責任)開始の日からその翌月末までに払い込みください。

【例:申込日が4月15日、保障(責任)開始の日が7月15日の場合】



⚠️ ご注意

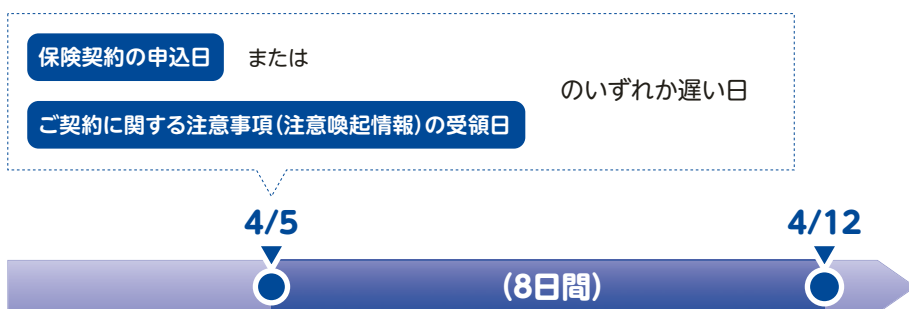
- 申し込み後、指定した保障(責任)開始の日を変更することはできません。
- 指定した保障(責任)開始の日以後に告知した場合は、告知した時から保障(責任)が開始となります。
- 当社の定めるところにより、保障(責任)開始の日を指定できる期間を制限することがあります。

6 クーリング・オフ制度

申込日から8日以内であれば、契約の申し込みの撤回（クーリング・オフ）ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）の受領日」のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内であれば、書面による通知により、契約の申し込みを撤回（契約成立後は解除。以下、「撤回など」といいます。）**ができます。
- 申し込みの撤回などがあったときは、すでに払い込んだ保険料は申込者またはご契約者に返します。
- 保険証券が到着したときは、郵便局または当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

【保障（責任）開始の日を指定した場合】

- 申込者またはご契約者は、次のいずれか遅い日まで、書面による通知により契約の申し込みの撤回などを行うことができます。
 - 指定した保障（責任）開始の日の前日
 - 「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日目の日

⚠️ ご注意

- 契約の復活の申し込みのときには、クーリング・オフ制度は適用されません。

【通知方法】

● 契約の申し込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

① 来店の方法

以下のものをお持ちの上、最寄りの郵便局または当社の支店に申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- イ 申込内容を確認できるもの
(保険契約申込書(お客さま控え)、申し込みの際に交付する保険契約申込受付証など)



② 郵送の方法

以下のはがきを、郵便局または当社の支店に郵送してください。

郵送のときは「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて「8日以内の消印のあるものが有効」となります。(※)

(※) 保障(責任)開始の日を指定した場合、次のいずれか遅い日までの消印のあるものが有効となります。

- ・ 指定した保障(責任)開始の日の前日
- ・ 「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日目の日

【クーリング・オフはがき記入例】

すでに保険証券が届いているときは、記載してください。

郵便はがき

切手

〒

郵便局

あて

△△市△△町△△△△△

下記の保険契約の申し込みをクーリング・オフします。

申込年月日 ○年○月○日
 保険種類名 ○○○○保険
 保険金額 ○,○○○,○○○円
 保険料額 ○○,○○○円
 被保険者氏名 ○○○○○
 保険証券記号番号 ○○-○○-○○○○○○○○

通知年月日 ○年○月○日
 住所 〒123-4567
 ○○市○○町○-○-○
 氏名 ○○○○○

申し込みをした郵便局または申し込みをした当社の支店に郵送してください。

申込者またはご契約者本人が自署してください。

はがきを投函する日付を記載してください。

7 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ

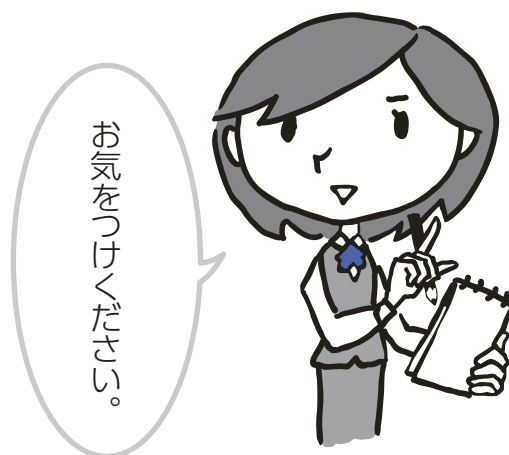
現在の契約を解約・減額して、新たな契約の申し込みをする場合、ご契約者に不利益になることもあります。

⚠️ ご注意

- 現在の契約について解約または減額した場合に支払う返戻金額は、多くの場合、払い込んだ保険料の合計額より少ない金額となります。
特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新たな契約とは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- 告知が必要な新たな契約の申し込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」①があるため、健康状態などにより、新たな契約の引き受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな契約が解除または取り消しとなる場合があります。

 ①しおり12P参照

「健康状態などの告知」



8 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、契約の申し込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際にはご協力をお願いします。

9 申し込み手続きの際の注意点

▶ 1 申込書、質問表(告知書)は本人が記入してください。

📖 ①しおり12P参照

「健康状態などの告知」

- 申込書、質問表(告知書)📖①は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人が記入してください。

(注)ペーパーレス申し込みの場合は、ご契約者、被保険者本人が申込内容および告知内容を画面で十分に確認の上、署名用紙に署名してください。



▶ 2 保険金受取人、指定代理請求人📖②を指定してください。

📖 ②しおり29P参照

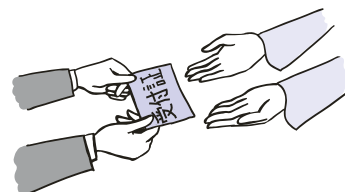
「指定代理請求制度」

- 万が一のときや病気やケガのときに、保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申し込みの際には、保険金受取人および指定代理請求人を指定してください。また、ご契約者から保険金受取人および指定代理請求人の方へ、事前に契約内容について説明してください。

▶ 3 保険契約申込受付証などをお受け取りください。

- 申し込みの際に「当社所定の用紙(保険契約申込受付証または保険料充当金領収証(※))」を交付しますので、お受け取りください。

(※)法人契約(ご契約者が法人)などの場合で、第1回保険料(第1回保険料相当額)を小切手により払い込まれたときに限り、「保険料充当金領収証」を交付します。



▶ 4 保険証券を確認してください。

📖 ③しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

- 「保険証券」📖③が届いたら、申込内容と違いがないか確認してください。

⚠️ ご注意

- 次の場合は、**かんぽコールセンター ☎️0120-552-950** ここにきこうにご連絡ください。

- ①「告知」に関して、不明な点があるとき
- ②万が一、郵便局または当社の支店の社員が、お客さまから「保険料」や「保険証券」などを「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモで預かったとき
- ③「保険証券」や毎年送付するご契約内容のお知らせが、申込内容と異なるときや不明な点があるとき

1 普通養老保険(新フリープラン) (新フリープラン(短期払込型))

契約の目的

- 万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えたシンプルな保険です。

商品の特長



- 被保険者の生存中に保険期間が満了したとき
⇒「満期保険金」

- 被保険者が死亡したとき
⇒「死亡保険金」
(満期保険金と死亡保険金の額は同額です。)

- 「各種特約」②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

 ①しおり31P参照

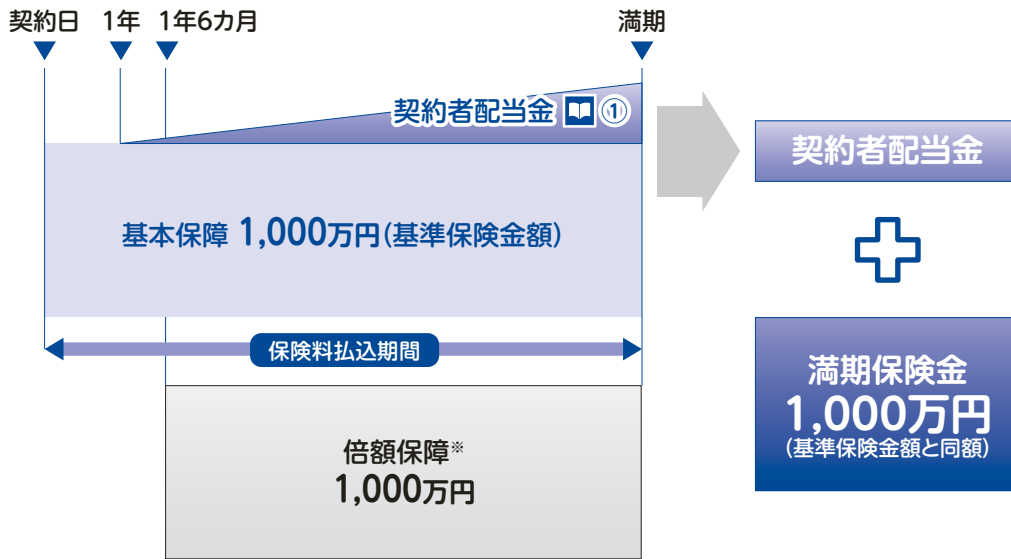
「基本契約の保障内容」

 ②しおり33P参照

「特約の共通事項」

(1) 普通養老保険(新フリープラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



①しおり62P参照

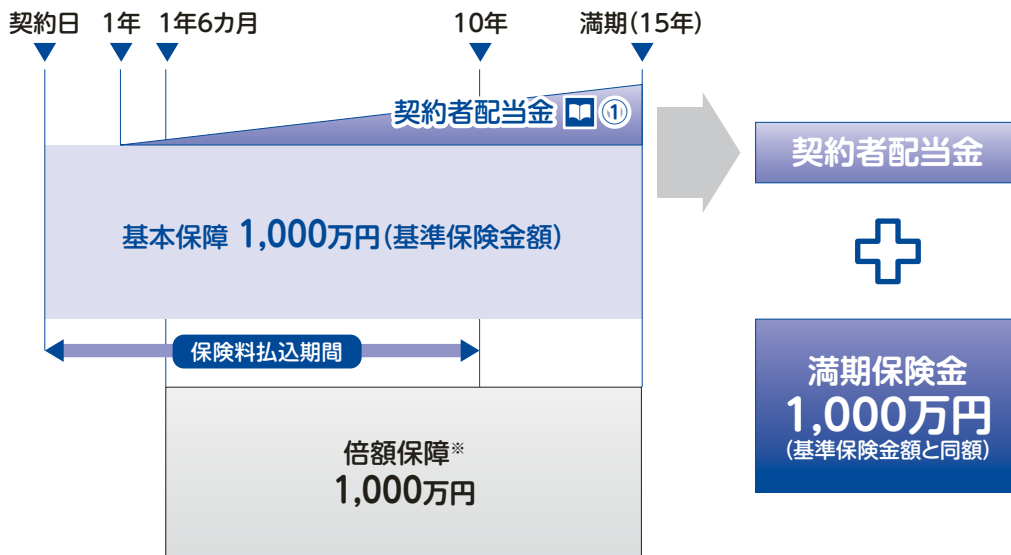
「契約者配当金」

特長としくみ

(2) 普通養老保険(新フリープラン(短期払込型))

●10年払込15年満期養老保険

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障(責任)開始の日 ②から開始します。

②しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

2 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))

契約の目的	●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えた保険です。 ●普通養老保険に加入した場合と比べて、万が一の保障(死亡保障)をより少ない保険料で備えることができます。				
商品の特長  ①	●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ●被保険者が死亡したとき ⇒「満期保険金の2倍、5倍または10倍の額の死亡保険金」 <table border="1" data-bbox="654 761 1430 940"> <tr> <td rowspan="3">死亡保険金額</td><td>新フリープラン 2倍保障型 → 満期保険金の2倍</td></tr> <tr> <td>新フリープラン 5倍保障型 → 満期保険金の5倍</td></tr> <tr> <td>新フリープラン 10倍保障型 → 満期保険金の10倍</td></tr> </table> ●「各種特約」 ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。	死亡保険金額	新フリープラン 2倍保障型 → 満期保険金の 2倍	新フリープラン 5倍保障型 → 満期保険金の 5倍	新フリープラン 10倍保障型 → 満期保険金の 10倍
死亡保険金額	新フリープラン 2倍保障型 → 満期保険金の 2倍				
	新フリープラン 5倍保障型 → 満期保険金の 5倍				
	新フリープラン 10倍保障型 → 満期保険金の 10倍				

 ①しおり32P参照

「基本契約の保障内容」

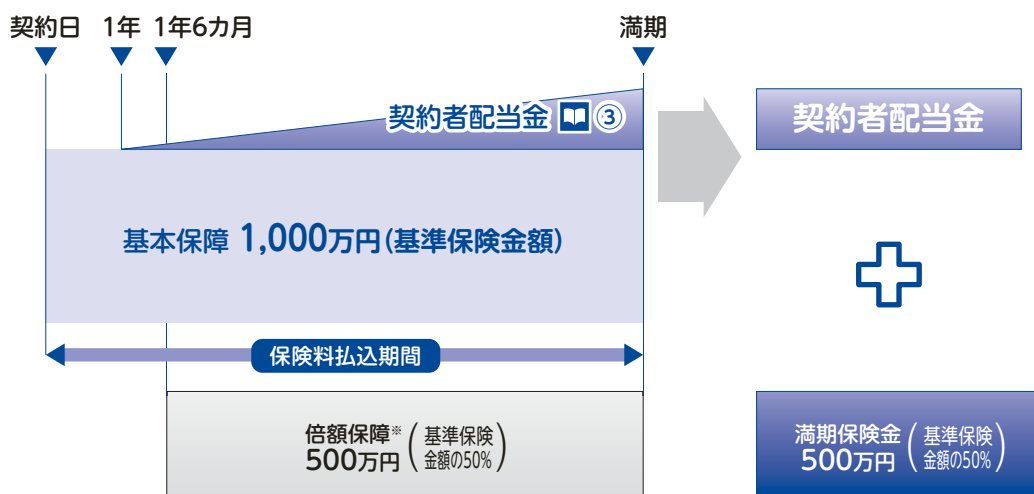
 ②しおり33P参照

「特約の共通事項」

●しくみ図

(1) 特別養老保険(新フリープラン(2倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



 ③しおり62P参照

「契約者配当金」

※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

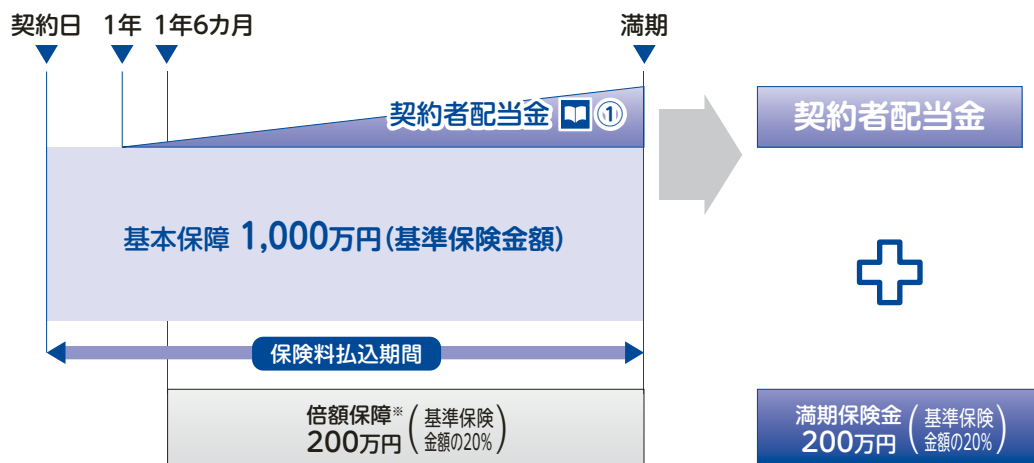
(注)保障は保障(責任)開始の日 ④から開始します。

 ④しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

(2) 特別養老保険(新フリープラン(5倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



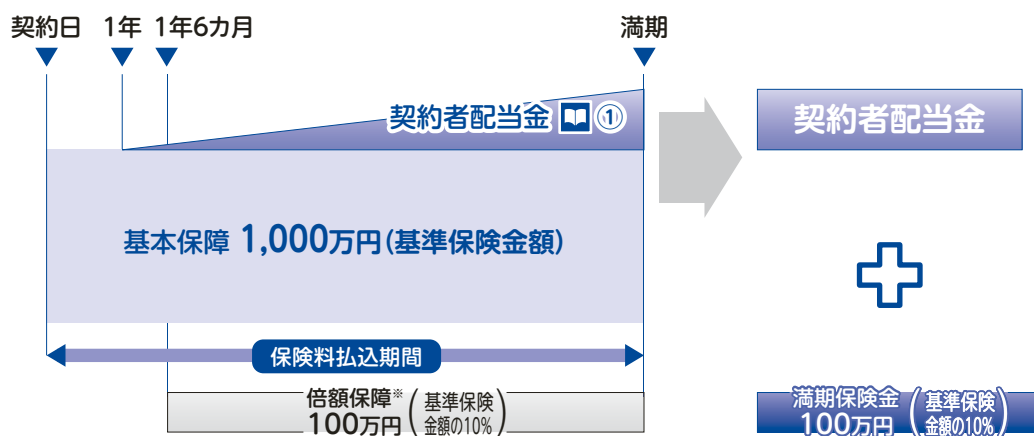
①しおり62P参照

「契約者配当金」

特長としくみ

(3) 特別養老保険(新フリープラン(10倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日②から開始します。

②しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

1 保険金の請求方法

①参照

保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があるとされる場合や、不明な点が生じた場合などについてもご連絡ください。

②参照

「契約内容」は、ご契約者に毎年10月に送付するご契約内容のお知らせでも確認できます。

③参照

被保険者のプライバシーに関することでも伺いますので、受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

④約款・Web参照

主約款・特約条項の「別表(必要書類)」や「当社Webサイト」(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)もご参照ください。

⑤しおり・Web参照

「マイナンバー(個人番号)の取り扱い」(68ページ)や「当社Webサイト」(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)もご参照ください。

⑥約款参照

普通養老約款「第44条」、特別養老約款「第43条」、災害「第37条」、傷医「第37条」、総医「第42条」



お客さま

1 入院した場合など ①

	請求できる保険金	保険金受取人
満期のとき	満期保険金	満期保険金受取人
被保険者が死亡したとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
被保険者が入院したとき	入院保険金	被保険者
被保険者が手術を受けたとき	手術保険金	
被保険者が放射線治療を受けたとき	放射線治療保険金	

2 「契約内容」②を「保険証券」および「この冊子」で確認してください。

3 最寄りの郵便局、当社の支店、かんぽコールセンター ここにきこう 0120-552-950 にご連絡ください ③。

5 請求に必要な書類 ④をすべて用意の上、提出してください。

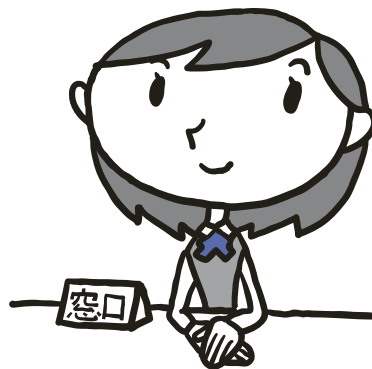
○保険金などの請求の際、ご契約者と保険金受取人のマイナンバーの提供をお願いすることがあります ⑤。

8 当社から発行する保険金の支払いのご案内などにより、支払内容を確認してください。



郵便局／
かんぽ生命

気軽に
ご相談ください。



4 請求にあたり、必要な書類をご案内します。

6 提出書類の内容を確認します。

7 請求を受け付けた日の翌日から同日を含めて、5営業日以内 ⑥に保険金を支払います。

○なお、保険金を支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や事実の確認が必要な場合は180日以内に、保険金を支払います。

保険料の払込免除の請求も同じです。

●契約内容の確認のお願い

○お客さまの契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、確認してください。

- ☑被保険者が複数の契約に加入していませんか？
- ☑「死亡保険金」を請求する場合、請求していない「入院保険金」、「手術保険金」、「放射線治療保険金」、「その他返戻金など」はありませんか？
(例えば、被保険者が亡くなる前に、入院したり、手術をした場合)
- ☑当社の定める「身体障がいの状態」に該当していませんか？
(例えば、「不慮の事故でのケガ」により、片方の目が見えなくなったり、両耳が聞こえなくなった場合)
- ☑当社の定める「重度障がいの状態」に該当していませんか？
(例えば、「病気」や「ケガ」により、両目が見えなくなったり、寝たきりになった場合)

●保険金などの請求権の期限 ①

○保険金、保険料の払込免除、返戻金その他諸支払金を請求する権利は、行使しないまま「5年間」を過ぎると、その権利がなくなります。

早めの連絡および請求をお願いします。

5年間

①約款参照

普通養老約款「第45条」、特別養老約款「第44条」、災害「第39条」、傷医「第39条」、総医「第44条」

●提出書類の費用負担

○保険金などの請求の際には「戸籍抄(謄)本」、「住民票」などお客さまが提出する書類があります。これらの書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

●事実の確認のお願い

○お客さまが提出した書類を確認した結果、当社の担当者または当社が委託した者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。

確認の際には、ご協力をお願いします。なお、事実の確認が必要な場合は、当社から保険金を請求した方に通知します。

●診断書取得費用相当額の当社負担

○保険金などの請求の際に、診断書を提出したにもかかわらず、保険金の支払対象などとならなかった場合は、診断書取得費用相当額として、6,000円を支払います。

(注)当社所定の要件を満たしている必要があります。

6,000円

 約款参照

普通養老約款「第44条」、特別養老約款「第43条」

 ①参照

満期保険金とともに支払われる契約者配当金を含みます。

▶ 満期保険金の請求時の便利な取り扱い

一定の条件を満たす場合、満期保険金の請求に必要な書類を提出しなくても、ご契約者が指定した金融機関の口座（振込先口座）へ満期保険金①を支払います。

- この取り扱いを利用するためには、以下の場合で、かつ、当社所定の条件を満たす必要があります。

- ☒ ご契約者と満期保険金受取人が同一人であること
- ☒ ご契約者が法人でないこと
- ☒ 指定する口座（振込先口座）がご契約者名義であること

- 指定した口座（振込先口座）は、当社から送付する以下のご案内などでお知らせします。指定した口座（振込先口座）の情報に変更がある場合は、お振り込みができないときがありますので、速やかに当社にご連絡ください。
 - 契約後、保険証券を送付する際に同封するご案内
 - 毎年送付するご契約内容のお知らせ
 - 満期保険金の支払いに際し、事前に送付するご案内
- 満期保険金の支払金額を通帳などでご確認した後は、お手元の保険証券を破棄してください。

ご注意

- 満期保険金を支払った場合で、保険期間が満了する前に被保険者が死亡していたときには、当社は満期保険金を受け取った方にその返還を請求し、死亡保険金を支払うときは、死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。
- 死亡保険金の支払事由に該当したときは、速やかに当社にご連絡ください。
- 満期保険金の支払いに際し、保険料の入金が確認できないときは、保険料を差し引いた金額で満期保険金を口座（振込先口座）に支払います。差し引いた保険料は、払い込みが確認でき次第、口座（振込先口座）へ返金します。

▶ 指定代理請求制度

保険金受取人(=被保険者)が保険金を請求できない「当社所定の事情」がある場合、受取人に代わって、あらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金を請求できる制度です。

約款参照

指定代理請求特則
条項

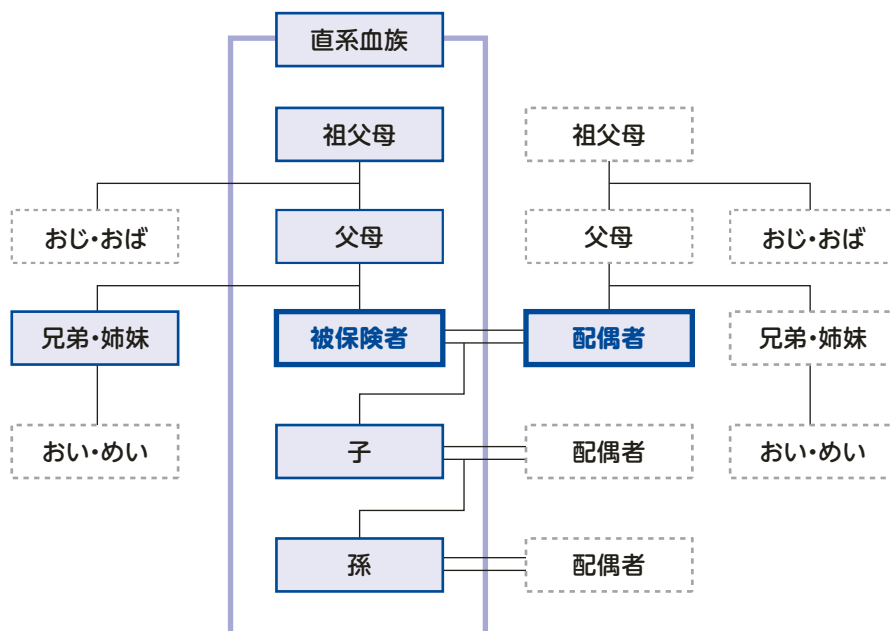
【指定代理請求ができる例】※当社が認めた場合に限りです。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
- がんなどの病名の告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき

- ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
- 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができることをお知らせください。

- ☑ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ☑ 被保険者の直系血族
(例えば、祖父母、父母、子、孫)
- ☑ 被保険者の兄弟姉妹
- ☑ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
(例えば、子の配偶者、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい)

【指定代理請求人の範囲の例】



【指定代理請求人が請求できる保険金など】

基本契約・特約	保険金などの例
普通養老保険 特別養老保険	満期保険金(※1) 重度障がいによる保険金(※1) 重度障がいの通知(※2) 身体障がいによる保険料の払込免除(※2) 重度障がいによる保険料の払込免除(※2)
無配当傷害医療特約 無配当総合医療特約	入院保険金 手術保険金 放射線治療保険金 保険料の払込免除(※2)
無配当災害特約	傷害保険金 保険料の払込免除(※2)

※1 被保険者が受け取る場合(受取人が複数人である場合を除きます。)に限ります。

※2 ご契約者と被保険者が同一人の場合(ご契約者が複数人である場合を除きます。)に限ります。

⚠️ ご注意

- 指定代理請求人に保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人に保険金などを支払った後に、ご契約者または被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万が一不都合が生じてても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の成年後見人などによる請求はできません。



2 基本契約の保障内容

▶ 1 普通養老保険(新フリープラン) (新フリープラン(短期払込型))

(1) 保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金 受取人 ⑤
満期保険金	被保険者の「生存」中に保険期間が満了したとき	基準 保険金額	満期保険金 受取人
死亡保険金	被保険者が「死亡」したとき		死亡保険金 受取人
重度障がい による 保険金	被保険者が「 重度障がいの状態 」①(例えば、両目が失明したなど)になり、ご契約者からその旨の通知があったとき ②		
保険金の 倍額支払 (倍額保障)	被保険者が契約日を含めて1年6カ月(復活のときはさらに復活日を含めて6カ月)を経過した後に ①「 不慮の事故 」③(例えば、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「 当社所定の感染症 」④(例えば、コレラ)により死亡したとき	死亡保険金額 と同額	

- 被保険者が満6歳未満で死亡したときの死亡保険金の額は、死亡当時(重度障がいによる保険金は、通知時)の年齢に応じて、次のとおりです。

満3歳未満のとき…基準保険金額の50%
満6歳未満のとき…基準保険金額の80%

(2) 保険料の払込免除ができる場合

- 被保険者が「**不慮の事故**」でのケガにより180日以内に「**身体障がいの状態**」⑥になったとき
- 被保険者が病気またはケガにより「**重度障がいの状態**」になったとき
- 被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉がご契約者で、そのご契約者が被保険者が満10歳になる前に、
 - ①「**不慮の事故**」または「**当社所定の感染症**」により「**死亡**」したとき
 - ②病気またはケガにより「**重度障がいの状態**」になったとき

①約款参照

普通養老約款「別表3」

②参照

「重度障がいによる保険金」は後日請求を行うこととし、保険料の払込免除を受けて契約を継続することもできます。ただし、このときは、あらためて「**重度障がいによる保険金**」の請求をしてください。なお、「**重度障がいによる保険金**」の支払いをしたときは、契約は消滅しますので、ご注意ください。

③約款参照

普通養老約款「別表1」

④約款参照

普通養老約款「別表2」

⑤約款参照

保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、新しい保険金受取人を速やかに指定してください。指定していない場合は、約款に基づき保険金受取人が変更となります。普通養老約款「第28条」をご覧ください。

⑥約款参照

普通養老約款「別表4」

しおり42P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

▶ 2 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))

(1) 保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人 ^⑤
満期保険金	被保険者の「生存」中に保険期間が満了したとき	○2倍保障型 基準保険金額×50% ○5倍保障型 基準保険金額×20% ○10倍保障型 基準保険金額×10%	満期保険金受取人
死亡保険金	被保険者が「死亡」したとき	基準保険金額	死亡保険金受取人
重度障がいによる保険金	被保険者が「重度障がいの状態」 ^① (例えば、両目が失明したなど) になり、ご契約者からその旨の通知があったとき ^②		
保険金の倍額支払(倍額保障)	被保険者が契約日を含めて1年6カ月(復活のときはさらに復活日を含めて6カ月)を経過した後に ①「不慮の事故」 ^③ (例えば、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「当社所定の感染症」 ^④ (例えば、コレラ)により死亡したとき	満期保険金額と同額	

(2) 保険料の払込免除ができる場合

- 被保険者が「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」^⑥になったとき
- 被保険者が病気またはケガにより「重度障がいの状態」になったとき

①約款参照

特別養老約款「別表3」

②参照

「重度障がいによる保険金」は後日請求を行うこととし、保険料の払込免除を受けて契約を継続することもできます。ただし、このときは、あらためて「重度障がいによる保険金」の請求をしてください。なお、「重度障がいによる保険金」の支払いをしたときは、契約は消滅しますので、ご注意ください。

③約款参照

特別養老約款「別表1」

④約款参照

特別養老約款「別表2」

⑤約款参照

保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、新しい保険金受取人を速やかに指定してください。指定していない場合は、約款に基づき保険金受取人が変更となります。特別養老約款「第27条」をご覧ください。

⑥約款参照

特別養老約款「別表4」

しおり42P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

3 特約の保障内容

▶ 1 特約の共通事項

●普通養老保険・特別養老保険に付加できる特約の概要は、以下のとおりです。

特約名	保障内容							詳しくは	
		死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	入院初期保険金(※)	手術保険金	放射線治療保険金	しおり	約款
無配当傷害医療特約	「不慮の事故」  ①での「ケガ」による入院や手術、放射線治療に備えます。	—	—	○ ケガ	(I型) のみ ○ ケガ	○ ケガ	○ ケガ	37 ページ	161 ページ
無配当総合医療特約	「病気」や「不慮の事故」での「ケガ」による入院や手術、放射線治療に備えます。	—	—	○ 病気 ケガ	(I型) のみ ○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	38 ページ	189 ページ
無配当災害特約	「不慮の事故」での「ケガ」による「死亡」や「身体障がい」  ②に備えます。	○ ケガ	○ ケガ	—	—	—	—	40 ページ	131 ページ

(※) 無配当傷害医療特約、無配当総合医療特約にはそれぞれ「I型」と「II型」があり、「I型」を付加した場合のみ保障します。

特約保険料の払込免除ができる場合

- 基本契約の保険料が払込免除となったとき
- 基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみを払い込み中の場合で、被保険者が「不慮の事故」でのケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき

①約款参照

特約「別表1」

②約款参照

特約「別表2」

しおり42P参照

「保険金などを支払
いできない場合」を
ご参照ください。

(1) 支払いの対象となる「入院」①

- 「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。

「入院」に該当しない場合

- 病院・診療所が発行する領収証（診療報酬明細書）に「入院（基本料）」などの計上がないとき
（例えば、大腸ポリープの手術を外来で受けた場合、「入院」には該当しません。）
- 入院先が病院または診療所でないとき
（例えば、介護老人保健施設、助産院、鍼灸（しんきゅう）院、カイロプラクティック）
- 病気やケガの治療を目的としないとき
（例えば、美容のための入院、治療を主たる目的としない診断のための検査入院、介護のための入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の保険給付の対象とならない入院）

(2) 2回以上入院した場合の「入院保険金」および「入院初期保険金」の取り扱い②

- 不慮の事故でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算し、入院保険金を支払います。その場合、入院初期保険金は1回分のみ支払います。
ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。その場合、新たな入院に対しても入院初期保険金を支払います。
- 病気により2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算し、入院保険金を支払います。その場合、入院初期保険金は1回分のみ支払います。
ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。その場合、新たな入院に対しても入院初期保険金を支払います。

(3) 支払いの対象となる「手術」 ①

- 「手術」とは、治療を直接の目的とし、手術を受けた時点において、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※)および先進医療 ②に該当する施術(診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。)をいいます。

(※) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

「手術」に該当しない場合

- (例) ① 被保険者以外の方に対する手術(新生児仮死蘇生術など)
 ② 治療を直接の目的としない手術(美容のための手術、臓器提供者の手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の保険給付の対象とならない手術など)

以下に示す手術は保障の対象外です。

- 創傷処理
- デブリードマン
- 皮膚切開術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- 外耳道異物除去術
- 鼻内異物摘出術
- 内視鏡下鼻腔手術(鼻腔内手術)
- 抜歯手術

(4) 同一の日に2以上の手術を受けた場合の「手術保険金」の取り扱い ③

- 同一の日に2以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち手術保険金の金額が最も高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

(5) 同一の手術を2以上受けた場合の「手術保険金」の取り扱い ③

- 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(一連の手術)を受けた場合は、次のとおり取り扱います。

○ 一連の手術を受けた最初の日からその日を含めて60日間を「同一手術期間」とします。

○ 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。

○ 同一手術期間中に受けた一連の手術については、同一手術期間中に受けた一連の手術のうち、手術保険金の金額が最も高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

- 医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。

 ① 約款参照

傷医・総医「第2条」

 ② 約款参照

傷医・総医「別表7」

 ③ 約款参照

傷医「第6条」、総医「第7条」

①約款参照

傷医・総医「別表7」

②約款参照

傷医・総医「第2条」

③約款参照

傷医「第6条」、総医「第7条」

④約款参照

傷医「第41条」、総医「第46条」

(6) 支払いの対象となる「放射線治療」

- 「放射線治療」とは、放射線治療を受けた時点において公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(※)および先進医療 ①に該当する放射線照射または温熱療法による施術をいいます ②。

(※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。

(7) 同一の日に2以上の「放射線治療」を受けた場合の取り扱い

- 同一の日に2以上の放射線治療を受けたときは、これらの治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療保険金を支払います ③。

(8) 放射線を常時照射する治療を受けた場合の「放射線治療保険金」の取り扱い

- 放射線を常時照射する治療(放射性物質の体内への埋め込み、投与などにより、放射線を絶えず照射し続ける治療)を2日以上にわたって継続して受けた場合は、治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療は、放射線治療の開始日に受けたものとみなします ③。

(9) 複数回の放射線治療を受けた場合の取り扱い

- 放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません ③。

(10) 「手術保険金」または「放射線治療保険金」の支払事由の変更

- 当社は、手術保険金または放射線治療保険金(以下「手術保険金など」といいます。)の支払事由に関係する法令などの改正または医療技術の変化があり、手術保険金などの支払事由に影響がある場合は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、手術保険金などの支払事由に関する約款の規定を変更することがあります。
この場合、当社はその約款の規定を変更する日の2カ月前までに、ご契約者に連絡します ④。

▶ 2 無配当傷害医療特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	保険金受取人 ④
入院保険金	「不慮の事故」①でのケガにより3年以内に1日以上「入院」②をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 不慮の事故でのケガによる1回の入院(※1)につき120日分が限度です。	特約基準 保険金額 (入院保険金、入院初期保険金、手術保険金および放射線治療保険金を通算します。)	被保険者
入院初期保険金 (I型のみ)	入院保険金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき 入院保険金日額 × 5日分(※2)		
手術保険金	「不慮の事故」でのケガにより3年以内に「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている「手術」②または先進医療 ③に該当する施術(※3)を受けたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 20倍 (入院中に手術を受けた場合) × 5倍 (入院中以外に手術を受けた場合)		
放射線治療保険金	「不慮の事故」でのケガにより3年以内に「医科診療報酬点数表」に放射線治療料の算定対象として列挙されている「放射線治療」②または先進医療 ③に該当する放射線照射もしくは温熱療法による施術を受けたとき	放射線治療1回につき 入院保険金日額 × 10倍		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) $200\text{万円} \times 1.5 / 1000 = 3,000\text{円}$

(注) 入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金は、保険期間中に入院したときや、保険期間中に手術または放射線治療を受けたときにそれぞれ支払います。

(※1) 不慮の事故でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。

(※2) 2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合は、入院初期保険金の支払いは1回限りとなります。

(※3) 診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。

約款参照

無配当傷害医療特約条項

①約款参照

傷医「別表1」

②しおり・約款参照

傷医「第2条」および「特約の共通事項」(33ページ)

③約款参照

傷医「別表7」

④約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取り扱い、傷医「第38条」をご覧ください。

しおり42P参照

「保険金などを支払いきれない場合」をご参照ください。

▶ 3 無配当総合医療特約の保障内容

約款参照

無配当総合医療特約条項

①しおり・約款参照

総医「第2条」および「特約の共通事項」(33ページ)

②約款参照

総医「別表1」

③約款参照

総医「別表7」

④約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取り扱いは、総医「第43条」をご覧ください。

しおり42P参照

「保険金などを支払いきれない場合」をご参照ください。

名称	支払事由	支払金額	支払限度	保険金受取人 ④
入院保険金	①病気で1日以上「入院」をしたとき(「不慮の事故」②でのケガにより3年経過後に1日以上「入院」をしたときを含みます。)②「不慮の事故」②でのケガにより3年以内に1日以上「入院」をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 病気または不慮の事故でのケガによる1回の入院(※1)につき、それぞれ120日分が限度です。		被保険者
入院初期保険金(I型のみ)	入院保険金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき 入院保険金日額 × 5日分(※2)	特約基準 保険金額	
手術保険金	病気または不慮の事故でのケガにより「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている「手術」①または先進医療③に該当する施術(※3)を受けたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 20倍 (入院中に手術を受けた場合) × 5倍 (入院中以外に手術を受けた場合)	(入院保険金、入院初期保険金、手術保険金および放射線治療保険金を通算します。)	
放射線治療保険金	病気または不慮の事故でのケガにより「医科診療報酬点数表」に放射線治療料の算定対象として列挙されている「放射線治療」①または先進医療③に該当する放射線照射もしくは温熱療法による施術を受けたとき	放射線治療 1回につき 入院保険金日額 × 10倍		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) $200\text{万円} \times 1.5 / 1000 = 3,000\text{円}$

注意事項を次のページに記載しておりますので、併せてご確認ください。

- (注) 入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金は、保険期間中に入院したときや、保険期間中に手術または放射線治療を受けたときにそれぞれ支払います。
- (※1) 不慮の事故でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。
- また、病気により2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。
- なお、不慮の事故でのケガによる入院と病気による入院が重複した場合、重複した入院期間については、病気による入院保険金を支払わず、不慮の事故でのケガによる入院保険金を支払います。
- (※2) 2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合は、入院初期保険金の支払いは1回限りとなります。
- (※3) 診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。

▶ 4 無配当災害特約の保障内容

約款参照
無配当災害特約条項

①約款参照
災害「別表1」

②約款参照
災害「別表2」

③約款参照
被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取り扱いは、災害「第38条」をご覧ください。

④約款参照
災害「第2条」

⑤約款参照
災害「別表3」の(4)

しおり42P参照
「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

名称	支払事由	支払金額	支払限度	保険金受取人
死亡保険金	「不慮の事故」 ①でのケガ (※1)により180 日以内に「死亡」 したとき(※2)	特約基準保険金額	特約基準保険 金額	特約死亡 保険金 受取人
傷害保険金	「不慮の事故」で のケガ(※1)によ り180日以内に 「身体障がいの状 態」②になった とき(※3)	身体障がいの状態 に応じて 特約基準保険金額 の10%～100%	(死亡保険金およ び傷害保険金を 通算します。)	被保険者 ③

(※1)保険期間中に発生した不慮の事故でのケガに限ります。

(※2)死亡保険金は、保険期間中に死亡したときに支払います。

(※3)不慮の事故の日を含めて4日以内、かつ保険期間中に死亡したときは、傷害保険金を支払わず、死亡保険金を支払います④。

(1)複数の身体障がいの状態になった場合の「傷害保険金額」

- ①1つの「不慮の事故」でのケガによって、身体の同一部位⑤(例えば、肩関節以下)に、2つ以上の身体障がいが生じたときは、該当する支払割合のうち、最も高い支払割合で計算した傷害保険金額となります。
- ②「不慮の事故」でのケガによって、すでに身体障がいがあった部位と同一部位に、さらに身体障がいが増えたときは、その結果、生じた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額から、すでになっていた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額を差し引いた金額となります。

(2)被保険者が満6歳未満の場合の保険金額

- 被保険者が満6歳未満で、「不慮の事故」によってケガをしたときは、事故当時の年齢に応じて、死亡保険金または傷害保険金の額は、次のとおりとなります。

満3歳未満のとき…死亡保険金額または傷害保険金額の50%
満6歳未満のとき…死亡保険金額または傷害保険金額の80%

4 保険金などを支払いできない場合

次の場合には、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

▶ 1 「保険金の支払事由」または「保険料の払込免除事由」に該当しない場合

- 「保険金の支払い」や「保険料の払込免除」は、主約款・特約条項に定める支払事由または払込免除事由に該当する場合に受けることができます。
- 主約款・特約条項に定める保険金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当しない場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

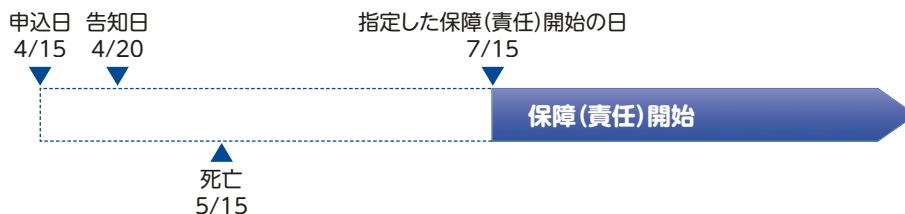
(1)「保障(責任)の開始時」❏①前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき

- 「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」は、その原因となる「病気」または「ケガ」が基本契約または特約の保障(責任)の開始時以後に生じたことが、その要件となっています。
- したがって、保障(責任)の開始時にすでに生じていた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。
- 保障(責任)の開始時後に生じた「病気」であっても、その「病気」が保障(責任)の開始時にすでに生じていた「病気」と直接の因果関係があり、一連の病気とみなされるときは、「特約保険金の支払い」ができないことがあります。(例えば、「脳梗塞」と「高血圧症」は一連の病気とみなされることがあります。)

【保障(責任)開始の日を指定した場合の注意点】

- 指定した保障(責任)開始の日より前に死亡しても、保障(責任)開始前であるため、保険金の支払いはできません。

【例:指定した保障(責任)開始の日より前に被保険者が死亡した場合】



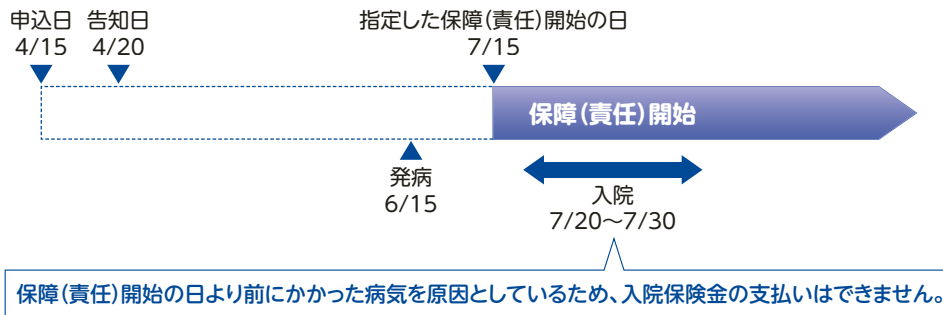
- ・保障(責任)開始前であるため、死亡保険金の支払いはできません。
- ・保障(責任)開始前に被保険者が死亡した場合、契約は無効となります。

❏①しおり参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」(15ページ)、「契約の復活」(58ページ)

- 指定した保障(責任)開始の日より前に生じていた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。

【例:指定した保障(責任)開始の日より前に発病し、保障(責任)開始の日以後に入院した場合】



- ただし、保障(責任)の開始時にすでに生じていた「病気」や不慮の事故での「ケガ」を原因とする場合であっても、以下のときには、保障(責任)の開始時以後に生じた「病気」や不慮の事故での「ケガ」を原因とするものとみなします ①。

- ①保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後に、その「病気」を原因とする入院を開始したとき、または手術や放射線治療をしたとき
 - ②保障(責任)の開始時前の不慮の事故での「ケガ」により、保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後、かつその事故の日の翌日からその日を含めて3年を経過した後にその事故での「ケガ」を原因とする入院を開始したとき、または手術や放射線治療をしたとき
 - ③契約の申し込みの際に、その「病気」について告知 ②があったとき(※)
 - ④その「病気」に関して、保障(責任)の開始時に、次のアおよびイを満たすとき(ご契約者または被保険者がその「病気」による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。)
- ア 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(※)「質問表(告知書)」にご自身で記入(告知)した「病気」のみが該当します。当社が引き受けに当たって「病気」に関する事実を知っていたか否かにかかわらず、質問表(告知書)に記入(告知)しなかった「病気」は対象とはなりません。

(2)当社の定める「入院」③に該当しないとき

(3)当社の定める「手術」③に該当しないとき

(4)当社の定める「放射線治療」③に該当しないとき

(5)当社の定める「重度障がいの状態」④に該当しないとき

(6)当社の定める「身体障がいの状態」⑤に該当しないとき

①約款参照

普通養老約款「第2・5・6条」、特別養老約款「第2・5条」、災害「第6条」、傷医「第8条」、総医「第3・10・38条」

②しおり12P参照

「健康状態などの告知」

③しおり・約款参照

「特約の保障内容」(33ページ)、傷医・総医「第2条」

④約款参照

普通養老約款・特別養老約款「別表3」

⑤約款参照

普通養老約款・特別養老約款「別表4」、特約「別表2」

▶ 2 免責事由などに該当する場合

- 保険金の支払事由や保険料の払込免除事由に該当する場合でも、当社の**主約款・特約条項に定める「免責事由」などに該当する場合は、保険金の支払いおよび保険料の払込免除はできません。免責事由などは、次のとおりです。**

(1) 保険金の支払いができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類／保険金

- ①「ご契約者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読み替えます。
 ②「ご契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読み替えます。
 ③「ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」と読み替えます。
 ④「ご契約者、被保険者の故意または重大な過失」と読み替えます。
 ※1 自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金を支払います。
 ※2 支払事由に該当する被保険者の数によっては、保険金を全額または削減して支払うときがあります。

(2)保険料の払込免除ができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類 ／払込免除 払込免除事由に 該当しても 保険料の払込免除を しない場合	普通養老保険 特別養老保険		普通養老保険		無配当災害特約 無配当傷害医療特約 無配当総合医療特約	
	身体障 がいの による 保険料 の払込 免除	重度障 がいの による 保険料 の払込 免除	ご契約者 の死亡 による 保険料 の払込 免除	ご契約者 の重度障 がいの による 保険料 の払込 免除	基本保険料 の払込免 除に伴う 特約保険料 の払込免 除	身体障 がいの による 特約保険料 の払込免 除
病気(当社所定の感染症を除く)を直接の原因とする事故			○			
基本保険料が払込免除となった直接の原因が特約の責任開始時に生じたとき					○	
ご契約者、被保険者または特定された保険金受取人の故意または重大な過失	○	①	○	①		③
被保険者の犯罪行為	○		②			○
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○		②			○
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○		②			○
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故	○		②			○
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○		②			○
地震、噴火または津波(※)	○		○			○
戦争その他の変乱(※)	○	○	○	○		○

①「ご契約者、被保険者または特定された保険金受取人の故意」と読み替えます。

②「被保険者」は「ご契約者」と読み替えます。

③「ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」と読み替えます。

(※) 払込免除事由に該当するご契約者または被保険者の数によっては、保険料の全部または一部を払込免除とする場合があります。



▶ 3 告知義務違反①による解除の場合

▶ 4 重大事由による解除の場合

●「重大事由」②とは、次のものをいいます。

【重大事由】

- ①ご契約者、被保険者(被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。)または保険金受取人が保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で**保険事故**を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②ご契約者、被保険者(被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。)または保険金受取人が保険料を払込免除させる目的で**保険事故**を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ③保険金(保険料の払込免除を含みます。)の請求について、保険金受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ④ご契約者、被保険者または保険金受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
 (※1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 (※2)反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用などをいいます。また、ご契約者もしくは保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ⑤その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- 上記の「重大事由」に該当し、当社が基本契約または特約を解除した場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。ただし、上記④にのみ当てはまる場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが反社会的勢力に該当した場合に限り、保険金のうち、その該当した保険金受取人に対して支払うこととなっていた保険金を除いた額を、反社会的勢力に該当しない他の受取人に支払います。
- 当社は、すでに保険金の支払いをしたときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込免除をしたときは、その保険料を請求することがあります。

▶ 5 詐欺による取り消し、 または不法取得の目的による無効の場合

- 「詐欺」①または「不法取得の目的」①により契約を成立させた場合は、その契約は取り消しまたは無効となることがありますので、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

▶ 6 保険料の払い込みがなく、基本契約または特約が 「解除」または「失効」となった場合

- 保険料の払い込みがなかったため、基本契約または特約が解除となったときまたは効力を失った(失効した)ときは、その解除後または失効後は保障がないため、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。詳しくは「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」のページ②をご参照ください。

▶ 7 加入限度額超過による解除の場合

- 基本契約または特約の保険金額が「加入限度額を超える」ため、当社がその加入限度額を超えた基本契約または特約を解除したときは、その解除後は保障がないため、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません③。

①約款参照

普通養老約款「第21・22条」、特別養老約款「第20・21条」、災害「第16・17条」、傷医「第18・19条」、総医「第23・24条」

②しおり56P参照

「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」

③しおり14P参照

「保険金の加入限度額」

5 保険金を支払うことができる事例と 支払うことができない事例

- 保険金を支払うことができる場合、または支払うことができない場合の代表的な事例です。
その他の事例についても当社Webサイト
(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。
- 契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、取り扱いが異なる場合があります。
例えば、無配当傷害医療特約では病気を原因とする入院などは保障の対象外です。

▶ 事例 1

告知義務違反があった場合(死亡保険金)

<主約款(告知義務違反による契約の解除)>

○ 支払います。

契約の申し込み前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で死亡した場合

死亡の原因となった「胃がん」と告知義務違反による契約の解除の原因となった「慢性C型肝炎」との間に因果関係がないため、死亡保険金を支払います。

✕ 支払いません。

契約の申し込み前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝硬変」で死亡した場合

死亡の原因となった「肝硬変」と告知義務違反による契約の解除の原因となった「慢性C型肝炎」との間に因果関係があるため、死亡保険金の支払いはできません。

解説

- 契約の申し込みの際、健康状態について正確に告知する必要があります。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険金などの支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、当社は告知義務違反として契約を解除することがあります。この場合、保険金などの支払いはできません。
ただし、保険金などの支払事由が、告知義務違反による契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金などを支払います。

お確かめください…



▶ 事例 2 病気を原因とする場合(保険金の倍額支払)

<主約款(保険金の倍額支払)>

○ 支払いできます。

健康体の幼児が、パンを喉につかえさせ、呼吸困難により死亡した場合

約款に定める不慮の事故である「その他の不慮の窒息」に該当するため、保険金の倍額支払をします。

✕ 支払いできません。

「脳卒中」の後遺症のため、嚥下(えんげ)障がいが生じている被保険者が、流動食を誤嚥して、窒息死した場合

約款に定める不慮の事故である「その他の不慮の窒息」から除外する「疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の気道閉塞を生じた食物の誤嚥」に該当するため、保険金の倍額支払はできません。

解説

○保険金の倍額支払ができない場合を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合は、保険金の倍額支払はできません。

▶ 事例 3 重大な過失がある場合(保険金の倍額支払)

<主約款(保険金の倍額支払)>

○ 支払いできます。

被保険者が自動車運転中、うっかりわき見運転でガードレールに衝突して死亡した場合

約款に定める不慮の事故である「交通事故」に該当するため、保険金の倍額支払をします。

✕ 支払いできません。

被保険者が自動車運転中、危険な行為であることを認識できる状況下で、高速道路を逆走して対向車に衝突し、死亡した場合

約款に定める「免責事由」■①である「保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」に該当するため、保険金の倍額支払はできません。

解説

○保険金の倍額支払ができない場合(免責事由)を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合は、保険金の倍額支払はできません■②。

①約款参照

主約款「第3条」

②しおり44P参照

「免責事由などに該当する場合」

▶ 事例 4 重度障がいの回復の見込みがある場合 (重度障がいによる保険金)

<主約款(重度障がいによる保険金の支払)>

○ 支払います。

不慮の事故でのケガで、両目の損傷により失明した(障がいの状態が固定し、かつ、医師に回復の見込みがないと診断された)場合

障がいの状態(両目の失明)が固定し、かつ、回復の見込みがなく、約款に定める重度障がいの状態に該当するため、重度障がいによる保険金を支払います。

✕ 支払いません。

網膜剥離により、両目の矯正視力が0.02以下となったものの、医師に回復の見込みがあると診断され、現在治療中である場合

両目の視力に回復の見込みがあり、約款に定める重度障がいの状態に該当しないため、重度障がいによる保険金は支払いません。

解説

- 重度障がいによる保険金は、約款に定める重度障がいの状態が回復する見込みがない場合に支払うものであり、回復する見込みがある場合には支払いません ①。
- 約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。

①しおり42P参照

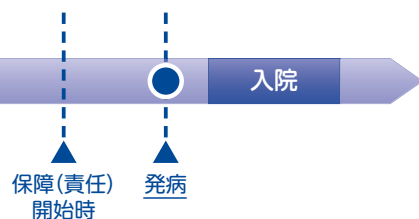
「保険金などを支払いできない場合」

▶ 事例 5 保障(責任)開始時に発病した場合(入院保険金)

<無配当傷害医療特約 第2条>
<無配当総合医療特約 第2条>

○ 支払います。

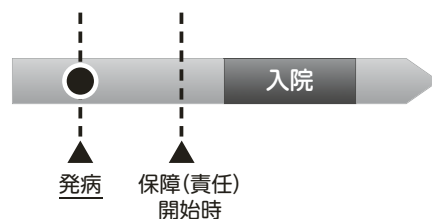
保障(責任)開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により、入院した場合



入院の原因となる病気が保障(責任)開始時以後に生じているため、入院保険金を支払います。

✕ 支払いません。

保障(責任)開始前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、保障(責任)開始時以後に悪化して入院した場合



入院の原因となる病気が保障(責任)開始時に生じているため、入院保険金は支払いません。

解説

- 保障(責任)開始前にかかっていた病気または発生した不慮の事故でのケガを原因とする入院については、支払いません。
- ただし、当社所定の条件を満たす場合は、支払うことがあります ①。

▶ 事例 6

支払日数限度を超過した場合(入院保険金)

<無配当傷害医療特約 第3条、第4条、第5条>

<無配当総合医療特約 第4条、第5条、第6条>

○ 支払いできます。

食道がんにより130日入院した後に退院し、その1年後に心筋梗塞により130日入院した場合



- ・食道がんによる入院について120日分支払います。
- ・心筋梗塞による入院についても120日分支払います。

✕ 2回目の入院は支払いできません。

食道がんにより130日入院した後に退院し、その2カ月後に心筋梗塞により130日入院した場合



- ・食道がんによる1回目の入院について120日分支払います。
- ・心筋梗塞による2回目の入院については、1回目の入院と合算しますので、支払日数の限度(120日)を超えることになり、支払いはできません。

解説

○入院保険金は、1回の病気による入院または1回の不慮の事故でのケガによる入院に対して、それぞれ120日分を限度に支払います。

(注)病気による入院を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。

(注)不慮の事故でのケガによる入院を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。

○病気による入院の場合、病気による入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院保険金を支払います。

○不慮の事故でのケガによる入院の場合、ケガによる入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院保険金を支払います。

▶ 事例 7

一連の手術となる手術を受けた場合(手術保険金)

<無配当傷害医療特約 第6条>

<無配当総合医療特約 第7条>

○ 支払できます。

体外衝撃波尿管結石破砕術を受けた日からその日を含めて70日後に再度、同じ手術を受けた場合



1回目の手術を受けてから60日以上経過していることから、2回目の手術も支払できます。

✕ 2回目の手術は支払できません。

体外衝撃波尿管結石破砕術を受けた日からその日を含めて50日後に再度、同じ手術を受けた場合



1回目の手術を受けてから60日以上経過していないことから、2回目の手術は支払できません。

解説

○医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(一連の手術)については、同一手術期間(その手術を最初に受けた日からその日を含めて60日間)内に受けた手術は、手術保険金の金額が最も高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

○同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、再度支払います。

▶ 事例 8

放射線治療を2回以上受けた場合(放射線治療保険金)

<無配当傷害医療特約 第6条>

<無配当総合医療特約 第7条>

○ 支払できます。

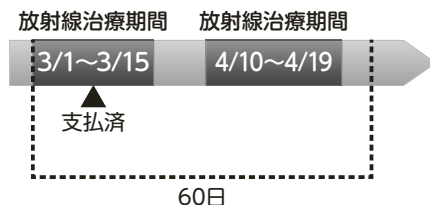
支払済の放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日経過後に放射線治療を受けた場合



支払済の放射線治療の開始日からその日を含めて60日を経過した後に放射線治療を受けているため、放射線治療保険金を支払います。

✕ 支払できません。

支払済の放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けた場合



支払済の放射線治療の開始日からその日を含めて60日を経過する前の放射線治療であるため、放射線治療保険金は支払できません。

解説

○放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療保険金をお支払いした放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、支払できません。

▶ 事例 9 身体障がい回復の見込みがある場合(傷害保険金)

<無配当災害特約 第2条>

○ 支払いできます。

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後医師に回復の見込みがないと診断された場合

障がいの状態(脊髄損傷)が固定し、かつ、回復の見込みがなく、約款に定める身体障がいの状態である「両下肢の用を全く永久に失ったもの」に該当するため、傷害保険金を支払います。

× 支払いできません。

交通事故の後遺症で両膝の関節が全く曲がらなくなったが、医師に回復の見込みがあると診断された場合

両膝の関節に回復の見込みがあるため、約款に定める身体障がいの状態に該当しないことから、傷害保険金は支払いできません。

解説

- 傷害保険金は、約款に定める身体障がいの状態が回復する見込みがない場合に支払うものであり、回復する見込みがある場合には支払いません。
- 約款に定める身体障がいの状態は、身体障害者福祉法などに定める身体障がいの状態とは異なります。

1 保険料の払込方法

約款参照

口座払込に関する特則条項、団体払込に関する特則条項、集金払込に関する特則条項、普通養老約款「第12・13条」、特別養老約款「第11・12条」

保険料の払い込みには、次の方法があります。

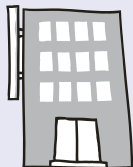
① 口座振替による払い込み



- 指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から一定の期日(振替日)に自動的に保険料を払い込む方法

(注)保険料領収証は発行しません。
(振替結果は通帳で確認してください。)

② 団体を通じての払い込み



- 勤務先などの所属する団体を通じて保険料を払い込む方法

(注)その団体と当社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りま
(注)保険料領収証は個々のご契約者には発行しません。

③ 窓口での払い込み



- 指定の郵便局または当社の支店にて保険料を払い込む方法

⚠️ ご注意

- 保険料の払込方法を変更したときは、保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更したときは、保険料が高くなる場合があります。
- 当社の承諾を得た場合を除き、郵便局または当社の支店から伺う集金人に払い込む方法(集金人を通じての払い込み)の取り扱いはありません。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更することがあります。

2 保険料の前納払込み

将来の保険料を当月分と合わせて3カ月分以上まとめて払い込むと、保険料の割引をします。割引額は、金利の変動などに応じて見直し、金融情勢などによっては割引をしない場合があります。

●次の場合は、「口座振替による払い込み」および「金融機関の払込票」により、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

口座振替による 払い込み	●当月分と合わせて1年以下の保険料をまとめて払い込む場合 ●保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合 ●保険料払込期間のすべての保険料をまとめて払い込む場合
「金融機関の 払込票」による 払い込み	●当月分と合わせて1年以上の保険料をまとめて払い込む場合 ●保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合 ●保険料払込期間のすべての保険料をまとめて払い込む場合

(注) ご利用に際しては、所定の条件を満たす必要があります。契約内容によっては取り扱いできない場合があります。

約款参照

普通養老約款「第14条」、特別養老約款「第13条」、災害「第12条」、傷医「第14条」、総医「第16条」

Web参照

割引額は金融情勢などにより変動することがあります。具体的な「前納払込保険料」は、当社Webサイト(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

3 保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効

約款参照

普通養老約款「第9～11条」、特別養老約款「第8～10条」

保険料の払い込みが遅れると、契約は解除または失効となります。

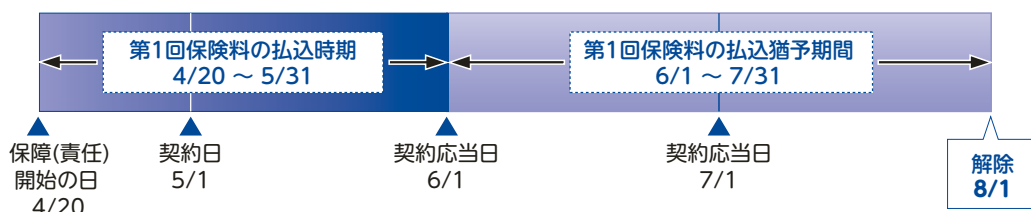
- 保険料は「**払込時期**」内に払い込んでください。一時的に保険料の払い込みに差し支えがあるときは、「**払込猶予期間**」が設けられています。
- 第1回保険料の「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約を解除します。
- 第2回以降の保険料の「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、契約は効力を失います（「**失効**」といいます。）。
- 契約が解除または失効になった場合、保障はなくなり、保険金の受け取りや保険料の払込免除はできなくなります。



●保険料の払込時期および払込猶予期間の例

保障（責任）開始の日：4月20日 月ごとの契約応当日：各月1日

【第1回保険料の例】



第1回保険料は4/20から5/31の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日7/31までに、第1回保険料の払い込みがないときは8/1に契約を解除します。

【第2回以降の保険料の例】



9月分保険料は9/1から9/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日11/30までに、9月分保険料の払い込みがないときは12/1に契約は効力を失います。失効後1年以内であれば契約の復活①を申し込むことができます。

①しおり58P参照

「契約の復活」

ご注意

- 第1回保険料の払い込みがない場合、保険料の払込免除や特約保険金の支払いはできません。
- 第1回保険料の払い込みがないまま契約が解除となった場合、解除となった日の翌日から1年以内は、改めて契約を申し込んだとしても加入できません。
- 当社の商品には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払い込みができなくても、そのときの解約返戻金の範囲内で自動的に保険料が立て替えられる制度)の取り扱いはありません。
- 貸し付けを受けるときは、ご契約者による請求が必要です。

4 契約の復活

約款参照

普通養老約款・特別養老約款「第13章」、特約「第15章」

基本契約・特約が効力を失った(失効した)ときでも、「失効後1年以内」であれば復活(基本契約・特約を有効な状態に戻すこと)の申し込みができます。

(1) 必要な手続き

- 復活を申し込むときは、健康状態などについてあらためて「告知」が必要です。
- 払い込みがなかった期間の保険料をまとめて払い込んでください。

(2) 復活の保障(責任)開始の時期

- 復活を当社が承諾したときには「払い込みがなかった期間の保険料の払い込み」および「告知」がともに完了した時から、**契約上の保障(責任)**が開始となります。

⚠️ ご注意

- 返戻金を請求したときや復活により保険金額が**加入限度額** ① を超えるときは、契約の復活はできません。
- 健康状態などによっては、復活できない場合もあります。
- 契約の復活の申し込みのときには、**クーリング・オフ制度** ② は適用されません。

①しおり14P参照

「保険金の加入限度額」

②しおり17P参照

「クーリング・オフ制度」

5 保険料の払い込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の「保険料の払い込みの中止(保険料払済契約への変更)」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取り扱いとなります。

▶ 一時的に保険料の都合がつかないとき

●保険料振替貸付 ①

解約返戻金額の一定の範囲内で、保険料に相当する金額の貸し付けを受け、これを保険料に充当する方法です。なお、貸付金には利息がつきます。

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

①保険金額の減額変更 ②

保険金額および特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、減額した部分の基本契約および特約の保障はなくなります。

②特約の解約 ③

特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、解約した特約の保障はなくなります。



▶ 保険料の払い込みを中止して契約を継続したいとき

●保険料の払い込みの中止(保険料払済契約への変更) ④

保険料の払い込みを中止し、それまで払い込んだ保険料に見合う額に保険金額を減額する方法です。

! ご注意

- 特約を解約した場合、以後、同一の特約または類似の特約は付加できなくなります。
(例えば、無配当災害特約を解約したあと、再度無配当災害特約を付加することはできません。また、無配当傷害医療特約を解約したあと、無配当総合医療特約を付加することはできません。)

①しおり・約款参照

「契約者貸付制度」(61ページ)、普通養老約款「第39条」、特別養老約款「第38条」、災害「第11条」、傷医「第13条」、総医「第15条」

②しおり・約款参照

「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(19ページ)、普通養老約款「第29条」、特別養老約款「第28条」、災害「第24条」、傷医「第24条」、総医「第29条」

③しおり・約款参照

「契約の解約と返戻金」(63ページ)、災害「第28条」、傷医「第28条」、総医「第33条」

④約款参照

普通養老約款「第30条」、特別養老約款「第29条」

1 住所などの変更に伴う各種手続き

約款参照

普通養老約款・特別養老約款「第8章」、特約「第10章」、指定代理請求特則「第4条」

なお、法律上、有効な遺言によっても保険金受取人を変更できます。

次の場合には、郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)に速やかにご連絡ください。



①住所・電話番号(携帯電話番号)が変わったとき



②ご契約者を変更するとき



③保険金受取人や指定代理請求人を変更するとき



④改姓・改名をしたとき



⑤保険料の払込方法、保険料振替口座を変更するとき



⑥海外に長期間滞在するとき



⑦保険証券や保険料領収帳(窓口用:通帳式)の紛失や盗難にあったとき



⑧死亡保険金、満期保険金の受取人が死亡したとき

(法人契約(ご契約者が法人)の場合)



①社名が変わったとき



②従業員などの被保険者が退職したとき

住所変更の手続きはメールオーダー(郵送)でも受け付けています。
手続き方法は、当社Webサイト(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

⚠️ ご注意

- 郵便局にある「郵便物の配達」に関する「転居届」では、当社の保険契約に関する住所を変更することはできません。

2 契約者貸付制度

一時的にお金をご入り用なときには、貸し付けの制度を利用できます。

(1) 貸付内容

- ご契約者は、一時的にお金をご入り用なときには、解約返戻金額の一定の範囲内で貸し付けを受けることができます。
- 貸付期間は「1年」です。
- 貸付金に対する利息は、当社所定の貸付利率^{Web参照}で計算します。貸付利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更となるときがあります。
- なお、貸し付けを受けることができる金額は、契約内容や経過年数などにより異なります。契約後、短期間の場合は、貸し付けを受けることができない場合もあります。

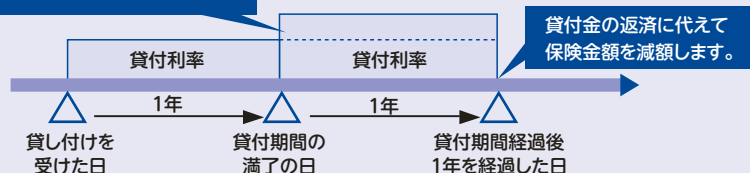
(2) 貸付金の返済方法

- 「全額返済」や「一部返済」のほか、前回の貸付金と同額の貸し付けを受けて、「貸付期間を更新」する方法もあります。

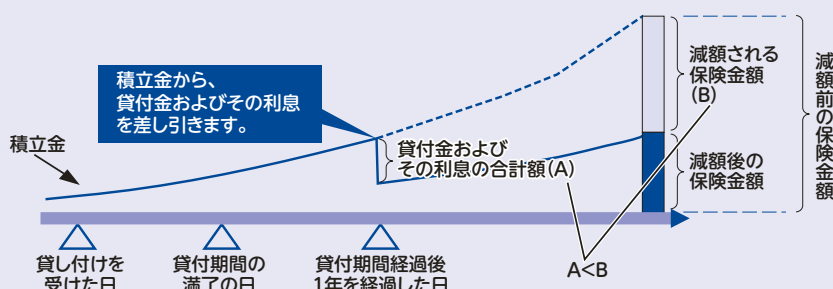
! ご注意

- 初めて貸し付けの制度を利用する場合、当社所定の貸付申込書が必要です。その際、申込書1枚につき、収入印紙(200円)が必要です。
- 貸付期間は1年ですので、1年以内にご返済ください。
- 貸付期間内(1年以内)に返済をされない場合
 - 貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。
 - また、貸付期間(1年)経過後、さらに1年を経過した場合は、当社は貸付金の返済に代えて保険金額を減額します。

貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。



- 貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金を貸付金およびその利息の返済に充当するため、減額される保険金額(B)は、貸付金およびその利息の合計額(A)より大きくなります。



約款参照

普通養老約款「第39条」、特別養老約款「第38条」、災害「第11条」、傷医「第13条」、総医「第15条」

Web参照

貸付利率は金融情勢などにより変動することがあります。貸付利率については、当社Webサイト(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

3 契約者配当金

約款参照

普通養老約款・特別養老約款「第15章」、特約「第16章」

Web参照

利率は金融情勢などにより変動することがあります。利率については、当社Webサイト (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約の保険期間が満了したとき、被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに保険金または返戻金と合わせて支払います。
- 契約日から1年を経過した基本契約については、ご契約者から支払いの請求があったときに支払います。

ご注意

- 契約者配当金額は、当社の収益などの状況によって変動し、場合によっては割り当てられないときもあります。
- 無配当災害特約、無配当傷害医療特約、無配当総合医療特約には、契約者配当金はありません。

4 契約の解約と返戻金

契約を途中で解約すると、ほとんどの場合、返戻金は払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額になります。

- ご契約者は、契約(特約を含みます。以下同じ。)をいつでも解約できます。
- 契約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、返戻金はほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。

〈理由〉

- 生命保険では、払い込んだ保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
 - 払い込んだ保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、ほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- なお、保険証券に同封した「あいさつ状」に返戻金額を例示していますので、ご参照ください。
 - また、事前に返戻金額を確認する場合は、郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)にお問い合わせください。

【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さま本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- ご継続を迷われた場合は、郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)にお気軽にご相談ください。
 - ①保険料の払い込みが難しいとき →59ページ
 - ②一時的にお金をご入り用なとき →61ページ
 - ③保障内容の見直しをしたいとき →64ページ



約款参照

普通養老約款「第33・35条」、特別養老約款「第32・34条」、災害「第28・30条」、傷医「第28・30条」、総医「第33・35条」

▶ 被保険者が死亡した場合の特約の返戻金

- 被保険者が死亡した場合、特約の返戻金があるときは、これを支払います。

5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

契約後に保障内容の見直しをしたい場合には、次の方法があります。

- それぞれの方法の利用に際しては、所定の条件を満たす必要があります。契約の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。
- なお、この保険商品(普通養老保険／特別養老保険)は、保険金額の増額や保険期間の変更はできません。

利用方法	しくみ図	しくみと特長	保険料
特約の 中途付加		現在の契約に、新たに無配当傷害医療特約などを付加して保障内容を充実させる方法です。	保険料は、現在の契約の保険料と新たに付加した特約の保険料を合わせて払い込む必要があります。

- 上記の方法のほか、以下の方法があります。

保険金額の減額変更 ①

保険金額および特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。

保険料払済契約への変更 ②

保険料の払い込みを中止し、それまで払い込んだ保険料に見合う額に保険金額を減額する方法です。

しおり参照

「保険料の払い込みが難しい場合」(59ページ)や「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(19ページ)もご参照ください。

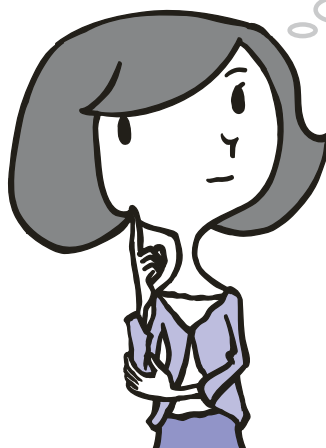
①約款参照

普通養老約款「第29条」、特別養老約款「第28条」

②約款参照

普通養老約款「第30条」、特別養老約款「第29条」

保障内容の見直し…



6 ご契約者をはじめとした関係者の保護

保険金などの受取権の譲渡禁止

Q

保険金などの受取権について、他人に譲渡したり、質権を設定することはできますか？

A

ご契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るため**、主約款・特約条項で「**譲渡禁止**」①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

①約款参照

普通養老約款「第42条」、特別養老約款「第41条」、災害「第35条」、傷医「第35条」、総医「第40条」

被保険者による契約の解除請求権

Q

他人を被保険者とする契約（ご契約者≠被保険者）の場合、被保険者は契約に一度同意をしてしまうと、その後、事情が変わっても、その同意を撤回し、契約を解除（解約）することはできませんか？

A

被保険者が、当社に対して、直接契約の解除（解約）の請求を行うことはできませんが、被保険者からご契約者に対して、**保険法** ②に基づき、以下の場合、契約の解除（解約）を求めることができます。

②参照

保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間における保険契約における関係者の権利義務などが規定されています（2010年4月1日から施行）。この法律に「被保険者による解除請求権」の規定があります。

- ①ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約の申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更したとき
例えば、夫婦であったご契約者と被保険者が離婚したとき
・企業がご契約者の場合、被保険者である従業員が退社したとき
- ②ご契約者または保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金などの支払事由を発生させた、または発生させようとしたとき
- ③保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った（行おうとした）とき
- ④上記②③のほか、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

この場合、被保険者からご契約者に対して申し出をし、当事者間で解決の上、ご契約者から契約の解約の請求をしてください。

保険金受取人による契約の継続（介入権）

Q

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、生活保障の継続のために、保険金受取人が契約（保障）を継続させる方法がありますか？

A

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者（解除権者といいます。）が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人（ご契約者以外の方で、ご契約者または被保険者の親族か、被保険者本人に限ります。）は、解約の通知が当社または郵便局に到着した時から**1カ月以内に**、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払い、かつ、当社または郵便局に通知することで契約の継続ができます ③。

③約款参照

普通養老約款「第34条」、特別養老約款「第33条」、災害「第29条」、傷医「第29条」、総医「第34条」

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。

生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

対象契約

- 納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。）。
- 基本契約は「一般生命保険料控除」の、無配当総合医療特約は「介護医療保険料控除」の対象です。
- 無配当災害特約および無配当傷害医療特約は生命保険料控除の対象外です。

対象保険料

- 1年間（1月～12月）に払い込んだ保険料の合計額から、その年に支払われた配当金を差し引いた金額（年間正味払込保険料）となります。

生命保険料控除の手続き

- ①当社から「保険料払込証明書」を毎年発行します。
 - ②生命保険料控除を受けるには「申告」が必要です。
- 〈給与所得者の方〉
- 年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。
 - 保険料が団体払込みのときで、1年間に払い込んだ保険料の総額などを勤務先で確認できる場合は、「保険料払込証明書」の発行はしません。
- 給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。
- 〈給与所得者以外の方（申告納税者）〉
- 確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。

生命保険料控除額

- 次のとおり年間の所得金額から控除されます。

〈所得税〉

年間正味払込保険料	控除金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるととき	一律 40,000円

〈住民税〉

年間正味払込保険料	控除金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるととき	一律 28,000円

- 「一般生命保険料」および「介護医療保険料」がある場合には、それぞれ「別枠」で計算した金額の合計となります。

2 保険金の税法上の取り扱い

保険金にかかる税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

(1) 保険金の課税の取り扱い

死亡保険金

契約形態	契約内容の例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人のとき	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
ご契約者と受取人が同一人のとき	夫	妻	夫	所得税(一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人のとき	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

満期保険金

契約形態	契約内容の例			税の種類
	ご契約者	被保険者	満期保険金受取人	
ご契約者と受取人が同一人のとき	夫	夫	夫	所得税(一時所得) 住民税
	夫	妻	夫	
ご契約者と受取人が別人のとき	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	妻	
	夫	妻	子	

(2) 死亡保険金の非課税限度額(相続税法第12条)

- ご契約者と被保険者が同一人で、特定された死亡保険金受取人がそのご契約者の法定相続人に該当するときには、死亡保険金(契約が2件以上のときは合計します。)に対して、相続税法上、一定の金額が「非課税」となります。

$$\text{保険金の非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

(3) 入院保険金などの非課税扱い

- 次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族」に該当するときには、次の保険金は「非課税」となります。

入院保険金、入院初期保険金、手術保険金、放射線治療保険金、重度障がいによる保険金、傷害保険金

⚠️ ご注意

- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 2017年6月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。

1 個人情報の取り扱い

当社は、お客さまの個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

▶ 1 個人情報(マイナンバーを除きます。)の取り扱い

- 当社における「個人情報(マイナンバーを除きます。)の利用目的」は、以下のとおりです。
 - ①各種保険契約の引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い
 - ②関連会社・提携会社などを含む、各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務

▶ 2 マイナンバー(個人番号)の取り扱い

- 当社における「マイナンバーの利用目的」は、以下のとおりです。
 - ①保険取引に関する支払調書作成事務
 - ②財形保険契約の非課税関係事務

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で、個人情報の適切な保護と取り扱いが重要であると認識し、**個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)**を定め、これを実行します。

Web参照

当社の個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)は、当社Webサイト(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

Web参照

取引時確認に関するお願いは、当社Webサイト(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

2 取引時確認に関するお願い

- 当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、保険契約の申し込みなどをする際、お客さまの本人特定事項(氏名、住居、生年月日など)、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- 本人特定事項などに変更が生じた場合は、当社までご連絡ください。

3 FATCAに関するお願い

- 当社では、米国のFATCA(Foreign Account Tax Compliance Act)(日本名:外国口座税務コンプライアンス法)に基づき、お客さまがFATCAに定める米国納税義務者に該当する可能性がある場合には、必要書類の提出をお願いすることがあります。
- 米国への移住などによって米国納税義務者に該当することとなった場合は、当社までご連絡ください。

Web参照

FATCAに関する
お願いは、
当社Webサイト
(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)
をご覧ください。

4 AEOIに関するお願い

- 当社では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により創設された「AEOI(非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度)」に基づき、保険契約の申し込みなどをする際、お客さまの氏名、住所、居住地国などを記載した届出書(新規届出書)など必要書類の提出をお願いすることがあります。
- 提出していただいた届出書(新規届出書)の内容に基づき、国税庁(所轄の税務署長)あてに契約情報等を報告することがあります。
- 届出書(新規届出書)の提出後に居住地国に異動があった場合は、届出書(異動届出書)の提出が必要となりますので、当社までご連絡ください。

Web参照

AEOIに関する
お願いは、
当社Webサイト
(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)
をご覧ください。

5 他の生命保険会社などの 保険契約などに関する情報の共同利用

Web参照

「契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会Webサイト(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご覧ください。

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院保険金などの支払いが正しく確実に行われるよう「**契約内容登録制度**」、「**契約内容照会制度**」および「**支払査定時照会制度**」に基づき、下記のとおり当社の保険契約などについての所定の情報を特定の者と共同して利用します。

▶ 1 契約内容登録制度／契約内容照会制度

お客さまの契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、2008年4月1日から、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社など」といいます。)とともに、保険契約、共済契約もしくは特約付加(以下「保険契約など」といいます。)の引き受けの判断または保険金、給付金もしくは共済金など(以下「保険金など」といいます。)の支払いの判断の参考とすることを目的として、「**契約内容登録制度**」(全国共済農業協同組合連合会との間では「**契約内容照会制度**」といいます。)に基づき、当社の保険契約などに関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約などの申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約などに関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などを引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などの申し込みがあった場合または保険金などのご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などの引き受けまたはこれらの保険金などの支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびに引き受けおよび支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間(被保険者が満15歳未満の保険契約などについては「契約日などから5年間」と「契約日などから被保険者が満15歳に達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。
- 各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などの引き受けおよびこれらの保険金などの支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【登録事項】

- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ② 死亡保険金および災害死亡保険金の金額
- ③ 入院保険金の種類および日額
- ④ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤ 当会社名

- その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

▶ 2 支払査定時照会制度

保険金などの請求に際し、お客さまの契約内容を照会させていただくことがあります。

- 当社は、2007年10月1日から、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます。）とともに、支払いの判断または保険契約もしくは共済契約など（以下「保険契約など」といいます。）の解除、取り消しもしくは無効の判断（以下「支払いなどの判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「**支払査定時照会制度**」に基づき、当社を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用いたします。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金など」といいます。）のご請求があった場合や、これらについての保険事故が発生したと判断される場合に「**支払査定時照会制度**」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

- 相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求についての傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによる支払いなどの判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社などにおいて、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実 は消去されます。各生命保険会社などは「**支払査定時照会制度**」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金などの受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故(上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
 - ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金など受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。
 - 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

6 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

▶ 保護機構の概要

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかる保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いにかかる資金援助および保険金請求権などの買い取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態などによっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)にかかる部分を除いた日本国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています(保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。(※4))。
- なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など)のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減するか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金などの補償限度が下記のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】=90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

Web参照

生命保険契約者保護機構のWebサイト(<http://www.seihohogo.jp/>)もご覧ください。

※3 責任準備金などとは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

The diagram illustrates the flow of funds and services within the insurance system for victims of domestic violence. It features several entities: 破綻保険会社 (Insolvent Insurance Company), 保護機構 (Protection Agency), 承継保険会社 (Successor Insurance Company), 会員保険会社 (Member Insurance Company), 民間金融機関など (Private Financial Institutions, etc.), 国 (State), and 保険契約者など (Policyholders, etc.). Arrows indicate the following flows: 補償対象保険金支払い (Payment of compensation target insurance) and にかかる資金援助 (Financial assistance) from the insolvent insurance company to the protection agency; 負担金の抛出 (Disbursement of contribution) from the member insurance company to the protection agency; 保険契約の引き受け (Assumption of insurance contract) from the insolvent insurance company to the successor insurance company; 保険契約の承継 (Succession of insurance contract) from the protection agency to the successor insurance company; 資金貸出 (Loan of funds) from private financial institutions to the protection agency; 財政措置 (注1) (Fiscal measures (Note 1)) from the state to the protection agency; 保険金請求権などの買い取り (注2) (Purchase of insurance claim rights, etc. (Note 2)) from the protection agency to the policyholders; 保険金などの支払い (Payment of insurance, etc.) from the successor insurance company to the policyholders; and 補償対象保険金の支払い (注2) (Payment of compensation target insurance (Note 2)) from the insolvent insurance company to the policyholders. The insolvent insurance company is represented by a blue box, while the protection agency and successor insurance company are in dark blue boxes. The member insurance company, private financial institutions, state, and policyholders are in light blue boxes. Three blue human icons represent the policyholders.

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関する問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL03-3286-2820
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時～正午、午後1時～午後5時

普通保険約款

○普通養老保険普通保険約款	76
	ページ
○特別養老保険普通保険約款	104
	ページ

特約条項

○無配当災害特約条項	131
	ページ
○無配当傷害医療特約条項	161
	ページ
○無配当総合医療特約条項	189
	ページ

特則条項

○指定代理請求特則条項	221
	ページ
○責任開始の日を指定する場合の特則条項	225
	ページ
○口座払込みに関する特則条項	226
	ページ
○団体払込みに関する特則条項	228
	ページ
○集金払込みに関する特則条項	234
	ページ

約 款

「約款」とは、「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

普通養老保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 28 年 4 月 2 日改正)

目次

<u>第 1 章 保険金の支払</u>	
第 1 条 保険金の支払	77
第 2 条 重度障害による保険金の支払	78
第 3 条 保険金の倍額支払	78
第 4 条 死亡保険金の削減支払	79
<u>第 2 章 保険料の払込免除</u>	
第 5 条 身体障害等による払込免除	79
第 6 条 保険契約者の死亡等による払込免除	80
<u>第 3 章 責任開始</u>	
第 7 条 責任開始の時	81
第 8 条 保険証券	82
<u>第 4 章 保険料の払込み</u>	
第 9 条 第 1 回保険料の払込時期および猶予期間	82
第 10 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	82
第 11 条 猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い	82
第 12 条 保険料の払込方法（経路）	82
第 13 条 会社による保険料の払込方法（経路）の変更	83
第 14 条 前納払込み	83
第 15 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	83
<u>第 5 章 告知義務および契約の解除</u>	
第 16 条 告知義務	83
第 17 条 告知義務違反による契約の解除	84
第 18 条 契約を解除できない場合	84
第 19 条 重大事由による契約の解除	84
第 20 条 加入限度額超過による契約の解除	85
<u>第 6 章 契約の取消しおよび無効</u>	
第 21 条 詐欺による取消し	86
第 22 条 不法取得目的による無効	86
<u>第 7 章 保険契約者または保険金受取人の代表者</u>	
第 23 条 保険契約者または保険金受取人の代表者	86
<u>第 8 章 契約関係者の変更</u>	
第 24 条 保険契約者の変更	86
第 25 条 住所等の変更	86
第 26 条 会社への通知による保険金受取人の変更	86
第 27 条 遺言による保険金受取人の変更	87
第 28 条 保険金受取人の死亡	87
<u>第 9 章 契約の変更</u>	
第 29 条 保険金額の減額変更	88
第 30 条 保険料払済契約への変更	88
<u>第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い</u>	
第 31 条 加入年齢の計算	89
第 32 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	89
<u>第 11 章 解約</u>	
第 33 条 保険契約者による解約	89
第 34 条 保険金受取人による基本契約の存続	89
<u>第 12 章 返戻金の支払</u>	
第 35 条 返戻金の支払	90

第 13 章 契約の復活	
第 36 条 契約の復活	90
第 37 条 復活の責任開始の時	91
第 38 条 復活の効果	91
第 14 章 契約者貸付	
第 39 条 契約者貸付	91
第 15 章 契約者配当	
第 40 条 契約者配当金の割当て	92
第 41 条 契約者配当金の支払	92
第 16 章 譲渡禁止	
第 42 条 譲渡禁止	93
第 17 章 保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い	
第 43 条 保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い	93
第 18 章 保険金等の請求および支払時期等	
第 44 条 保険金等の請求および支払時期等	94
第 45 条 消滅時効の援用	95
第 19 章 契約内容の登録	
第 46 条 契約内容の登録	95
第 20 章 特則	
第 47 条 復活払込金をクレジットカード等により払い込む場合の特則	96
第 48 条 電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則	96
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 会社所定の感染症	
別表 3 重度障害の状態	
別表 4 身体障害の状態	
別表 5 必要書類	

第 1 章 保険金の支払

第 1 条 (保険金の支払)

(1) この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額 ^[1]	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1]	満期保険金受取人

(2) 被保険者が年齢^[2] 6 歳に満たないで死亡したときは、死亡保険金の額は、次のとおりとします。

被保険者の死亡当時の年齢 ^[2]	死亡保険金の額
3 歳に満たないとき	基準保険金額 ^[1] × 50%
6 歳に満たないとき	基準保険金額 ^[1] × 80%

(3) 本条 (2) により支払うべき金額が基本契約の積立金^[3]の額に満たないときは、支払う金額は、その積立金^[3]の額とします。

(4) 被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- ① 基本契約の責任開始の日^[4]からその日を含めて 3 年以内の自殺
- ② 保険契約者または特定された死亡保険金受取人^[5]の故意

(5) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[3]を保険

備考 (第 1 条)

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 本条の被保険者の「年齢」は、第 31 条（加入年齢の計算）(2)にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、1 年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- [3] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [4] 「責任開始の日」とは、第 7 条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第 37 条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。
- [5] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第 26 条（会

契約者に支払います。

第2条（重度障害による保険金の支払）

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合^[2]において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。ただし、第3条（保険金の倍額支払）は適用しません。
- (2) 保険契約者が本条（1）の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[3]に提出してください。
- (3) 本条（1）は、被保険者が保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[4]の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。
- (4) 本条（1）の場合において、保険契約者から、保険料払込免除の取扱い^[5]を受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、本条（1）にかかわらず、その請求に基づき取り扱います。この場合において、後日本条（1）に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて本条（1）の通知をしてください。
- (5) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[6]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、基本契約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条（1）を適用します。
- (6) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[6]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[6]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条（1）を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第3条（保険金の倍額支払）

- (1) 被保険者が基本契約の契約日^[1]からその日を含めて1年6か月を経過した後に、次のいずれかに該当したときは、支払うべき死亡保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日^[2]からその日を含めて6か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。
 - ① 不慮の事故（別表1）を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき
 - ② 会社所定の感染症（別表2）を直接の原因として死亡したとき
- (2) 本条（1）は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。
 - ① 疾病^[3]を直接の原因とする事故

社への通知による保険金受取人の変更）または第27条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第37条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態（別表3）になった場合を含みます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第26条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第27条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 「保険料払込免除の取扱い」とは、被保険者が重度障害の状態（別表3）になった場合に、第5条（身体障害等による払込免除）により将来の保険料を払込免除とする取扱いをいいます。
- [6] 「責任開始時前」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時前をいいます。復活した基本契約の場合は、第37条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時前をいいます。

備考（第3条）

- [1] 「契約日」とは、第7条（責任開始の時）の契約日をいいます。
- [2] 「復活日」とは、第37条（復活の責任開始の時）（2）の復活日をいいます。
- [3] 「疾病」には、会社所定の感染症（別表2）を含みません。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第26条（会

- ② 保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[4]の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の犯罪行為
 - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (3) 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、本条(1)に定める額の保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

社への通知による保険金受取人の変更)または第27条(遺言による保険金受取人の変更)により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

第4条 (死亡保険金の削減支払)

被保険者が戦争その他の変乱により死亡しまたは重度障害の状態(別表3)になった場合で、その原因により死亡しまたは重度障害の状態(別表3)になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

備考 (第4条)

- [1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第2章 保険料の払込免除

第5条 (身体障害等による払込免除)

- (1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除とします。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
① 被保険者が、基本契約の責任開始時以後 ^[1] 、不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態(別表4)になったとき ^[2]	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態(別表4)になったとき ア. 保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[3] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② 被保険者が、基本契約の責任開始時以後 ^[1] においてかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態(別表3)になったとき ^[4]	被保険者が、保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[3] の故意により重度障害の状態(別表3)になったとき

備考 (第5条)

- [1] 「責任開始時以後」とは、第7条(責任開始の時)の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第37条(復活の責任開始の時)の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態(別表4)になったときを含みます。
- [3] 「特定された保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金受取人をいいます。また、第26条(会社への通知による保険金受取人の変更)または第27条(遺言による保険金受取人の変更)により保険金受取人が変更されている場合は、変更後の保険金受取人をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態

- (2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の身体障害の状態(別表4)になった場合、または次の②により本条(1)②の重度障害の状態(別表3)になった場合で、その原因により身体障害の状態(別表4)または重度障害の状態(別表3)になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱
- (3) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[5]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態(別表3)になった場合であっても、基本契約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態(別表3)になったものとみなして、本条(1)②を適用します。
- (4) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[5]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態(別表3)になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[5]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態(別表3)になったものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

が新たに加わって重度障害の状態(別表3)になったときを含みます。

- [5] 「責任開始時前」とは、第7条(責任開始の時)の責任開始の時前をいいます。復活した基本契約の場合は、第37条(復活の責任開始の時)の復活の責任開始の時前をいいます。

第6条(保険契約者の死亡等による払込免除)

- (1) 被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉を保険契約者とする基本契約においては、被保険者が年齢^[1]10歳に達する前に、その保険契約者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除とします。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
① 保険契約者が、基本契約の責任開始時以後 ^[2] において受けた不慮の事故(別表1)またはかかった会社所定の感染症(別表2)により死亡したとき	保険契約者が、次のいずれかにより死亡したとき ア. 疾病 ^[3] を直接の原因とする事故 イ. 保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 ウ. 保険契約者の犯罪行為 エ. 保険契約者の精神障害の状態を原因とする事故 オ. 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 カ. 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 キ. 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② 保険契約者が、基本契約の責任開始時以後 ^[2] においてかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態(別表3)になったとき ^[5]	保険契約者が、保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[4] の故意により重度障害の状態(別表3)になったとき

備考(第6条)

- [1] 本条の被保険者の「年齢」は、第31条(加入年齢の計算)(2)にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第7条(責任開始の時)の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第37条(復活の責任開始の時)の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「疾病」には、会社所定の感染症(別表2)を含みません。
- [4] 「特定された保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金受取人をいいます。また、第26条(会社への通知による保険金受取人の変更)または第27条(遺言による保険金受取人の変更)により保険金受取人が変更されている場合は、変更後の保険金受取人をいいます。
- [5] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態(別表3)になったときを含みます。

- (2) 保険契約者が次のいずれかにより死亡した場合、または次の②により本条(1)②の重度障害の状態(別表3)になった場合で、その原因により死亡しまたは重度障害の状態(別表3)になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱
- (3) 保険契約者が被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉である場合において、その保険契約者が基本契約による権利義務を承継した者であるときは、その保険契約者については、その承継後において受けた不慮の事故(別表1)もしくはかかった会社所定の感染症(別表2)により死亡したときまたはかかった疾病もしくは受けた傷害により重度障害の状態(別表3)になったとき^[6]に限り、本条(1)により将来の保険料を払込免除とします。
- (4) 保険契約者が基本契約の責任開始時前^[7]または本条(3)における基本契約による権利義務の承継前にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[2]またはその承継後に重度障害の状態(別表3)になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[7]またはその承継前に、保険契約者が次のすべてを満たすときは、保険契約者がそれぞれ基本契約の責任開始時以後^[2]またはその承継後にかかった疾病により重度障害の状態(別表3)になったものとみなして、本条(1)②または本条(3)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

- [6] 承継前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない承継後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態(別表3)になったときを含みます。
- [7] 「責任開始時前」とは、第7条(責任開始の時)の責任開始の時前をいいます。復活した基本契約の場合は、第37条(復活の責任開始の時)の復活の責任開始の時前をいいます。

第3章 責任開始

第7条(責任開始の時)

- (1) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、次のいずれか遅い時から基本契約上の責任を負います。
- ① 基本契約の申込みを受けた時
 - ② 被保険者に関する告知^[1]の時
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む月の翌月の1日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者が法人その他会社の認めた者である場合において、基本契約の申込時に本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とする旨の申出があったときは、本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。
- (4) 本条(1)の会社の責任開始の時から本条(2)の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、加入年齢の計算および保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ① 第1条(保険金の支払)の死亡保険金の支払事由の発生
 - ② 第5条(身体障害等による払込免除)または第6条(保険契約者の死亡等による払込免除)の保険料の払込免除
 - ③ 第17条(告知義務違反による契約の解除)、第19条(重大事由による契約の解除)または第20条(加入限度額超過による契約の解除)の基本契約の解除
- (5) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

備考(第7条)

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第16条(告知義務)の告知をいいます。

第8条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 保険金受取人の氏名または名称
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 保険金の額
- ⑧ 保険料およびその払込方法
- ⑨ 契約日
- ⑩ 保険証券を作成した年月日

第4章 保険料の払込み

第9条（第1回保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第1回保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	第7条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日からその日を含む月の翌月末日までの期間
猶予期間	第1回保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第1回保険料は、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

第10条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	第2回以降の保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

第11条（猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い）

- (1) 保険契約者が第1回保険料を払い込まないで第9条（第1回保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間を経過したときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除します。
- (2) 保険契約者が第2回以降の保険料を払い込まないで第10条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

第12条（保険料の払込方法（経路））

(1) 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択すること

備考（第9条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

備考（第10条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

備考（第12条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託

ができます。

① 窓口払込み	会社 ^[1] に持参して払い込む方法
② 口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
③ 団体払込み	保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法 ^[2]

- (2) 保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法(経路)を相互に変更することができます。
- (3) 本条(1)②③の保険料の払込方法(経路)が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法(経路)が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。

第13条(会社による保険料の払込方法(経路)の変更)

会社は、保険契約者が第12条(保険料の払込方法(経路))(3)による変更をしない場合には、保険料の払込方法(経路)を窓口払込みに変更することができます。

第14条(前納払込み)

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に保険料の払込みに充当します。
- (3) 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された保険料の残額を保険金と同時に支払う場合は、その保険金の保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[3]に提出してください。

第15条(未経過期間に対する保険料の払戻し)

- (1) 保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- ① 基本契約の消滅
 - ② 保険料の払込免除
 - ③ 保険金額の減額変更
 - ④ 保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の保険料を保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその保険料を受け取る意思を表示していないときは、保険金受取人に払い戻します。

を受けた者を含みます。

- [2] その団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りま

備考(第14条)

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考(第15条)

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第5章 告知義務および契約の解除

第16条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、基本契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項の

うち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

第 17 条（告知義務違反による契約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第 16 条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条 (1) の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条 (2) にかかわらず、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、または保険料を払込免除とします。
- (4) 本条 (1) による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条 (4) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 18 条（契約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第 17 条（告知義務違反による契約の解除）による基本契約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、基本契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者が第 16 条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者に対し、第 16 条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ④ 会社が解除の原因を知った時から 1 か月が経過したとき
 - ⑤ 基本契約が責任開始の日^[2]からその日を含めて 2 年以上継続したとき。ただし、責任開始の日^[2]からその日を含めて 2 年を経過する前に被保険者が身体障害の状態（別表 4）または重度障害の状態（別表 3）になった場合に、その被保険者について第 17 条（告知義務違反による契約の解除）(1) の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 16 条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

第 19 条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者^[1]または保険金受取人が、この基本契約の死亡保

備考（第 18 条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第 7 条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第 37 条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

備考（第 19 条）

- [1] 被保険者が故意に死亡し、または死亡しようとした場合は、重大事由に含まれません。

險金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[2]をした場合

② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、会社はこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[2]をした場合

③ この基本契約の保険金または保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[3]があった場合

④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 反社会的勢力^[4]に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力^[4]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力^[4]を不当に利用していると認められること

エ. 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[4]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力^[4]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

① その保険金^[5]を支払いません。また、すでにその保険金^[5]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

(3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

(5) 第35条(返戻金の支払)にかかわらず、本条(1)④により基本契約を解除した場合で、保険金の一部の保険金受取人に対して本条(2)①を適用し保険金を支払わないときは、基本契約のうち支払われない保険金に対する部分については第35条(返戻金の支払)を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

第20条(加入限度額超過による契約の解除)

(1) 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。

(2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基

[2] 「事故招致」には、未遂を含みます。

[3] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[4] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

[5] 本条(1)④のみに該当した場合で、本条(1)④ア. からオ. までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の保険金受取人であるときは、保険金のうち、その保険金受取人に支払われるべき保険金をいいます。

備考(第20条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

[2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契

本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第6章 契約の取消しおよび無効

第21条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第22条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に保険料を払込免除とさせる目的をもって、基本契約の締結または復活を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 保険契約者または保険金受取人の代表者

第23条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第23条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約関係者の変更

第24条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の承継をさせようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出して請求してください。
- (3) 本条(1)の承継をしたときは、保険証券に記載します。

備考（第24条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第25条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者または被保険者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考（第25条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第26条（会社への通知による保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社^[1]に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対

備考（第26条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社^[1]に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[1]に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第27条(遺言による保険金受取人の変更)

- (1) 第26条(会社への通知による保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)(2)による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[1]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4) 保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[1]に提出してください。

第28条(保険金受取人の死亡)

- (1) 保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな保険金受取人は次のとおりとします。^[1]

保険金	保険金受取人
死亡保険金	被保険者の遺族
重度障害による保険金 ^[2]	被保険者
満期保険金	

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 ^[3]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

備考(第27条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考(第28条)

- [1] 保険契約申込書に保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を保険金受取人とします。
- [2] 「重度障害による保険金」とは、死亡保険金のうち第2条(重度障害による保険金の支払)(1)により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [3] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- (8) 本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第9章 契約の変更

第29条（保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 保険料が払込免除となっているとき
 - ② 保険料払済契約に変更されているとき
 - ③ 減額後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ④ 減額後の基準保険金額^[1]が10万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第30条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (6) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(5)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

備考（第29条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

備考（第30条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第31条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考（第31条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第32条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第32条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

第11章 解約

第33条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
 - ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料払込期間が満了した後に解約の通知があったとき
 - ③ 保険料の払込免除となった後に解約の通知があったとき
 - ④ 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第33条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第34条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に次のもつてを満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人^[3]が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。

備考（第34条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で基本契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第2条(重度障害による保険金の支払)(1)によ

- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと
- (3) 保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

り死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用される場合の死亡保険金受取人をいいます。

第12章 返戻金の支払

第35条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 基本契約の解除
 - ② 第33条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑤ 死亡保険金の免責事由^[1]の該当
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑤の場合において、次のいずれかであるときは、積立金^[2]の額とします。
 - ① 基本契約の責任開始の日^[3]からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - ② 特定された死亡保険金受取人^[4]が故意に被保険者を死亡させたとき^[5]

備考（第35条）

- [1] 「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(4)の事由をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3] 「責任開始の日」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第37条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第26条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第27条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 故意に被保険者を死亡させた死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、本条(1)により保険契約者に支払う返戻金の額は、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額に相当する部分の積立金の額とします。

第13章 契約の復活

第36条（契約の復活）

- (1) 第11条（猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い）(2)の場合、保険契約者は、基本契約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2) 保険契約者は、次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
 - ① 返戻金の支払の請求があったとき
 - ② 復活をした場合の保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[3]に提出して申し込んでください。

備考（第36条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額

(4) 本条 (3) の場合、保険契約者は、復活払込金^[4]を払い込んでください。

第 37 条（復活の責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から復活後の基本契約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、復活の申込みを承諾した後、復活払込金 ^[1] を受け取った場合	復活払込金 ^[1] を受け取った時
② 会社が、復活払込金 ^[1] を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 ^[2] の時 イ. 復活払込金 ^[1] を受け取った時

(2) 本条 (1) の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。

(3) 会社は、復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第 38 条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。^[1]

が加入限度額を超えるときをいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

備考（第 37 条）

[1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

[2] 「被保険者に関する告知」とは、第 16 条（告知義務）の告知をいいます。

備考（第 38 条）

[1] 基本契約の失効後その復活までに次のいずれかに該当したときは、その保険金を支払わず、または、保険料を払込免除としません。

(1) 第 2 条（重度障害による保険金の支払）の保険金の支払事由が発生したとき

(2) 第 5 条（身体障害等による払込免除）または第 6 条（保険契約者の死亡等による払込免除）の保険料の払込免除事由が発生したとき

第 14 章 契約者貸付

第 39 条（契約者貸付）

(1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。

(2) 保険契約者が本条 (1) の貸付けを受けようとするときは、必要書類（別表 5）を会社^[2]に提出してください。

(3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日から弁済の日まで発生します。

(4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。

① 基本契約の消滅

② 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、基準保険金額^[5]の減額割合に応じた部分について弁済期限が到来したものとします。）

③ 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を積立

備考（第 39 条）

[1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第 35 条（返戻金の支払）(2)本文に定める返戻金の額をいいます。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、保険料に振り替えた日とします。

[4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて 1

金^[6]から差し引きます。)

- (5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率^[7]を適用します。
- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間満了後1年の期間^[8]を経過したときは、会社の定める計算方法により、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引き、基準保険金額^[5]を減額します。
- (7) 本条(6)により基準保険金額^[5]を減額した場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
- (8) 保険契約者が貸付金^[9]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[10]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[11]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。

- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [7] 貸付期間内に貸付金を弁済しなかったことに対し、貸付期間内の利率に一定の利率を加えた利率を適用することがあります。
- [8] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [9] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに関する貸付金の場合は、弁済期限が到来したものに限りま。
- [10] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [11] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第15章 契約者配当

第40条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第41条（契約者配当金の支払）

- (1) 第40条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契約応当日^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第40条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。ただし、①の場合は満期保険金受取人に、②の場合に死亡保険金

備考（第41条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。

を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。

- ① 保険期間の満了
- ② 被保険者の死亡
- ③ 基本契約の解除
- ④ 第33条（保険契約者による解約）の解約の通知
- ⑤ 基本契約の失効
- ⑥ 保険金額の減額変更の請求
- ⑦ 保険契約者による契約者配当金の支払請求

(4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[5]のうち減額した基準保険金額^[5]の割合によって計算します。

(5) 第40条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

(1) 年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第33条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約

(2) 年ごとの契約応当日に保険金額の減額をするための変更の請求のあった基本契約のうち減額部分

[3] 第40条（契約者配当金の割当て）(1)により割当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。

[4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。

[5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第16章 譲渡禁止

第42条（譲渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第17章 保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い

第43条（保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い）

- (1) 保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。
- (2) 第5条（身体障害等による払込免除）または第6条（保険契約者の死亡等による払込免除）の保険料の払込免除事由が発生した場合において、その基本契約に関し第1回保険料が払い込まれていないときは、保険料の払込みを免除しません。

備考（第43条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 返戻金
- (4) 契約者配当金（第41条（契約者配当金の支払）(3)⑦の契約者配当金の支払請求によるものを除きます。）
- (5) 払い戻す保険料

[2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払保険料
- (2) すでに弁済期限が到来している貸付金
- (3) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
 - ① 第29条（保険金額の減額変更）
 - (6)
 - ② 第33条（保険契約者による解

約) (5)
(4) その他会社が弁済を受けるべき金額

第18章 保険金等の請求および支払時期等

第 44 条（保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または保険金受取人は、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 5）を会社^[1]に提出して保険金等^[2]または保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 本条 (2) にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、保険期間の満了の日の翌日に満期保険金受取人から満期保険金の請求があったものとして取り扱います。ただし、本条 (1) の死亡保険金の支払事由が生じた旨の通知または第 2 条（重度障害による保険金の支払）(1) に基づく死亡保険金の支払を受ける旨の通知が会社所定の期間内になされた場合は、この取扱いはいりません。
 - ① 保険契約者が、満期保険金受取人と同一人であり、かつ、法人でないこと
 - ② 保険期間の満了の日の翌日に支払うべき満期保険金を振り込むための金融機関等の口座があること
- (4) 保険金等^[2]は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (5) 本条 (3) 本文の場合、本条 (4) 中「保険金等^[2]は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日」とあるのは、「満期保険金は、保険期間の満了の日の翌日」と読み替えます。
- (6) 会社が満期保険金受取人に満期保険金^[3]を支払った場合で、死亡保険金の支払事由が生じていたときは、会社は、満期保険金^[3]を受け取った者に、民法その他の法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は、死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。
- (7) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[4]を行います。^[5]この場合には、本条 (4) にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[6] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項、第 19 条（重大事由による契約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する

備考（第 44 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 満期保険金とともに支払われる金額を含みます。
- [4] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [5] 本条(3)本文の場合を除きます。
- [6] 「免責事由」とは、第 1 条（保険金の支払）(4)の事由をいいます。
- [7] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- (8) 本条 (7) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (4)(7) にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数 (①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。) を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条 (7) ②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
 - ② 本条 (7) ①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
 - ③ 本条 (7) に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (9) 本条 (7)(8) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[7]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[2]は支払いません。
- (10) 保険料の払込免除については、本条 (4)(7)(8)(9) の規定を準用します。
- (11) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第 45 条 (消滅時効の援用)

保険金等^[1]の支払または保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を 2 年間はすることがありません。

備考 (第 45 条)

[1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第19章 契約内容の登録

第 46 条 (契約内容の登録)

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会 (以下「協会」といいます。) に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所 (市・区・郡までとします。)
 - ② 死亡保険金の金額
 - ③ 基本契約の契約日^[1]
 - ④ 当会社名
- (2) 本条 (1) の登録の期間は、契約日^[1]から 5 年 (契約日^[1]において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日^[1]から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間) 以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会 (以下「各生命保険会社等」といいます。) は、本条 (1) により登録された被保険者について、保険契約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条 (1) により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条 (2) の登録の期間中に保険契約^[2]の申込みがあった場合、本条 (3) により連絡された内容を保険契約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、契約日^[5]から 5 年 (契約日^[5]において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日^[5]から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間) 以内に保険契約^[2]について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条

備考 (第 46 条)

- [1] 基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。
- [2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
- [3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

- (1) により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条 (3)(4)(5) において、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第20章 特則

第 47 条（復活払込金をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 復活払込金^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第 37 条（復活の責任開始の時）の復活払込金^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条 (1) にかかわらず、クレジットカード^[2]により復活払込金^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、復活払込金^[1]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から復活払込金^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から復活払込金^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条 (1) により払い込まれた復活払込金^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

第 48 条（電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則）

- (1) 会社は、保険契約者または被保険者が、会社所定の書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により、基本契約の申込みまたは告知をすることを認めることがあります。
- (2) 本条 (1) の規定は、基本契約の締結の際に特約を付加する場合において、保険契約者または被保険者が、その特約の申込みまたは告知をする場合について準用します。

備考（第 47 条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

備考（第 48 条）

- [1] 「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

別表 1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち表 2 のものとします（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表 2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V01～V99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	
・転倒・転落 (W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 ^[1] (W20～W49)	・騒音への曝露 ^[1] (W42) ・振動への曝露 ^[1] (W43)
・生物による機械的な力への曝露 ^[1] (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引>(W78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>(W79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 ^[1] (W85～W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 ^[1] (高山病等) (W94)
・煙、火および火災への曝露 ^[1] (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 ^[1] (X30～X39)	・自然の過度の高温への曝露 ^[1] (X30) 中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 ^{[1][2][3]} (X40～X49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X51) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・飢餓、渇
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 ^[1] (X58～X59)	
3	加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4	法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5	内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^[3]	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考（別表1）

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限りします。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢

- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表 3 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、他の 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
7 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	
8 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く永久に失ったもの	
9 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	
10 1 上肢および 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	
11 両下肢を足関節以上で失ったもの	
12 1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの	

別表 4 身体障害の状態

保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1 両眼の視力の合計が 0.12 以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
2 1 眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。
3 両耳の聴力レベルが 69 デシベル以上になったもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
4 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
5 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
6 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
7 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
8 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節以上の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の 4 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
9 1 手の 5 手指を失ったもの、第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を失ったものまたは第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含み 3 手指もしくは 4 手指を失ったもの	(1) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）の場合は指節間関節以上、その他の手指の場合は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の 2 分の 1 以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）の場合は指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
10 1 手の 5 手指もしくは 4 手指の用を全く永久に失ったものまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含み 3 手指の用を全く永久に失ったもの	
11 1 手の 5 手指もしくは 4 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったものまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含む 3 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの	
12 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
13 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節以上の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の 4 分の 1 以下に制限されたものをいいます。

14 10 足指を失ったものまたは 10 足指の用を全く永久に失った もの	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指の場合は、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指の場合は、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
15 10 足指のうちその一部を失い、 かつ、他の足指の用を全く永久に 失ったもの	

別表 5 必要書類

(1) 保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第1条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
満期保険金の支払（第1条関係）	満期保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 満期保険金受取人の戸籍抄本 4 満期保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
重度障害による保険金の支払 （第2条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険金の倍額支払（第3条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の死亡が不慮の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 3 死亡保険金受取人の戸籍抄本 4 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

② 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第5条 関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第2条 (4)、第5条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

保険契約者の死亡等による払込免除（第6条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4 会社所定の医師の死亡証明書または会社所定の医師の診断書 5 保険契約者の死亡が不慮の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 6 重度障害が傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 7 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 8 保険証券
-------------------------	-------	--

③ その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知（第2条（1）関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
前納払込みの取消し（第14条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第15条関係）	保険契約者または保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の代表者の指定または変更（第23条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定または変更（第23条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の変更（第24条関係）	変更前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 変更前の保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による保険金受取人の変更（第26条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による保険金受取人の変更（第27条関係）	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更（第29条、第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

保険契約者による解約（第 33 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の存続（第 34 条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払（第 35 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の復活（第 36 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第 39 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第 41 条関係）	保険契約者または保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証（第 41 条（契約者配当金の支払）(3) ⑦の契約者配当金の支払請求をする場合に限り。） 3 保険契約者または保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

(2) 会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者かつ死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[1]として被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者に支払うときは、死亡保険金または重度障害による保険金^[2]の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。

- ① 被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等^[1]の受給者が 2 人以上いる場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。）
- ② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

備考（別表 5）

〔1〕 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

〔2〕 「重度障害による保険金」とは、死亡保険金のうち第 2 条（重度障害による保険金の支払）(1) により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。

特別養老保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 28 年 4 月 2 日改正)

目次

第 1 章 保険金の支払

第 1 条 保険金の支払	105
第 2 条 重度障害による保険金の支払	106
第 3 条 保険金の倍額支払	106
第 4 条 死亡保険金の削減支払	107

第 2 章 保険料の払込免除

第 5 条 保険料の払込免除	107
----------------	-----

第 3 章 責任開始

第 6 条 責任開始の時	108
第 7 条 保険証券	109

第 4 章 保険料の払込み

第 8 条 第 1 回保険料の払込時期および猶予期間	109
第 9 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	109
第 10 条 猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い	109
第 11 条 保険料の払込方法（経路）	109
第 12 条 会社による保険料の払込方法（経路）の変更	110
第 13 条 前納払込み	110
第 14 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	110

第 5 章 告知義務および契約の解除

第 15 条 告知義務	110
第 16 条 告知義務違反による契約の解除	111
第 17 条 契約を解除できない場合	111
第 18 条 重大事由による契約の解除	111
第 19 条 加入限度額超過による契約の解除	112

第 6 章 契約の取消しおよび無効

第 20 条 詐欺による取消し	113
第 21 条 不法取得目的による無効	113

第 7 章 保険契約者または保険金受取人の代表者

第 22 条 保険契約者または保険金受取人の代表者	113
---------------------------	-----

第 8 章 契約関係者の変更

第 23 条 保険契約者の変更	113
第 24 条 住所等の変更	113
第 25 条 会社への通知による保険金受取人の変更	113
第 26 条 遺言による保険金受取人の変更	114
第 27 条 保険金受取人の死亡	114

第 9 章 契約の変更

第 28 条 保険金額の減額変更	115
第 29 条 保険料払済契約への変更	115

第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 30 条 加入年齢の計算	116
第 31 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	116

第 11 章 解約

第 32 条 保険契約者による解約	116
第 33 条 保険金受取人による基本契約の存続	116

第 12 章 返戻金の支払

第 34 条 返戻金の支払	117
---------------	-----

第13章 契約の復活	
第35条 契約の復活	117
第36条 復活の責任開始の時	118
第37条 復活の効果	118
第14章 契約者貸付	
第38条 契約者貸付	118
第15章 契約者配当	
第39条 契約者配当金の割当て	119
第40条 契約者配当金の支払	119
第16章 譲渡禁止	
第41条 譲渡禁止	120
第17章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第42条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	120
第18章 保険金等の請求および支払時期等	
第43条 保険金等の請求および支払時期等	121
第44条 消滅時効の援用	122
第19章 契約内容の登録	
第45条 契約内容の登録	122
第20章 特則	
第46条 復活払込金をクレジットカード等により払い込む場合の特則	123
第47条 電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則	123
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 会社所定の感染症	
別表3 重度障害の状態	
別表4 身体障害の状態	
別表5 必要書類	

第1章 保険金の支払

第1条（保険金の支払）

(1) この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

① 2倍型特別養老保険

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額 ^[1]	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1] ×50%	満期保険金受取人

② 5倍型特別養老保険

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額 ^[1]	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1] ×20%	満期保険金受取人

③ 10倍型特別養老保険

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額 ^[1]	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1] ×10%	満期保険金受取人

(2) 被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支

備考（第1条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第36条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。
- [3] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [4] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

払いません。

- ① 基本契約の責任開始の日^[2]からその日を含めて3年以内の自殺
- ② 保険契約者または特定された死亡保険金受取人^[3]の故意
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[4]を保険契約者に支払います。

第2条（重度障害による保険金の支払）

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合^[2]において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。ただし、第3条（保険金の倍額支払）は適用しません。
- (2) 保険契約者が本条（1）の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[3]に提出してください。
- (3) 保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に本条（1）の通知をすることができなかったと会社が認めた場合には、保険期間の末日にその通知があったものとみなします。
- (4) 本条（1）は、被保険者が保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[4]の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。
- (5) 本条（1）の場合において、保険契約者から、保険料払込免除の取扱い^[5]を受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、本条（1）にかかわらず、その請求に基づき取り扱います。この場合において、後日本条（1）に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて本条（1）の通知をしてください。
- (6) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[6]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、基本契約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条（1）を適用します。
- (7) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[6]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[6]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条（1）を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第3条（保険金の倍額支払）

- (1) 被保険者が基本契約の契約日^[1]からその日を含めて1年6か月を経過した後に、次のいずれかに該当したときは、満期保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日^[2]からその日を含めて6か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。
 - ① 不慮の事故（別表1）を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき

備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第36条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態（別表3）になった場合を含みます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 「保険料払込免除の取扱い」とは、被保険者が重度障害の状態（別表3）になった場合に、第5条（保険料の払込免除）により将来の保険料を払込免除とする取扱いをいいます。
- [6] 「責任開始時前」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時前をいいます。復活した基本契約の場合は、第36条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時前をいいます。

備考（第3条）

- [1] 「契約日」とは、第6条（責任開始の時）の契約日をいいます。
- [2] 「復活日」とは、第36条（復活の責任開始の時）(2)の復活日をいいます。
- [3] 「疾病」には、会社所定の感染症（別表2）を含みません。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」と

- ② 会社所定の感染症（別表2）を直接の原因として死亡したとき
- (2) 本条(1)は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。
- ① 疾病^[3]を直接の原因とする事故
 - ② 保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[4]の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の犯罪行為
 - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (3) 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、本条(1)に定める額の保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

は、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

第4条（死亡保険金の削減支払）

被保険者が戦争その他の変乱により死亡または重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

備考（第4条）

- [1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第2章 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、将来の保険料を払込免除とします。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
① 被保険者が、基本契約の責任開始時以後 ^[1] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態（別表4）になったとき ^[2]	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態（別表4）になったとき ア. 保険契約者、被保険者または特定された保険金受取人 ^[3] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② 被保険者が、基本契約の責任開	被保険者が、保険契約者、被保険者

備考（第5条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第36条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）になったときを含みます。
- [3] 「特定された保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により保険金受取人が変更されている場合は、変更後の保険金受取人をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因と

始時以後^[1]においてかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になったとき^[4]	または特定された保険金受取人^[3]の故意により重度障害の状態（別表3）になったとき
--	---

- (2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の身体障害の状態（別表4）になった場合、または次の②により本条(1)②の重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により身体障害の状態（別表4）または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱
- (3) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[5]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、基本契約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)②を適用します。
- (4) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[5]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[5]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

なった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態（別表3）になったときを含みます。

- [5] 「責任開始時前」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時前をいいます。復活した基本契約の場合は、第36条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時前をいいます。

第3章 責任開始

第6条（責任開始の時）

- (1) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、次のいずれか遅い時から基本契約上の責任を負います。
- ① 基本契約の申込みを受けた時
 - ② 被保険者に関する告知^[1]の時
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む月の翌月の1日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者が法人その他会社の認めた者である場合において、基本契約の申込時に本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とする旨の申出があったときは、本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。
- (4) 本条(1)の会社の責任開始の時から本条(2)の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、加入年齢の計算および保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ① 第1条（保険金の支払）の死亡保険金の支払事由の発生
 - ② 第5条（保険料の払込免除）の保険料の払込免除
 - ③ 第16条（告知義務違反による契約の解除）、第18条（重大事由による契約の解除）または第19条（加入限度額超過による契約の解除）の基本契約の解除
- (5) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

備考（第6条）

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第15条（告知義務）の告知をいいます。

第7条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 保険金受取人の氏名または名称
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 保険金の額
- ⑧ 保険料およびその払込方法
- ⑨ 契約日
- ⑩ 保険証券を作成した年月日

第4章 保険料の払込み

第8条（第1回保険料の払込時期および猶予期間）

- (1) 第1回保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	第6条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日からその日を含む月の翌月末日までの期間
猶予期間	第1回保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

- (2) 第1回保険料は、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

第9条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

- (1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	第2回以降の保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

- (2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

第10条（猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い）

- (1) 保険契約者が第1回保険料を払い込まないで第8条（第1回保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間を経過したときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除します。
- (2) 保険契約者が第2回以降の保険料を払い込まないで第9条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

第11条（保険料の払込方法（経路））

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択すること

備考（第8条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

備考（第9条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

備考（第11条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託

ができます。

① 窓口払込み	会社 ^[1] に持参して払い込む方法
② 口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
③ 団体払込み	保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法 ^[2]

- (2) 保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法(経路)を相互に変更することができます。
- (3) 本条(1)②③の保険料の払込方法(経路)が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法(経路)が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。

第12条(会社による保険料の払込方法(経路)の変更)

会社は、保険契約者が第11条(保険料の払込方法(経路))(3)による変更をしない場合には、保険料の払込方法(経路)を窓口払込みに変更することができます。

第13条(前納払込み)

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に保険料の払込みに充当します。
- (3) 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された保険料の残額を保険金と同時に支払う場合は、その保険金の保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[3]に提出してください。

第14条(未経過期間に対する保険料の払戻し)

- (1) 保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- ① 基本契約の消滅
 - ② 保険料の払込免除
 - ③ 保険金額の減額変更
 - ④ 保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の保険料を保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその保険料を受け取る意思を表示していないときは、保険金受取人に払い戻します。

を受けた者を含みます。

- [2] その団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りま。

備考(第13条)

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考(第14条)

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第5章 告知義務および契約の解除

第15条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、基本契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項の

うち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

第 16 条（告知義務違反による契約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第 15 条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条 (1) の解除の原因となる事実がある場合には、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条 (2) にかかわらず、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、または保険料を払込免除とします。
- (4) 本条 (1) による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条 (4) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 17 条（契約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第 16 条（告知義務違反による契約の解除）による基本契約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、基本契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者が第 15 条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者に対し、第 15 条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ④ 会社が解除の原因を知った時から 1 か月が経過したとき
 - ⑤ 基本契約が責任開始の日^[2]からその日を含めて 2 年以上継続したとき。ただし、責任開始の日^[2]からその日を含めて 2 年を経過する前に被保険者が身体障害の状態（別表 4）または重度障害の状態（別表 3）になった場合に、その被保険者について第 16 条（告知義務違反による契約の解除）(1) の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条 (1) ②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 15 条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条 (1) を適用しません。

第 18 条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

備考（第 17 条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第 6 条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第 36 条（復活の責任開始の時）の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

備考（第 18 条）

- [1] 被保険者が故意に死亡し、または死亡しようとした場合は、重大事由に含

- ① 保険契約者、被保険者^[1]または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[2]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、会社にこの基本契約の保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[2]をした場合
 - ③ この基本契約の保険金または保険料の払込免除の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[3]があった場合
 - ④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[4]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[4]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[4]を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[4]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[4]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ⑤ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その保険金^[5]を支払いません。また、すでにその保険金^[5]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 保険料を払込免除としません。また、すでに保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 第34条(返戻金の支払)にかかわらず、本条(1)④により基本契約を解除した場合で、保険金の一部の保険金受取人に対して本条(2)①を適用し保険金を支払わないときは、基本契約のうち支払われない保険金に対する部分については第34条(返戻金の支払)を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

みません。

- [2] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [3] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [4] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [5] 本条(1)④のみに該当した場合で、本条(1)④ア. からオ. までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の保険金受取人であるときは、保険金のうち、その保険金受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第19条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基

備考（第19条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契

本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第6章 契約の取消しおよび無効

第20条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第21条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に保険料を払込免除とさせる目的をもって、基本契約の締結または復活を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 保険契約者または保険金受取人の代表者

第22条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第22条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約関係者の変更

第23条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の承継をさせようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出して請求してください。
- (3) 本条(1)の承継をしたときは、保険証券に記載します。

備考（第23条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第24条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者または被保険者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考（第24条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社^[1]に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対

備考（第25条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社^[1]に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[1]に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第26条(遺言による保険金受取人の変更)

- (1) 第25条(会社への通知による保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)(2)による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[1]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4) 保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[1]に提出してください。

第27条(保険金受取人の死亡)

- (1) 保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな保険金受取人は次のとおりとします。^[1]

保険金	保険金受取人
死亡保険金	被保険者の遺族
重度障害による保険金 ^[2]	被保険者
満期保険金	

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 ^[3]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の保険金受取人となることはできません。
- (7) 本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

備考(第26条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考(第27条)

- [1] 保険契約申込書に保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を保険金受取人とします。
- [2] 「重度障害による保険金」とは、死亡保険金のうち第2条(重度障害による保険金の支払)(1)により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [3] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- (8) 本条 (7) により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条 (7) により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条 (5)(7)(8) により保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第9章 契約の変更

第28条（保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条 (1) の請求をすることはできません。
- ① 保険料が払込免除となっているとき
 - ② 保険料払済契約に変更されているとき
 - ③ 減額後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ④ 減額後の基準保険金額^[1]が10万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条 (1) の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条 (1) の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第29条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条 (1) の請求をすることはできません。
- (3) 保険契約者が本条 (1) の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条 (1) の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条 (1) の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (6) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条 (5) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の変更はその効力を生じません。

備考（第28条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

備考（第29条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第30条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

第31条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第30条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

備考（第31条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

第11章 解約

第32条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
 - ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料の払込免除となった後に解約の通知があったとき
 - ③ 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第33条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した日から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時にいて次のすべてを満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人^[3]が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。

備考（第32条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

備考（第33条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で基本契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第2条(重度障害による保険金の支払)(1)により

- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと
- (3) 保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用される場合の死亡保険金受取人をいいます。

第12章 返戻金の支払

第34条 (返戻金の支払)

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 基本契約の解除
 - ② 第32条(保険契約者による解約)の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑤ 死亡保険金の免責事由^[1]の該当
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑤の場合において、次のいずれかであるときは、積立金^[2]の額とします。
 - ① 基本契約の責任開始の日^[3]からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - ② 特定された死亡保険金受取人^[4]が故意に被保険者を死亡させたとき^[5]

備考 (第34条)

- [1] 「免責事由」とは、第1条(保険金の支払)(2)の事由をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3] 「責任開始の日」とは、第6条(責任開始の時)の責任開始の時を含む日をいいます。復活した基本契約の場合は、第36条(復活の責任開始の時)の復活の責任開始の時を含む日をいいます。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条(会社への通知による保険金受取人の変更)または第26条(遺言による保険金受取人の変更)により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 故意に被保険者を死亡させた死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、本条(1)により保険契約者に支払う返戻金の額は、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額に相当する部分の積立金の額とします。

第13章 契約の復活

第35条 (契約の復活)

- (1) 第10条(猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い)(2)の場合、保険契約者は、基本契約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2) 保険契約者は、次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
 - ① 返戻金の支払の請求があったとき
 - ② 復活をした場合の保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[3]に提出して申し込んでください。

備考 (第35条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この保険契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額

(4) 本条(3)の場合、保険契約者は、復活払込金^[4]を払い込んでください。

第36条（復活の責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から復活後の基本契約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、復活の申込みを承諾した後に復活払込金 ^[1] を受け取った場合	復活払込金 ^[1] を受け取った時
② 会社が、復活払込金 ^[1] を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 ^[2] の時 イ. 復活払込金 ^[1] を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。
 (3) 会社は、復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第37条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。^[1]

- が加入限度額を超えるときをいいます。
 [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
 [4] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

備考（第36条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
 [2] 「被保険者に関する告知」とは、第15条（告知義務）の告知をいいます。

備考（第37条）

- [1] 基本契約の失効後その復活までに次のいずれかに該当したときは、その保険金を支払わず、または、保険料を払込免除としません。
 (1) 第2条（重度障害による保険金の支払）の保険金の支払事由が発生したとき
 (2) 第5条（保険料の払込免除）の保険料の払込免除事由が発生したとき

第14章 契約者貸付

第38条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。
 (2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[2]に提出してください。
 (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日から弁済の日まで発生します。
 (4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
 ① 基本契約の消滅
 ② 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、基準保険金額^[5]の減額割合に応じた部分について弁済期限が到来したものとします。）
 ③ 保険料払済契約への変更(変更の効力発生日に貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引きます。)
 (5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]

備考（第38条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第34条（返戻金の支払）(2)本文に定める返戻金の額をいいます。
 [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
 [3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、保険料に振り替えた日とします。
 [4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、

の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率^[7]を適用します。

- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間満了後1年の期間^[8]を経過したときは、会社の定める計算方法により、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引き、基準保険金額^[5]を減額します。
- (7) 本条(6)により基準保険金額^[5]を減額した場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
- (8) 保険契約者が貸付金^[9]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[10]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[11]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

翌営業日までの期間とします。

- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [7] 貸付期間内に貸付金を弁済しなかったことに対し、貸付期間内の利率に一定の利率を加えた利率を適用することがあります。
- [8] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [9] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに関する貸付金の場合は、弁済期限が到来したものに限ります。
- [10] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [11] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第15章 契約者配当

第39条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第40条（契約者配当金の支払）

- (1) 第39条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契約応当日^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第39条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。ただし、①の場合は満期保険金受取人に、②の場合に死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。
- ① 保険期間の満了

備考（第40条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。
- (1) 年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第32条（保険契約者

- ② 被保険者の死亡
 - ③ 基本契約の解除
 - ④ 第32条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ⑤ 基本契約の失効
 - ⑥ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑦ 保険契約者による契約者配当金の支払請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[5]のうち減額した基準保険金額^[5]の割合によって計算します。
- (5) 第39条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

- による解約）の解約の通知があった基本契約
- (2) 年ごとの契約応当日に保険金額の減額をするための変更の請求のあった基本契約のうち減額部分
- [3] 第39条（契約者配当金の割当て）(1)により割当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。
- [4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第16章 譲渡禁止

第41条（譲渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第17章 保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い

第42条（保険金等を支払う際等に未払保険料等がある場合の取扱い）

- (1) 保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。
- (2) 第5条（保険料の払込免除）の保険料の払込免除事由が発生した場合において、その基本契約に関し第1回保険料が払い込まれていないときは、保険料の払込みを免除しません。

備考（第42条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 返戻金
 - (4) 契約者配当金（第40条（契約者配当金の支払）(3)⑦の契約者配当金の支払請求によるものを除きます。）
 - (5) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払保険料
 - (2) すでに弁済期限が到来している貸付金
 - (3) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
 - ① 第28条（保険金額の減額変更）(6)
 - ② 第32条（保険契約者による解約）(5)

第18章 保険金等の請求および支払時期等

第43条（保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または保険金受取人は、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出して保険金等^[2]または保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 本条(2)にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、保険期間の満了の日の翌日に満期保険金受取人から満期保険金の請求があったものとして取り扱います。ただし、本条(1)の死亡保険金の支払事由が生じた旨の通知または第2条（重度障害による保険金の支払）(1)に基づく死亡保険金の支払を受ける旨の通知が会社所定の期間内になされた場合は、この取扱いはいりません。
 - ① 保険契約者が、満期保険金受取人と同一人であり、かつ、法人でないこと
 - ② 保険期間の満了の日の翌日に支払うべき満期保険金を振り込むための金融機関等の口座があること
- (4) 保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (5) 本条(3)本文の場合、本条(4)中「保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日」とあるのは、「満期保険金は、保険期間の満了の日の翌日」と読み替えます。
- (6) 会社が満期保険金受取人に満期保険金^[3]を支払った場合で、死亡保険金の支払事由が生じていたときは、会社は、満期保険金^[3]を受け取った者に、民法その他の法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は、死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。
- (7) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[4]を行います。^[5]この場合には、本条(4)にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[6] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項、第18条（重大事由による契約の解除）(1)④ア. からオ. までの該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求

備考（第43条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 満期保険金とともに支払われる金額を含みます。
- [4] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [5] 本条(3)本文の場合を除きます。
- [6] 「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。
- [7] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

時までにおける事実

- (8) 本条(7)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(4)(7)にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条(7)②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ② 本条(7)①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - ③ 本条(7)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (9) 本条(7)(8)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[7]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[2]は支払いません。
- (10) 保険料の払込免除については、本条(4)(7)(8)(9)の規定を準用します。
- (11) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第44条(消滅時効の援用)

保険金等^[1]の支払または保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考(第44条)

[1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第19章 契約内容の登録

第45条(契約内容の登録)

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - ② 死亡保険金の金額
 - ③ 基本契約の契約日^[1]
 - ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、契約日^[1]から5年(契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、契約日^[5]から5年(契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約^[2]について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高

備考(第45条)

- [1] 基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。
- [2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
- [3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条 (3)(4)(5)において、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第20章 特則

第 46 条（復活払込金をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 復活払込金^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第 36 条（復活の責任開始の時）の復活払込金^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条 (1) にかかわらず、クレジットカード^[2]により復活払込金^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、復活払込金^[1]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から復活払込金^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から復活払込金^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条 (1) により払い込まれた復活払込金^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

第 47 条（電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則）

- (1) 会社は、保険契約者または被保険者が、会社所定の書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により、基本契約の申込みまたは告知をすることを認めることがあります。
- (2) 本条 (1) の規定は、基本契約の締結の際に特約を付加する場合において、保険契約者または被保険者が、その特約の申込みまたは告知をする場合について準用します。

備考（第 46 条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

備考（第 47 条）

- [1] 「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとします（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V01～V99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	
・転倒・転落 (W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 ^[1] (W20～W49)	・騒音への曝露 ^[1] (W42) ・振動への曝露 ^[1] (W43)
・生物による機械的な力への曝露 ^[1] (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引>(W78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>(W79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 ^[1] (W85～W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 ^[1] （高山病等） (W94)
・煙、火および火災への曝露 ^[1] (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 ^[1] (X30～X39)	・自然の過度の高温への曝露 ^[1] （X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 ^{[1][2][3]} (X40～X49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X51) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・飢餓、渇
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 ^[1] (X58～X59)	
3	加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4	法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5	内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^[3]	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考（別表1）

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限りです。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢

- (11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表3 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの	
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	
11 両下肢を足関節以上で失ったもの	
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの	
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの	

別表4 身体障害の状態

保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1 両眼の視力の合計が 0.12 以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
2 1 眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。
3 両耳の聴力レベルが 69 デシベル以上になったもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
4 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
5 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
6 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
7 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
8 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節以上の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の 4 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
9 1 手の 5 手指を失ったもの、第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を失ったものまたは第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含み 3 手指もしくは 4 手指を失ったもの	(1) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）の場合は指節間関節以上、その他の手指の場合は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の 2 分の 1 以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）の場合は指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
10 1 手の 5 手指もしくは 4 手指の用を全く永久に失ったものまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含み 3 手指の用を全く永久に失ったもの	
11 1 手の 5 手指もしくは 4 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったものまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含む 3 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの	
12 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
13 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節以上の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の 4 分の 1 以下に制限されたものをいいます。

14 10 足指を失ったものまたは 10 足指の用を全く永久に失った もの	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指の場合は、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指の場合は、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
15 10 足指のうちその一部を失 い、かつ、他の足指の用を全く 永久に失ったもの	

別表5 必要書類

(1) 保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第1条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
満期保険金の支払（第1条関係）	満期保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 満期保険金受取人の戸籍抄本 4 満期保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
重度障害による保険金の支払（第2条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険金の倍額支払（第3条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の死亡が不慮の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 3 死亡保険金受取人の戸籍抄本 4 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

② 保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第5条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による払込免除（第2条(5)、第5条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知(第2条(1)関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
前納払込みの取消し(第13条関係)	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し(第14条関係)	保険契約者または保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の代表者の指定または変更(第22条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定または変更(第22条関係)	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の変更(第23条関係)	変更前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 変更前の保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による保険金受取人の変更(第25条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による保険金受取人の変更(第26条関係)	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更(第28条、第29条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約(第32条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の存続(第33条関係)	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払(第34条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の復活(第35条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付(第38条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証

契約者配当金の支払（第 40 条関係）	保険契約者または保険金受取人	3 保険証券 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証（第 40 条（契約者配当金の支払）(3) ⑦の契約者配当金の支払請求をする場合に限りです。） 3 保険契約者または保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
----------------------------	-----------------------	--

- (2) 会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者かつ死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[1]として被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者に支払うときは、死亡保険金または重度障害による保険金^[2]の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。
- ① 被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等^[1]の受給者が 2 人以上いる場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。）
- ② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

備考（別表 5）

- [1] 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
- [2] 「重度障害による保険金」とは、死亡保険金のうち第 2 条（重度障害による保険金の支払）(1) により死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。

無配当災害特約条項

目次

第1章 総則

第1条 特約の付加	132
-----------	-----

第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払	132
第3条 特約保険金の支払限度	133
第4条 死亡保険金等を支払わない場合等	133
第5条 特約死亡保険金受取人	134

第3章 特約保険料の払込免除

第6条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	135
第7条 身体障害による特約保険料の払込免除	135

第4章 特約の責任開始

第8条 特約の責任開始の時	136
第9条 保険証券	136

第5章 特約保険料の払込み

第10条 特約保険料の払込み	137
第11条 特約保険料の振替貸付	137
第12条 特約保険料の前納払込み	137
第13条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	137

第6章 特約の解除

第14条 重大事由による特約の解除	138
第15条 加入限度額超過による特約の解除	139

第7章 特約の取消しおよび無効

第16条 詐欺による特約の取消し	139
第17条 不法取得目的による特約の無効	139

第8章 特約の失効

第18条 特約の失効	139
------------	-----

第9章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者

第19条 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	140
-----------------------------	-----

第10章 特約の契約関係者の変更

第20条 特約の保険契約者の変更等	140
第21条 遺言による特約死亡保険金受取人の変更	140
第22条 特約死亡保険金受取人の死亡	141

第11章 特約の変更

第23条 基本契約の変更に伴う特約の変更	141
第24条 特約保険金額の減額変更	142
第25条 特約保険金の支払額通算の特則	142

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条 特約の加入年齢の計算	142
第27条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	142

第13章 特約の解約

第28条 保険契約者による特約の解約	143
第29条 特約保険金受取人による特約の存続	143

第14章 特約の返戻金の支払

第30条 特約の返戻金の支払	143
----------------	-----

第15章 特約の復活

第31条 特約の復活	144
第32条 特約の復活の責任開始の時	145

第 33 条 特約の復活の効果	145
第 16 章 特約契約者配当	
第 34 条 特約契約者配当金	145
第 17 章 譲渡禁止	
第 35 条 譲渡禁止	145
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 36 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	145
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 37 条 特約保険金等の請求および支払時期等	146
第 38 条 被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱い	147
第 39 条 消滅時効の援用	147
第 20 章 契約内容の登録	
第 40 条 契約内容の登録	148
第 21 章 特則	
第 41 条 中途付加の場合の特則	148
第 42 条 特約復活払込金等をクレジットカード等により払い込む場合の特則	149
第 43 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	150
第 44 条 基本契約に傷害入院特約等が付加されている場合の特則	150
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 加重障害における傷害保険金額	
別表 4 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 5 必要書類	

第 1 章 総則

第 1 条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を有期とする基本契約に付加することができます。

第 2 章 特約保険金の支払

第 2 条 (特約保険金の支払)

(1) この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[1] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、この特約の保険期間中にその傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき	特約基準保険金額 ^[2]	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	① 被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[1] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態 ^[3] になったとき ^[4] 。	特約基準保険金額 ^[2] × 身体障害等級表（別表 2）に定める身体障害の状態に	被保険者 ^[6]

備考 (第 2 条)

- [1] 「責任開始時以後」とは、第 8 条（特約の責任開始の時）または第 41 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表 2）の身体障害の状態をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表 1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態

	ただし、被保険者がその事故の日からその日を含めて4日以内に死亡したとき ^[5] は、傷害保険金を支払いません。	応じた支払割合
	② ①の場合において、1の不慮の事故（別表1）により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときまたは身体障害が身体の同一部位にすでに生じている身体障害に加重して生じたものであるときは、加重障害における傷害保険金額（別表3）に定めるところにより、傷害保険金を支払います。	

- (2) 被保険者が年齢^[7]6歳に達する前に不慮の事故（別表1）により傷害を受けたときは、死亡保険金または傷害保険金の支払額は、次のとおりとします。

被保険者の事故当時の年齢 ^[7]	支払額
3歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の支払額×50%
6歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の支払額×80%

第3条（特約保険金の支払限度）

特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。^[2]

第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金または傷害保険金を支払いません。^[1]
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 基本契約において特定された死亡保険金受取人^[2]の故意または重大な過失^[3]
 - ③ 被保険者の犯罪行為
 - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をして

になったときを含みます。

- [5] この特約の保険期間中に死亡したときに限ります。
- [6] 傷害保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [7] 本条の被保険者の「年齢」は、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考（第3条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。

備考（第4条）

- [1] 死亡保険金を支払わない場合は、第30条（特約の返戻金の支払）に基づき特約の返戻金を支払います。
- [2] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変

いる間に生じた事故

- (2) 基本契約において特定された死亡保険金受取人^[2]が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の特約の積立金^[4]を保険契約者に支払います。
- (3) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

更後の死亡保険金受取人をいいます。

- [3] 死亡保険金の支払事由に限りません。
- [4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

第5条（特約死亡保険金受取人）

- (1) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故（別表1）により傷害を受けた時に死亡したとした場合の次に定める者としします。

この特約が付加された基本契約の保険種類	特約死亡保険金受取人
普通定期保険 普通養老保険 特別養老保険 特定養老保険 学資保険 育英年金付学資保険	この特約が付加された基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
長寿支援保険（低解約返戻金型） 即時定期年金保険 据置定期年金保険	特定された特約死亡保険金受取人 ^[1]
夫婦保険	基本契約における配偶者である被保険者（基本契約における配偶者である被保険者がいないときまたは基本契約における配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を死亡させたときは、主たる被保険者の遺族とします。）

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 ^[2]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。

備考（第5条）

- [1] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第20条（特約の保険契約者の変更等）(2)(3)(4)または第21条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。
- [2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となるできません。
- (7) 本条(1)の夫婦保険にかかる特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第3章 特約保険料の払込免除

第6条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前^[2]に生じたものであるとき
 - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後^[3]またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第6条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時前」とは、第8条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第8条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

第7条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[2] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき ^[4]	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[1] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[5] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
② この特約が長寿支援保険（低解	エ. 被保険者の泥酔の状態を原因と

備考（第7条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第8条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

約返戻金型)または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] に、不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき ^[4]	する事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
---	--

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[1]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

[5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

第4章 特約の責任開始

第8条 (特約の責任開始の時)

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。^[1]
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
 - ① 第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払事由の発生
 - ② 第7条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除
 - ③ 第14条(重大事由による特約の解除)または第15条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除
- (5) 本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第9条 (保険証券)

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

備考 (第8条)

[1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

第5章 特約保険料の払込み

第10条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

第11条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。^[2]

第12条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[3]に提出してください。

第13条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の

備考（第10条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

備考（第11条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

備考（第12条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第13条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌

定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除
 - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第6章 特約の解除

第14条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金^[4]を支払いません。また、すでにその特約保険金^[4]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特

備考（第14条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [4] 本条(1)④のみに該当した場合で、本条(1)④ア. からオ. までは該当したのが特約死亡保険金受取人のみであり、その特約死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の特約死亡保険金受取人であるときは、死亡保険金のうち、その特約死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

- (5) 第 30 条（特約の返戻金の支払）にかかわらず、本条 (1) ④により特約を解除した場合で、死亡保険金の一部の特約死亡保険金受取人に対して本条 (2) ①を適用し死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない死亡保険金に対する部分については第 30 条（特約の返戻金の支払）を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

第 15 条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 15 条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 16 条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 17 条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 8 章 特約の失効

第 18 条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第 2 回以降の特約保険料を払い込まないで第 2 回以降の特約保険料の猶予期間^[1]を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第 23 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額^[2]が変更された場合^[3]において、変更後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき^[4]

備考（第 18 条）

- [1] 「猶予期間」とは、第 10 条（特約保険料の払込み）(2) の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
 - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったこ

とにより死亡保険金を支払うときを含みます。

第9章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者

第19条（保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (3) 本条(2)の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合は、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
- (4) 特約死亡保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (5) 本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (6) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第19条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第10章 特約の契約関係者の変更

第20条（特約の保険契約者の変更等）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社^[1]に対する通知により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (3) 保険契約者が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(2)の通知が会社^[1]に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[1]に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考（第20条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第21条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）

- (1) この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、第20条（特約の保険契約者の変更等）(2)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。

備考（第21条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

- (2) 本条(1)の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)(2)による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[1]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4) 保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社^[1]に提出してください。

第22条(特約死亡保険金受取人の死亡)

- (1) 長寿支援保険(低解約返戻金型)、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された特約において、特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな特約死亡保険金受取人は、被保険者の遺族とします。^[1]
- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 ^[2]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることはできません。
- (7) 本条(2)の遺族がいないときは、特定された特約死亡保険金受取人^[3]の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

備考(第22条)

- [1] 特定された特約死亡保険金受取人がいないときも、本条(1)の者を特約死亡保険金受取人とします。
- [2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- [3] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、長寿支援保険(低解約返戻金型)、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第20条(特約の保険契約者の変更等)(2)(3)(4)または第21条(遺言による特約死亡保険金受取人の変更)により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。

第11章 特約の変更

第23条(基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更(別表4)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表4)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その

変更の効力を生じます。

- (4) 本条 (3) により、本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第 24 条 (特約保険金額の減額変更)

- (1) 特約保険料の払込方法 (回数) を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条 (1) の請求をすることはできません。
- ① 特約保険料が払込免除となっているとき
 - ② 減額後の特約基準保険金額^[1]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ③ 減額後の特約基準保険金額^[1]が 10 万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条 (1) の請求をしようとするときは、必要書類 (別表 5) を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条 (1) の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第 25 条 (特約保険金の支払額通算の特則)

第 23 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) および第 24 条 (特約保険金額の減額変更) により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第 3 条 (特約保険金の支払限度) による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとします。

備考 (第 24 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額 (その額が変更されている場合には変更後の額) をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

備考 (第 25 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額 (その額が変更されている場合には変更後の額) をいいます。

第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 26 条 (特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第 27 条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものととして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるとき

備考 (第 27 条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

は、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 特約の解約

第 28 条（保険契約者による特約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条 (1) の解約をしようとするときは、必要書類（別表 5）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条 (1) の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の解約は効力を生じません。
- (5) 本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条 (4) の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第 29 条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条 (1) の解約が通知された場合でも、通知の時にいて次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条 (1) の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条 (2) の通知をしようとするときは、必要書類（別表 5）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条 (1) の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条 (2) により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条 (2) の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

第14章 特約の返戻金の支払

第 30 条（特約の返戻金の支払）

この特約の返戻金^[1]については、次のとおりとします。

備考（第 28 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

備考（第 29 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 30 条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りです。
- [2] 本条①の「被保険者の死亡」は、以

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
① 被保険者の死亡 ^[2]	特約の積立金 ^[4] の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 ^[5] の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思表示したときは保険契約者 イ. 基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
② 死亡保険金の免責事由 ^[3] の該当		
③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき ^[6]	特約の積立金 ^[4] の額	保険契約者
④ この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	
⑤ 第 28 条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
⑥ この特約の失効 ^[7]		
⑦ この特約の変更 ^[8]		

下のいずれかに該当する場合に限ります。

(1) 死亡保険金の支払事由に該当しない場合

(2) 死亡保険金が支払われる場合

(3) 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）

[3] 「免責事由」とは、第 4 条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。

[4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

[5] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。

[6] 死亡保険金が支払われる場合を除きます。

[7] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。

(1) 本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき

(2) 本条②の「死亡保険金の免責事由の該当」に該当したとき

(3) 本条③の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき

[8] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限り、ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

第15章 特約の復活

第 31 条（特約の復活）

(1) 第 18 条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後 1 年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。

(2) 次の場合には、本条 (1) の復活をすることができません。

① 特約の返戻金の支払の請求があったとき

② 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]

③ この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき

(3) 保険契約者が本条 (1) の復活をしようとするときは、必要書類（別表 5）を会社^[3]に提出して申し込んでください。

備考（第 31 条）

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

[2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託

(4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

を受けた者を含みます。

[4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第32条（特約の復活の責任開始の時）

備考（第32条）

- (1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約条項第18条（告知義務）の告知をいいます。

復活の申込みの承諾と 特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 ^[1] を受け取った場合	特約復活払込金 ^[1] を受け取った時
② 会社が、特約復活払込金 ^[1] を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	特約復活払込金 ^[1] を受け取った時。 ただし、この特約と同時に復活する無配当総合医療特約の被保険者に関する告知 ^[2] の前に受け取った場合には、その告知の時

- (3) 本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第33条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとし、ます。
- (2) 本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

第34条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

第35条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第36条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

備考（第36条）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があ

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金

るときは、それらの支払金額から差し引きます。

- (2) 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第6条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第7条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

- (2) 満期保険金
(3) 年金
(4) 返戻金
(5) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
(6) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
(2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
① 第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
② 第24条（特約保険金額の減額変更）(6)
③ 第28条（保険契約者による特約の解約）(5)
(3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

第37条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表5）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第14条（重大事由による特約の解除）(1)④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは

備考（第37条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

は特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条 (4) ②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
- ② 本条 (4) に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
- ③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (6) 本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第 38 条（被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における傷害保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- ② ①に該当する者がいない場合
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者として。）
- ③ ①②に該当する者がいない場合
配偶者
- ④ ①②③に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- (2) 本条 (1) により、会社が、傷害保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその傷害保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に傷害保険金の支払事由を生じさせた者は、本条 (1) の代表者としての取扱いを受けることができません。

第 39 条（消滅時効の援用）

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を 2 年間はすることがありません。

備考（第 39 条）

[1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第40条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 死亡保険金の金額
 - ③ 特約の契約日^[1]
 - ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約^[2]について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約^[2]、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

備考（第40条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
- [3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第21章 特則

第41条（中途付加の場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第1回特約保険料 ^[1] を受け取った時

備考（第41条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、無

② 会社が、第1回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第1回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当総合医療特約の被保険者に関する告知 ^[3] の前に受け取った場合には、その告知の時
--	--

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第26条(特約の加入年齢の計算)にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

配当総合医療特約条項第18条(告知義務)の告知をいいます。

- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [8] 即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第42条(特約復活払込金等をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

- (1) 特約復活払込金^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第32条(特約の復活の責任開始の時)の特約復活払込金^[1]を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料^[2]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第41条(中途付加の場合の特則)の第1回特約保険料^[2]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[3] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[4] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[4] を会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[4] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電

備考(第42条)

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法(回数)を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料(一時払特約保険料相当額を含みます。)とします。
- [3] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [4] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [5] 「名義人」には、クレジットカード

	文が端末機に表示されることを必要とします。
--	-----------------------

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[3]により特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[3]の名義人^[5]から特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

第43条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

第44条（基本契約に傷害入院特約等が付加されている場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約に傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約（以下「傷害入院特約等」といいます。）が付加されている場合において、基本保険料^[1]の払込免除後に傷害入院特約等の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、傷害入院特約等の払い込む特約保険料は、傷害入院特約等の特約条項の規定にかかわらず、1年分以上を前納する必要はありません。
- (2) この特約が付加された基本契約に傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあっては、傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約の特約条項の規定にかかわらず、それらの特約の返戻金^{[2][3]}を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がそれらの特約の返戻金^{[2][3]}を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

備考（第43条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

備考（第44条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約の特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限ります。
- [3] 被保険者の死亡（被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したもの）とみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。）による返戻金に限ります。

別表 1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち表 2 のものとし（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表 2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V01～V99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	
・転倒・転落 (W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 ^[1] (W20～W49)	・騒音への曝露 ^[1] (W42) ・振動への曝露 ^[1] (W43)
・生物による機械的な力への曝露 ^[1] (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引>(W78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>(W79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 ^[1] (W85～W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 ^[1] (高山病等) (W94)
・煙、火および火災への曝露 ^[1] (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 ^[1] (X30～X39)	・自然の過度の高温への曝露 ^[1] (X30) 中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 ^{[1][2][3]} (X40～X49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X51) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・飢餓、渇
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 ^[1] (X58～X59)	
3	加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4	法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5	内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^[3]	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考（別表1）

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 身体障害等級表

(1) 身体障害の状態、障害等級および支払割合は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。	100%
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。	

		(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。	
3	精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
4	両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
5	1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
6	両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
7	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
8	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]		
9	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]		
10	1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]		
11	両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]		
12	1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]		
13	両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89 デシベル以上になったものをいいます。	70%
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	

	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。	50%
	41 1 眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。	
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。	
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	

	手指もしくは4手指を失ったもの	
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	50 10足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
	51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
第4級	60 両眼に著しい視野狭窄を残すものまたは両眼視において著しく視野が欠損したもの	(1)「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。 (2)「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のその合計の50パーセント以下になったものをいいます。
	61 1耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	62 平衡機能に障害を残すもの	(2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。 (3)「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、または著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。
	63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの	(1)「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。 (2)「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。
	64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	65 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	66 1上肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すものまたは前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。
	67 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったもの、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み2手指を失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

	68 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	71 1下肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、大腿骨または脛骨に仮関節を残すものをいいます。	
	72 1下肢を5cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。	
	73 1足の5足指を失ったものまたは5足指の用を全く永久に失ったもの	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの	「著しい複視が生じるもの」とは、正面視において複視が生じるものをいいます。	10%
	81 鼻の機能に障害を残すもの	「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	82 味覚を全く失ったもの	「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙および薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。	
	83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	84 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	85 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	87 1下肢を3cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。	

88 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
89 1足の第1足指を含み3足指または4足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

- (2) (1)の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

備考（別表2）

- [1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。
 [2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りします。

別表3 加重障害における傷害保険金額

- (1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの^[1]に応ずる支払割合を特約基準保険金額^[2]に乘じて得た額とします。
 (2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位にすでに存在する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額からすでに存在する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。
 (3) (2)の場合において、すでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、(2)のすでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額については、(1)により計算します。
 (4) (1)(2)の身体の同一部位は、次のとおりとします。
 ① 1上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
 ② 1下肢については、股関節以下を同一部位とします。
 ③ 眼については、両眼を同一部位とします。
 ④ 耳については、両耳を同一部位とします。
 ⑤ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43および第5級の82の身体障害については、口および咽喉を同一部位とします。
 ⑥ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22および第3級の44の身体障害については、精神、神経および胸腹部臓器を同一部位とします。

備考（別表3）

- [1] これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級とします。
 [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

別表4 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
 ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 ④ 基本契約の保険期間が短縮されたとき
 ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
 (2) 基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、

その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

- (3) 基本契約について、(1) ④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1) ⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1) の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表4）

- [1] 長寿支援保険（低解約返戻金型）または年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。
- [2] 育英年金額を除きます。
- [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表5 必要書類

- (1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第2条関係）	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 6 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
傷害保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

被保険者の死亡（第 30 条に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第 30 条関係）	保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
--	-----------------------	---

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第 12 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第 13 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第 19 条関係）	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による特約死亡保険金受取人の変更（第 20 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による特約死亡保険金受取人の変更（第 21 条関係）	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
特約保険金額の減額変更（第 24 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第 28 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第 29 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第 31 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2) 会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[1]として被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。

① 被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等^[1]の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。）

- ② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

備考（別表5）

〔1〕 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

無配当傷害医療特約条項

目次

第1章 総則

第1条 特約の付加および特約の型	162
------------------	-----

第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払	162
第3条 特約保険金の支払限度	165
第4条 2回以上入院した場合の取扱い	165
第5条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	166
第6条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い	166
第7条 特約保険金を支払わない場合等	167

第3章 特約保険料の払込免除

第8条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	167
第9条 身体障害による特約保険料の払込免除	167

第4章 特約の責任開始

第10条 特約の責任開始の時	168
第11条 保険証券	169

第5章 特約保険料の払込み

第12条 特約保険料の払込み	169
第13条 特約保険料の振替貸付	169
第14条 特約保険料の前納払込み	169
第15条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	170

第6章 特約の解除

第16条 重大事由による特約の解除	170
第17条 加入限度額超過による特約の解除	171

第7章 特約の取消しおよび無効

第18条 詐欺による特約の取消し	171
第19条 不法取得目的による特約の無効	171

第8章 特約の失効

第20条 特約の失効	171
------------	-----

第9章 保険契約者の代表者

第21条 保険契約者の代表者	172
----------------	-----

第10章 特約の契約関係者の変更

第22条 特約の保険契約者の変更	172
------------------	-----

第11章 特約の変更

第23条 基本契約の変更に伴う特約の変更	172
第24条 特約保険金額の減額変更	172
第25条 特約保険金の支払額通算の特則	173

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条 特約の加入年齢の計算	173
第27条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	173

第13章 特約の解約

第28条 保険契約者による特約の解約	173
第29条 特約保険金受取人による特約の存続	174

第14章 特約の返戻金の支払

第30条 特約の返戻金の支払	174
----------------	-----

第15章 特約の復活

第31条 特約の復活	175
第32条 特約の復活の責任開始の時	175

第 33 条 特約の復活の効果	175
第 16 章 特約契約者配当	
第 34 条 特約契約者配当金	175
第 17 章 譲渡禁止	
第 35 条 譲渡禁止	175
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 36 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	175
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 37 条 特約保険金等の請求および支払時期等	176
第 38 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	177
第 39 条 消滅時効の援用	177
第 20 章 契約内容の登録	
第 40 条 契約内容の登録	178
第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第 41 条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	178
第 22 章 特則	
第 42 条 中途付加の場合の特則	179
第 43 条 中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則	179
第 44 条 特約復活払込金等をクレジットカード等により払い込む場合の特則	180
第 45 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	181
第 46 条 基本契約に災害特約が付加されている場合の特則	181
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 4 公的医療保険制度	
別表 5 医科診療報酬点数表	
別表 6 歯科診療報酬点数表	
別表 7 先進医療	
別表 8 必要書類	

第 1 章 総則

第 1 条 (特約の付加および特約の型)

- (1) この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を有期とする基本契約に付加することができます。
- (2) 保険契約者は、特約の型について次のいずれかを選択するものとします。

特約の型	支払の対象となる特約保険金
I 型	入院保険金 入院初期保険金 手術保険金 放射線治療保険金
II 型	入院保険金 手術保険金 放射線治療保険金

- (3) 本条 (2) により選択された特約の型の変更は取り扱いません。

第 2 章 特約保険金の支払

第 2 条 (特約保険金の支払)

- (1) この特約の入院保険金および入院初期保険金の支払については、次のとお

備考 (第 2 条)

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必

りとしします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金 受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする入院 ^[1] であること ② 不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した入院 ^[1] であること ③ この特約の保険期間中の入院 ^[1] であること ^[3] ④ 治療を目的とした入院 ^[1] であること ^[4] ⑤ 病院または診療所 ^[5] への入院 ^[1] であること ⑥ 入院期間の日数が1日以上であること ^[6]	入院 ^[1] 1日について 特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000	被保険者 ^[8]
入院初期 保険金	特約の型がI型の場合で、被保険者が入院保険金の支払われる入院 ^[1] をしたとき（入院保険金に加えて支払います。）	入院 ^[1] 1回について 特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000 × 5	

(2) この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとしします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金 受取人
手術保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後 ^[2] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所 ^[5] において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術 ^[9] を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に受けた手術に限ります。 ① その手術が、治療を目的とした入院 ^[1] ^[4] 中に受けた次のア。またはイ。のいずれかに該当する手術であること ア. 公的医療保険制度（別表4）における医科診療報酬点数表（別表5）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。	A 左記の支払事由①に該当したとき 特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000 × 20	被保険者 ^[8]

要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

[2] 「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[3] 次のいずれかの日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。

- (1) この特約の保険期間満了の日
- (2) 普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日

[4] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。

[5] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、治療を目的とした入院中以外に受けた手術の手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
- (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

[6] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考に

	す。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表4）における歯科診療報酬点数表（別表6）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に掲げるものを除きます。 (ア) 創傷処理 (イ) デブリードマン (ウ) 皮膚切開術 (エ) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (オ) 外耳道異物除去術 (カ) 鼻内異物摘出術 (キ) 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術） (ク) 抜歯手術 イ. 先進医療（別表7）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。） ② その手術が、治療を目的とした入院^{[1][4]}中以外に受けた①ア. またはイ. のいずれかに該当する手術であること	B 左記の支払事由②に該当したとき 特約基準保険金額^[7] × 1.5/1000 × 5	
--	---	---	--

して判断します。

- [7] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [9] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [10] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [11] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

(3) この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後^[2]この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所^[5]において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した施術に限ります。	特約基準保険金額^[7] × 1.5/1000 × 10	被保険者^[8]

	① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。） ② 先進医療（別表7）に該当する放射線照射または温熱療法による施術	
--	---	--

(4) この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ① 入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額^[7]に応じて計算します。
- ② 入院初期保険金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額^[7]に応じて計算します。
- ③ 手術保険金の支払額は、手術を受けた日^[10]における特約基準保険金額^[7]に応じて計算します。
- ④ 放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日^[11]における特約基準保険金額^[7]に応じて計算します。

第3条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。^[2]
- (2) 入院保険金の支払額は、1回の入院^[3]については、120日分をもってその限度とします。^[4]
- (3) 入院初期保険金の支払額は、1回の入院^[3]については、1回分をもってその限度とします。^[2]

第4条（2回以上入院した場合の取扱い）

被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(1)の入院保険金の支払事由に

備考（第3条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができません。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができません。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

備考（第4条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必

該当する入院^[1]を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院^[1]とみなし、各入院^[1]について日数を合算して入院保険金および入院初期保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院^[1]の退院日から180日を経過した後に開始した入院^[1]については、新たな入院^[1]とみなします。

第5条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

支払うべき入院保険金が2以上の原因による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して入院保険金を支払いません。この場合においては、入院初期保険金も重複しては支払いません。

第6条（2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日^[1]に2以上受けたときは、これらの手術のうち手術保険金の金額が最も高いいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取り扱います。
 - ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日^[1]からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
 - ② 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日^[1]からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
 - ③ 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうち手術保険金の金額が最も高いいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日^[2]に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療^[3]であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日^[2]からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療につい

要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

備考（第6条）

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

ては、放射線治療保険金を支払いません。

第7条（特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

第3章 特約保険料の払込免除

第8条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前^[2]に生じたものであるとき
 - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後^[3]またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

備考（第8条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時前」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

備考（第9条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[2] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき ^[4]	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[1] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[5] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき ^[4]	

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[1]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

[3] 「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

[5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

第4章 特約の責任開始

第10条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。^[1]
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
 - ① 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
 - ② 第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
 - ③ 第16条（重大事由による特約の解除）または第17条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5) 本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

備考（第10条）

- [1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

第 11 条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

第 5 章 特約保険料の払込み

第 12 条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条 (1) にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条 (3) の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

第 13 条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。^[2]

第 14 条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条 (1) により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条 (1) により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条 (4) の請求をしようとするときは、必要書類（別表 8）

備考（第 12 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

備考（第 13 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

備考（第 14 条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

を会社^[3]に提出してください。

第15条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

(1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 特約の消滅
- ② 特約保険料の払込免除
- ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
- ④ 特約保険料額の減額
- ⑤ 特約の保険料払済契約への変更

(2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

備考（第15条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第6章 特約の解除

第16条（重大事由による特約の解除）

(1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
- ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
- ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
- ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど
の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、
またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると
認められること

⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する

備考（第16条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

通知により行います。

- (4) 本条 (3) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 17 条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 17 条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 18 条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 19 条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 8 章 特約の失効

第 20 条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第 2 回以降の特約保険料を払い込まないで第 2 回以降の特約保険料の猶予期間^[1]を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第 23 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額^[2]が変更された場合^[3]において、変更後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき^[4]

備考（第 20 条）

- [1] 「猶予期間」とは、第 12 条（特約保険料の払込み）(2) の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
 - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。

第9章 保険契約者の代表者

第21条（保険契約者の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第10章 特約の契約関係者の変更

第22条（特約の保険契約者の変更）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第11章 特約の変更

第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表3）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表3）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第24条（特約保険金額の減額変更）

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① 特約保険料が払込免除となっているとき
 - ② 減額後の特約基準保険金額^[1]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ③ 減額後の特約基準保険金額^[1]が10万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生

備考（第24条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

じます。

- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第25条（特約保険金の支払額通算の特則）

第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第24条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条（特約保険金の支払限度）(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとしします。

- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

備考（第25条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第27条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第27条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

第13章 特約の解約

第28条（保険契約者による特約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保

備考（第28条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約

険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 29 条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

備考（第 29 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第14章 特約の返戻金の支払

第 30 条（特約の返戻金の支払）

この特約の返戻金^[1]については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
① 被保険者の死亡 ^[2]	特約の積立金 ^[3] の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 ^[4] の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 イ. 基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
② この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③ 第 28 条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
④ この特約の失効 ^[5]		
⑤ この特約の変更 ^[6]		
⑥ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金 ^[3] の額	

備考（第 30 条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りま
- [2] 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。
- [3] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [4] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
- [5] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
 - (1) 本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき
 - (2) 本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
- [6] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限りま

第15章 特約の復活

第31条（特約の復活）

- (1) 第20条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2) 次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
- ① 特約の返戻金の支払の請求があったとき
 - ② 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるととき^[2]
 - ③ この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

第32条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 特約のみ復活する場合において、会社が、この特約の復活の申込みを承諾したときは、会社は、特約復活払込金^[1]を受け取った時から復活後の特約上の責任を負います。
- (3) 本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第33条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

第34条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

第35条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第36条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特

備考（第31条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

備考（第32条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

備考（第36条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

(2) 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第8条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

- (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 年金
 - (4) 返戻金
 - (5) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
 - (6) 払い戻す基本保険料
- [2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払特約保険料
 - (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
 - ① 第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
 - ② 第24条（特約保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第28条（保険契約者による特約の解約）(5)
 - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

第37条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第16条（重大事由による特約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的

備考（第37条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第7条（特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
--

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条 (4) ②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
- ② 本条 (4) に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
- ③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (6) 本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第 38 条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- ② ①に該当する者がいない場合
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者として。）
- ③ ①②に該当する者がいない場合
配偶者
- ④ ①②③に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- (2) 本条 (1) により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条 (1) の代表者としての取扱いを受けることができません。

第 39 条（消滅時効の援用）

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を 2 年間はすることがありません。

備考（第 39 条）

[1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第40条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 入院保険金の種類
 - ③ 入院保険金の日額
 - ④ 特約の契約日^[1]
 - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

備考（第40条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

第41条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額^[1]を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考（第41条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第22章 特則

第 42 条（中途付加の場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時

- (2) 本条 (1) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条 (2) の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[3]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[4]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[4]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[5]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[6]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[6]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[7]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 26 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

備考（第 42 条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [6] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第 43 条（中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）

旧特約^[1]の解約の通知^[2]と同時に、その旧特約^[1]が付加された基本契約にこの特約を付加する申込みがあり、かつ、次のすべてを満たすときには、その解約は、旧条項^[3]第 30 条（保険契約者による特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。^{[4][5]}ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約^[1]の解約は、その効力を生じません。^[6]

- ① この特約の特約基準保険金額^[7]が旧特約の特約基準保険金額^[8]と同額

備考（第 43 条）

- [1] 「旧特約」とは、保険期間を有期とする無配当傷害入院特約のうち、平成 27 年 10 月 1 日以降をその特約の契約日とする特約をいいます。
- [2] 1 の基本契約に無配当疾病傷害入院特約および無配当傷害入院特約を付加

であること

- ② この特約を付加する申込みと同時に第 1 回特約保険料相当額^[9]の払込みがあること

していた場合は、無配当疾病傷害入院特約も同時に解約の通知をすることを必要とします。

- [3] 「旧条項」とは、無配当傷害入院特約条項をいいます。
- [4] この特約が成立したときは、その成立時に旧特約の返戻金（旧特約と同時に解約する無配当疾病傷害入院特約がある場合はその特約の返戻金を含みます。）の支払の請求があったものとみなします。
- [5] 旧特約と同時に解約する無配当疾病傷害入院特約がある場合は、その特約の解約も、無配当疾病傷害入院特約条項第35条（保険契約者による特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。
- [6] 旧特約と同時に解約の通知をした無配当疾病傷害入院特約がある場合は、この特約が成立しなかった場合には、無配当疾病傷害入院特約の解約は、その効力を生じません。
- [7] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8] 「旧特約の特約基準保険金額」とは、旧特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [9] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。

第 44 条（特約復活払込金等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 特約復活払込金^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第 32 条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金^[1]を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料^[2]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第 42 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料^[2]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[3] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[4] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[4] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[4] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電

備考（第 44 条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [3] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [4] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [5] 「名義人」には、クレジットカード

文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[3]により特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[3]の名義人^[5]から特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

第45条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

第46条（基本契約に災害特約が付加されている場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、基本保険料^[1]の払込免除後に災害特約の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約の払い込む特約保険料は、災害特約条項の規定にかかわらず、1年分以上を前納する必要はありません。
- (2) この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあつては、災害特約条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金^{[2][3]}を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金^{[2][3]}を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

備考（第45条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

備考（第46条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 災害特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限ります。
- [3] 被保険者の死亡（被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。）による返戻金に限ります。

別表 1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち表 2 のものとし（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表 2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V01～V99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	
・転倒・転落 (W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 ^[1] (W20～W49)	・騒音への曝露 ^[1] (W42) ・振動への曝露 ^[1] (W43)
・生物による機械的な力への曝露 ^[1] (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引>(W78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>(W79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 ^[1] (W85～W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 ^[1] (高山病等) (W94)
・煙、火および火災への曝露 ^[1] (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 ^[1] (X30～X39)	・自然の過度の高温への曝露 ^[1] (X30) 中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露^{[1][2][3]} (X40～X49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X51) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・飢餓、渇
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露^[1] (X58～X59)	
3	加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4	法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5	内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの^[3]	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考（別表1）

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。

		(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3	精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4	両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、他の 1 上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
6	両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
7	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
8	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
9	1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
10	1 上肢および 1 下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
11	両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
12	1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の 1 下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
13	両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第 2 級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが 89 デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。
	41 1 眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常、衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47 1 手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1 手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。

51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
--	--

備考（別表2）

- [1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。
- [2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りします。

別表3 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1) ③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1) ④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1) ⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1) の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表3）

- [1] 長寿支援保険（低解約返戻金型）または年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。
- [2] 育英年金額を除きます。
- [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表6 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表4）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

別表8 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

① 特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
放射線治療保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第9条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第 30 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第 30 条①に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第 30 条関係）	保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第 14 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第 15 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第 24 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第 28 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第 29 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第 31 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

- (2) 会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

無配当総合医療特約条項

目次

第1章 総則

第1条 特約の付加および特約の型	190
------------------	-----

第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払	191
第3条 保険事故の特例	194
第4条 特約保険金の支払限度	194
第5条 2回以上入院した場合の取扱い	195
第6条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	195
第7条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い	195
第8条 疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	196
第9条 不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	196

第3章 特約保険料の払込免除

第10条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	197
第11条 身体障害による特約保険料の払込免除	197

第4章 特約の責任開始

第12条 特約の責任開始の時	198
第13条 保険証券	198

第5章 特約保険料の払込み

第14条 特約保険料の払込み	199
第15条 特約保険料の振替貸付	199
第16条 特約保険料の前納払込み	199
第17条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	199

第6章 告知義務および特約の解除

第18条 告知義務	200
第19条 告知義務違反による特約の解除	200
第20条 特約を解除できない場合	200
第21条 重大事由による特約の解除	201
第22条 加入限度額超過による特約の解除	202

第7章 特約の取消しおよび無効

第23条 詐欺による特約の取消し	202
第24条 不法取得目的による特約の無効	202

第8章 特約の失効

第25条 特約の失効	202
------------	-----

第9章 保険契約者の代表者

第26条 保険契約者の代表者	202
----------------	-----

第10章 特約の契約関係者の変更

第27条 特約の保険契約者の変更	203
------------------	-----

第11章 特約の変更

第28条 基本契約の変更に伴う特約の変更	203
第29条 特約保険金額の減額変更	203
第30条 特約保険金の支払額通算の特則	204

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第31条 特約の加入年齢の計算	204
第32条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	204

第13章 特約の解約

第33条 保険契約者による特約の解約	204
第34条 特約保険金受取人による特約の存続	205

第 14 章 特約の返戻金の支払	
第 35 条 特約の返戻金の支払	205
第 15 章 特約の復活	
第 36 条 特約の復活	205
第 37 条 特約の復活の責任開始の時	206
第 38 条 特約の復活の効果	206
第 16 章 特約契約者配当	
第 39 条 特約契約者配当金	207
第 17 章 譲渡禁止	
第 40 条 譲渡禁止	207
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 41 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	207
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 42 条 特約保険金等の請求および支払時期等	207
第 43 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	208
第 44 条 消滅時効の援用	209
第 20 章 契約内容の登録	
第 45 条 契約内容の登録	209
第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第 46 条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	210
第 22 章 特則	
第 47 条 中途付加の場合の特則	210
第 48 条 基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則	211
第 49 条 中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則	211
第 50 条 特約復活払込金等をクレジットカード等により払い込む場合の特則	212
第 51 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	213
第 52 条 基本契約に災害特約が付加されている場合の特則	213
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 4 公的医療保険制度	
別表 5 医科診療報酬点数表	
別表 6 歯科診療報酬点数表	
別表 7 先進医療	
別表 8 必要書類	

第 1 章 総則

第 1 条 (特約の付加および特約の型)

- (1) この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を有期とする基本契約に付加することができます。
- (2) 保険契約者は、特約の型について次のいずれかを選択するものとします。

特約の型	支払の対象となる特約保険金
I 型	入院保険金 入院初期保険金 手術保険金 放射線治療保険金
II 型	入院保険金 手術保険金 放射線治療保険金

(3) 本条 (2) により選択された特約の型の変更は取り扱いません。

第2章 特約保険金の支払

第2条 (特約保険金の支払)

(1) この特約の疾病による入院保険金および入院初期保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2] この特約の保険期間中に生じた次のア. またはイ. のいずれかを直接の原因とする入院 ^[1] であること ア. 疾病 ^[3] イ. 不慮の事故 (別表 1) により受けた傷害 (その事故の日から 3 年経過後に開始した入院に限ります。) ② この特約の保険期間中の入院 ^[1] であること ^[4] ③ 治療を目的とした入院 ^[1] であること ^[5] ④ 病院または診療所 ^[6] への入院 ^[1] であること ⑤ 入院期間の日数が 1 日以上であること ^[7]	入院 ^[1] 1 日 について 特約基準保険 金額 ^[8] × 1.5/1000	被保険者 ^[9]
入院初期保険金	特約の型が I 型の場合で、被保険者が疾病による入院保険金の支払われる入院 ^[1] をしたとき (入院保険金に加えて支払います。)	入院 ^[1] 1 回 について 特約基準保険 金額 ^[8] × 1.5/1000 × 5	

(2) この特約の傷害による入院保険金および入院初期保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2] この特約の保険期間中に不慮の事故 (別表 1) により受けた傷害を直接の原因とする入院 ^[1] であること ② 不慮の事故 (別表 1) の日から 3 年以内に開始した入	入院 ^[1] 1 日 について 特約基準保険 金額 ^[8] × 1.5/1000	被保険者 ^[9]

備考 (第2条)

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第12条 (特約の責任開始の時)、第47条 (中途付加の場合の特則) または第48条 (基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則) の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 直接の因果関係のある複数の疾病は 1 の疾病とみなします。
- [4] 次のいずれかの日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(1) この特約の保険期間満了の日
(2) 普通保険約款 (以下「主約款」といいます。) の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日
- [5] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度 (別表 4) において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [6] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所 (患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、治療を目的とした入院中以外に受けた手術の手術保険金および放

	院^[1]であること ③ この特約の保険期間中の入院^[1]であること^[4] ④ 治療を目的とした入院^[1]であること^[5] ⑤ 病院または診療所^[6]への入院^[1]であること ⑥ 入院期間の日数が1日以上であること^[7]		
入院初期保険金	特約の型がⅠ型の場合で、被保険者が傷害による入院保険金の支払われる入院 ^[1] をしたとき（入院保険金に加えて支払います。）	入院^[1] 1回について 特約基準保険金額^[8] × 1.5/1000 × 5	

射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。

(2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

[7] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。

[8] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[9] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

[10] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。

[11] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

[12] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

(3) この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後^[2]この特約の保険期間中にかかった疾病^[3]または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所^[6]において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術^[10]を保険期間中に受けたとき ① その手術が、治療を目的とした入院^[1]^[5]中に受けた次のア、またはイ、のいずれかに該当する手術であること ア、公的医療保険制度（別表4）における医科診療報酬点数表（別表5）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表4）における歯科診療報酬点数表（別表6）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に掲げるものを除きます。	A 左記の支払事由①に該当したとき 特約基準保険金額^[8] × 1.5/1000 × 20 B 左記の支払事由②に該当したとき 特約基準保険金額^[8] × 1.5/1000 × 5	被保険者 ^[9]

	(ア) 創傷処理 (イ) デブリードマン (ウ) 皮膚切開術 (エ) 骨、軟骨または関節の 非観血的または徒手的な 整復術、整復固定術およ び授動術 (オ) 外耳道異物除去術 (カ) 鼻内異物摘出術 (キ) 内視鏡下鼻腔手術（鼻 腔内手術） (ク) 抜歯手術 イ. 先進医療（別表 7）に該 当する施術（診断および検 査を直接の目的とした施術 ならびに注射、点滴、全身 的薬剤投与、局所的薬剤投 与、放射線照射および温熱 療法による施術を除きま す。） ② その手術が、治療を目的と した入院 ^{[1][5]} 中以外に受け た①ア. またはイ. のいずれ かに該当する手術であること		
--	--	--	--

(4) この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金 受取人
放射線治療 保険金	被保険者が、この特約の責任開 始時以後 ^[2] この特約の保険期 間中にかかった疾病 ^[3] または 不慮の事故（別表 1）により受 けた傷害を直接の原因として、 病院または診療所 ^[6] において、 次の①または②のいずれかに該 当する治療を直接の目的とした 施術（以下「放射線治療」とい います。）を保険期間中に受け たとき ① 医科診療報酬点数表に放射 線治療料の算定対象として列 挙されている施術（歯科診療 報酬点数表に放射線治療料の 算定対象として列挙されてい る施術のうち医科診療報酬点 数表においても放射線治療料 の算定対象として列挙されて いる施術を含みます。） ② 先進医療（別表 7）に該当 する放射線照射または温熱療 法による施術	特約基準保険 金額 ^[8] × 1.5/1000 × 10	被保険者 ^[9]

(5) この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ① 入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額^[8]に応じて計算します。
- ② 入院初期保険金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額^[8]に応じて計算します。
- ③ 手術保険金の支払額は、手術を受けた日^[11]における特約基準保険金額^[8]に応じて計算します。
- ④ 放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日^[12]における特約基準保険金額^[8]に応じて計算します。

第3条（保険事故の特例）

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[1]にかかった疾病^[2]または不慮の事故（別表1）^[3]により受けた傷害を直接の原因として、入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の責任開始の日^[4]からその日を含めて2年以上経過した後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後^[5]の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[1]にかかった疾病^[2]を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[5]に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の締結の際に、その疾病^[2]の告知があったときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後^[5]の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[1]にかかった疾病^[2]を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[5]に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、その疾病^[2]に関して、この特約の責任開始時前^[1]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後^[5]の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。ただし、その疾病^[2]による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第4条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。^[2]
- (2) 第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院保険金（以下「疾病による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院^[3]については、120日分をもってその限度とします。^[4]
- (3) 第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院保険金（以下「傷害による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院^[3]については、120日分をもってその限度とします。^[4]
- (4) 第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院初期保険金（以下「疾病による入院初期保険金」といいます。）または第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院初期保険金（以下「傷害による入院初期保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院^[3]については、それぞれ1回分をもってその限度とします。^[2]

備考（第3条）

- [1] 「責任開始時前」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特例）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特例）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] その事故の日から3年経過後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けた場合に限りま。
- [4] 「責任開始の日」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特例）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特例）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特例）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特例）の特約の責任開始の時以後をいいます。

備考（第4条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復

師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

第5条（2回以上入院した場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、疾病による入院保険金の支払事由に該当する入院^[1]を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院^[1]とみなし、各入院^[1]について日数を合算して疾病による入院保険金および疾病による入院初期保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、疾病による入院保険金の支払われることとなった最終の入院^[1]の退院日から180日を経過した後に開始した入院^[1]については、新たな入院^[1]とみなします。
- (2) 被保険者が、傷害による入院保険金の支払事由に該当する入院^[1]を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院^[1]とみなし、各入院^[1]について日数を合算して傷害による入院保険金および傷害による入院初期保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、傷害による入院保険金の支払われることとなった最終の入院^[1]の退院日から180日を経過した後に開始した入院^[1]については、新たな入院^[1]とみなします。

第6条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

- (1) 支払うべき入院保険金が2以上の疾病による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して疾病による入院保険金を支払いません。この場合においては、疾病による入院初期保険金も重複しては支払いません。
- (2) 支払うべき入院保険金が2以上の傷害による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して傷害による入院保険金を支払いません。この場合においては、傷害による入院初期保険金も重複しては支払いません。
- (3) 支払うべき入院保険金が疾病による入院保険金であり、かつ、傷害による入院保険金であるときは、その重複した入院期間については、疾病による入院保険金を支払わず、傷害による入院保険金を支払います。

第7条（2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日^[1]に2以上受けたときは、これらの手術のうち手術保険金の金額が最も高いいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取り扱います。
- ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日^[1]からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
- ② 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日^[1]からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。

備考（第5条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

備考（第7条）

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

- ③ 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうち手術保険金の金額が最も高いいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日^[2]に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療^[3]であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日^[2]からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

第8条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の薬物依存^[1]
 - ③ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2) 被保険者が戦争その他の変乱により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

第9条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をして

備考（第8条）

[1] 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みません。

いる間に生じた事故

- ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの

- (2) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
② 戦争その他の変乱

第3章 特約保険料の払込免除

第10条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前^[2]に生じたものであるとき
- ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後^[3]またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。
- (4) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後^[3]またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第10条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時前」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第47条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第47条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

第11条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[2] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因とする	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[1] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[5] の故意または重大な過失

備考（第11条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特則）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因と

因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態^[1]になったとき^[4] ② この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後^[3]に、不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態^[1]になったとき^[4]	イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
--	--

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条 (1) の身体障害の状態^[1]になった場合で、その原因により本条 (1) の身体障害の状態^[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

なった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表 1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

[5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

第 4 章 特約の責任開始

第 12 条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条 (1) の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。^[1]
- (3) この特約の保険期間は、本条 (2) の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 本条 (1) の特約の責任開始の時から本条 (2) の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条 (2) にかかわらず、本条 (1) の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
 - ① 第 2 条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
 - ② 第 11 条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
 - ③ 第 19 条（告知義務違反による特約の解除）、第 21 条（重大事由による特約の解除）または第 22 条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5) 本条 (4) の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条 (4) のこの特約の契約日と同一とします。
- (6) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

備考（第 12 条）

[1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

第 13 条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

第5章 特約保険料の払込み

第14条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

第15条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。^[2]

第16条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出してください。

第17条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の

備考（第14条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

備考（第15条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

備考（第16条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第17条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌

定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除
 - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第6章 告知義務および特約の解除

第18条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

第19条（告知義務違反による特約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その特約保険金^[1]を支払いません。また、すでにその特約保険金^[1]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、その特約保険金^[1]の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金^[1]を支払い、または特約保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第20条（特約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による特約の解除）による特約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

備考（第19条）

- [1] その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。

備考（第20条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特則）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の

- ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
 - ⑤ この特約がその責任開始の日^[2]からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日^[2]からその日を含めて2年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について第19条（告知義務違反による特約の解除）(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

特則)の特約の責任開始の時を含む日をいいます。復活した特約の場合は、第37条（特約の復活の責任開始の時）の特約の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

第21条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第21条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第 22 条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 22 条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 23 条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 24 条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 8 章 特約の失効

第 25 条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第 2 回以降の特約保険料を払い込まないで第 2 回以降の特約保険料の猶予期間^[1]を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第 28 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額^[2]が変更された場合^[3]において、変更後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき^[4]

備考（第 25 条）

- [1] 「猶予期間」とは、第 14 条（特約保険料の払込み）(2) の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
 - (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
 - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。

第 9 章 保険契約者の代表者

第 26 条（保険契約者の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第10章 特約の契約関係者の変更

第27条 (特約の保険契約者の変更)

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第11章 特約の変更

第28条 (基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更(別表3)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表3)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第29条 (特約保険金額の減額変更)

- (1) 特約保険料の払込方法(回数)を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 特約保険料が払込免除となっているとき
 - ② 減額後の特約基準保険金額^[1]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ③ 減額後の特約基準保険金額^[1]が10万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、

備考 (第29条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第30条（特約保険金の支払額通算の特則）

第28条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第29条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第4条（特約保険金の支払限度）(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとします。

備考（第30条）

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第31条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第32条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第32条）

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

第13章 特約の解約

第33条（保険契約者による特約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第33条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 34 条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条 (1) の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条 (1) の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条 (2) の通知をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社^[2]に提出してください。

備考（第 34 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第14章 特約の返戻金の支払**第 35 条（特約の返戻金の支払）**

この特約の返戻金^[1]については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
① 被保険者の死亡 ^[2]	特約の積立金 ^[3] の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 ^[4] の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思表示したときは保険契約者 イ. 基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
② この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③ 第 33 条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
④ この特約の失効 ^[5]		
⑤ この特約の変更 ^[6]		
⑥ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金 ^[3] の額	

備考（第 35 条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りです。
- [2] 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。
- [3] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [4] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
- [5] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
- (1) 本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき
- (2) 本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
- [6] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限りです。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

第15章 特約の復活**第 36 条（特約の復活）**

- (1) 第 25 条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後 1 年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2) 次の場合には、本条 (1) の復活をすることができません。
- ① 特約の返戻金の支払の請求があったとき

備考（第 36 条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけではなく、旧簡易生命保

- ② 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]
 ③ この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
 (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社^[3]に提出して申し込んでください。
 (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

第37条(特約の復活の責任開始の時)

- (1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。^[1]
 (2) 特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と 特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 ^[2] を受け取った場合	特約復活払込金 ^[2] を受け取った時
② 会社が、特約復活払込金 ^[2] を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 ^[3] の時 イ. 特約復活払込金 ^[2] を受け取った時

- (3) 本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
 (4) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第38条(特約の復活の効果)

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
 (2) 本条(1)にかかわらず、次のいずれかに該当したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。
 ① 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病^[1]にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病^[1]を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき
 ② 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき^[2]
 (3) 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病^[1]にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病^[1]を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、この特約の復活の際に、その疾病^[1]の告知があったときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条(特約保険金の支払)(1)(3)(4)を適用します。
 (4) 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病^[1]にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病^[1]を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、その疾病^[1]に関して、この特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条(特約保険金の支払)(1)(3)(4)を適用します。ただし、その疾病^[1]による症状

険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

備考(第37条)

[1] この特約が長寿支援保険(低解約返戻金型)または据置定期年金保険の基本契約に付加されている場合において、被保険者に関する告知(第18条(告知義務)の告知をいいます。)の前に、その基本契約の保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額(会社の定める利率による利息を含みます。)および特約復活払込金を受け取った場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負い、その基本契約の復活の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、この特約の復活の責任開始の時と同一とし、その日をその基本契約の復活日とします。

[2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

[3] 「被保険者に関する告知」とは、第18条(告知義務)の告知をいいます。

備考(第38条)

[1] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。

[2] 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その復活後2年を経過した後、かつ、不慮の事故の日から3年を経過後に特約保険金の支払事由が発生した場合を除きます。

について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第16章 特約契約者配当

第 39 条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

第 40 条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第 41 条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2) 第 2 条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第 10 条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第 11 条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第 1 回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

備考（第 41 条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 年金
- (4) 返戻金
- (5) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
- (6) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
 - ① 第28条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
 - ② 第29条（特約保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第33条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

第 42 条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の

備考（第 42 条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく

定めるところにより、必要書類（別表 8）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。

- (3) 特約保険金等^[2]は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項、第 21 条（重大事由による特約の解除）(1) ④ア. からオ. までの該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条 (4) ②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
- ② 本条 (4) ①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
- ③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (6) 本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

諸支払金をいいます。

- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第 8 条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)および第 9 条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 43 条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この

場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）

② ①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とする。）

③ ①②に該当する者がいない場合

配偶者

④ ①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2) 本条(1)により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

第44条（消滅時効の援用）

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考（第44条）

[1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第45条（契約内容の登録）

(1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

② 入院保険金の種類

③ 入院保険金の日額

④ 特約の契約日^[1]

⑤ 当会社名

(2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

(3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

(4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。

(5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

(6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

(7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開し

備考（第45条）

[1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。

[2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。

[3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

[4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

[5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

- ないものとしします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条 (3)(4)(5) において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

第 46 条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額^[1]を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条 (1) により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考（第 46 条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第22章 特則

第 47 条（中途付加の場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第1回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第1回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 ^[3] の時 イ. 第1回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時

- (2) 本条 (1) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条 (2) の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第31条（特約の加入年齢の計算）にかか

備考（第 47 条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、第18条（告知義務）の告知をいいます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含

わらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[8] 即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則）

- (1) この特約が、長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、この特約の申込みを受けた後に、被保険者に関する告知^[1]があった場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の場合において、この特約が、即時定期年金保険または保険料の払込方法（回数）を一時払とする据置定期年金保険の基本契約の締結の際に付加されたときは、本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) 本条(1)の場合において、この特約が、長寿支援保険（低解約返戻金型）または保険料の払込方法（回数）を分割払とする据置定期年金保険の基本契約の締結の際に付加されたときは、本条(1)の会社の責任開始の時を含む月の翌月の1日をこの特約の契約日とします。^{[2][3]}
- (4) 本条(1)の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、特約の責任開始の時と同一とし、本条(2)(3)のこの特約の契約日をその基本契約の契約日とします。
- (5) 本条(1)の特約の責任開始の時から本条(3)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(3)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
 - ① 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
 - ② 第11条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
 - ③ 第19条（告知義務違反による特約の解除）、第21条（重大事由による特約の解除）または第22条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (6) 本条(5)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(5)のこの特約の契約日と同一とします。

備考（第48条）

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第18条（告知義務）の告知をいいます。
- [2] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日が変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。
- [3] この特約を付加した基本契約の申込時に会社の責任開始の時を含む日を契約日とする旨の申出があったときは、その責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

第49条（中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）

旧特約^[1]の解約の通知^[2]と同時に、その旧特約^[1]が付加された基本契約にこの特約を付加する申込みがあり、かつ、次のすべてを満たすときは、その解約は、旧条項^[3]第35条（保険契約者による特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。^{[4][5]}ただし、この特約が成立しな

備考（第49条）

- [1] 「旧特約」とは、保険期間を有期とする無配当疾病傷害入院特約のうち、平成27年10月1日以降をその特約の契約日とする特約をいいます。

った場合には、旧特約^[1]の解約は、その効力を生じません。^[6]

- ① この特約の特約基準保険金額^[7]が旧特約の特約基準保険金額^[8]と同額であること
- ② この特約を付加する申込みと同時に第1回特約保険料相当額^[9]の払込みがあること
- ③ この特約を付加する申込みと同時に被保険者に関する告知^[10]があること

- [2] 1の基本契約に無配当疾病傷害入院特約および無配当傷害入院特約を付加していた場合は、無配当傷害入院特約も同時に解約の通知をすることを必要とします。
- [3] 「旧条項」とは、無配当疾病傷害入院特約条項をいいます。
- [4] この特約が成立したときは、その成立時に旧特約の返戻金（旧特約と同時に解約する無配当傷害入院特約がある場合はその特約の返戻金を含みます。）の支払の請求があったものとみなします。
- [5] 旧特約と同時に解約する無配当傷害入院特約がある場合は、その特約の解約も、無配当傷害入院特約条項第30条（保険契約者による特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。
- [6] 旧特約と同時に解約の通知をした無配当傷害入院特約がある場合は、この特約が成立しなかった場合には、無配当傷害入院特約の解約は、その効力を生じません。
- [7] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8] 「旧特約の特約基準保険金額」とは、旧特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [9] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [10] 「被保険者に関する告知」とは、第18条（告知義務）の告知をいいます。

第50条（特約復活払込金等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 特約復活払込金^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第37条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金^[1]を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料^[2]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第47条（中途付加の場合の特則）の第1回特約保険料^[2]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[3] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[4] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[4] を会社から引き出した時

備考（第50条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [3] 会社の指定したクレジットカードと

込む方法	社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[4] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。
------	--

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[3]により特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[3]の名義人^[5]から特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金^[1]または第1回特約保険料^[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

第51条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

第52条（基本契約に災害特約が付加されている場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、基本保険料^[1]の払込免除後に災害特約の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約の払い込む特約保険料は、災害特約条項の規定にかかわらず、1年分以上を前納する必要はありません。
- (2) この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあつては、災害特約条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金^{[2][3]}を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金^{[2][3]}を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

します。

- [4] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [5] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

備考（第51条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

備考（第52条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 災害特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りです。
- [3] 被保険者の死亡（被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。）による返戻金に限りです。

別表 1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち表 2 のものとし（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表 2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V01～V99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	
・転倒・転落 (W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 ^[1] (W20～W49)	・騒音への曝露 ^[1] (W42) ・振動への曝露 ^[1] (W43)
・生物による機械的な力への曝露 ^[1] (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引>(W78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>(W79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 ^[1] (W85～W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 ^[1] (高山病等) (W94)
・煙、火および火災への曝露 ^[1] (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 ^[1] (X30～X39)	・自然の過度の高温への曝露 ^[1] (X30) 中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 ^{[1][2][3]} (X40～X49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X51) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・飢餓、渇
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 ^[1] (X58～X59)	
3	加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4	法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5	内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^[3]	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考（別表1）

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のもの

		はとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1 上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	9 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	10 1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	12 1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1 下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが 89 デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1 指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
	51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永	(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものを

	久に失ったもの ^[2]	いい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
--	------------------------	---

備考（別表2）

- [1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。
- [2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りします。

別表3 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第28条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1) ③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1) ④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1) ⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1) の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表3）

- [1] 長寿支援保険（低解約返戻金型）または年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。
- [2] 育英年金額を除きます。
- [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表6 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表4）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

別表8 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金の支払請求をする場合に限りします。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする手術保険金の支払請求をする場合に限りします。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
放射線治療保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする放射線治療保険金の支払請求をする場合に限りします。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第 35 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第 35 条①に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第 35 条関係）	保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第 16 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第 17 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第 29 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第 33 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第 34 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第 36 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

- (2) 会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

指定代理請求特則条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)

(平成 26 年 10 月 2 日改正)

目次

第 1 条 趣旨	221
第 2 条 特則の付加	221
第 3 条 特則の対象となる保険金等の請求	221
第 4 条 指定代理請求人の指定またはその変更	221
第 5 条 指定代理請求人による保険金等の請求	222
第 6 条 告知義務違反等による契約の解除等	222
第 7 条 保険契約者による特則の解約	222
第 8 条 主約款等の規定の準用	222
第 9 条 基本契約が夫婦保険等の場合の特則	223
第 10 条 基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則	223
第 11 条 基本契約が学資保険 (H24) 等の場合の特則	223
別表 必要書類	

第 1 条 (趣旨)

この特則条項は、指定代理請求特則について定め、指定代理請求特則は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定または指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求を行うことを可能とするものです。

第 2 条 (特則の付加)

この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際にまたはその締結後に、基本契約に付加することができます。

第 3 条 (特則の対象となる保険金等の請求)

この特則の対象となる保険金等は、次のものとします。

- ① 被保険者が受け取ることとなる保険金等^[1]の請求
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求
- ③ 被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障害による保険金の支払にかかる重度障害の通知

第 4 条 (指定代理請求人の指定またはその変更)

- (1) この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の範囲内で 1 人の者を指定代理請求人として指定してください。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の兄弟姉妹
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の 3 親等内の親族
- (2) 本条 (1) にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条 (1) の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更することができます。
- (3) 保険契約者が本条 (1) の指定を変更しようとするときは、必要書類 (別表) を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条 (1)(2) の指定または指定の変更は、保険証券に記載を受け、またはその指定もしくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考 (第 3 条)

- [1] 「被保険者が受け取ることとなる保険金等」には、被保険者と保険契約者が同一人の場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等を含みます。

備考 (第 4 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第5条（指定代理請求人による保険金等の請求）

- (1) 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）に定める保険金等の受取人^[1]が、保険金等の請求をできない次のいずれかの事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人^[1]に代わって保険金等を請求することができます。
- ① 保険金等の請求の意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③ その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- (2) 指定代理請求人が本条(1)の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)の範囲内の者であることを必要とします。
- (3) 本条(1)により、会社が保険金等を保険金等の受取人^[1]の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者もしくは故意に被保険者を重度障害による保険金の支払いにかかる重度障害状態に該当させた者または故意に保険金等の受取人^[1]を本条(1)に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

第6条（告知義務違反等による契約の解除等）

この特則が付加されている場合において、基本契約^[1]もしくは基本契約に付加されている特約^[2]の告知義務違反による解除、重大事由による解除または加入限度額超過による解除について、保険契約者もしくはその法定代理人を知ることができないとき、またはこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者もしくはその法定代理人に通知できないときは、主約款等^[3]に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

第7条（保険契約者による特則の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。
- (2) 本条(1)によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。
- (3) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約は、保険証券に記載を受け、または解約が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

第8条（主約款等の規定の準用）

この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等^[1]の規定を準用します。

備考（第5条）

- [1] 重度障害による保険金の支払にかか
る通知または保険料の払込免除の請求
の場合は、保険契約者とします。

備考（第6条）

- [1] 「基本契約」には、契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。
- [2] 「特約」には、契約変更に関する特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。
- [3] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

備考（第7条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第8条）

- [1] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

第9条（基本契約が夫婦保険等の場合の特則）

この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約^[1]に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条（特則の付加）および第7条（保険契約者による特則の解約）(1)中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。
- ② 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）②中「被保険者」とあるのは「保険料の払込免除事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ③ 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）③中「被保険者」とあるのは「重度障害の状態に該当した被保険者」と読み替えます。
- ④ 第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)(2)にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、次の者の指定代理請求人として、それぞれ次の者を指定してください。
ア. 主たる被保険者の指定代理請求人 配偶者である被保険者
イ. 配偶者である被保険者の指定代理請求人 主たる被保険者

第10条（基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則）

この特則を財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条（特則の対象となる保険金等の請求）③中「保険金」とあるのは「死亡保険金または死亡返戻金」と読み替えます。

第11条（基本契約が学資保険（H24）等の場合の特則）

この特則を学資保険（H24）または学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- ① 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）①②③にかかわらず、この特則の対象となる保険金等は、次のものとします。
ア. 保険契約者が受け取ることとなる保険金等の請求
イ. 保険料の払込免除の請求
- ② 第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)①②③④および別表（必要書類）中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- ③ 基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務が承継されたときは、この特則が解約されたものとみなします。この場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。

備考（第9条）

- [1] 主たる被保険者または配偶者である被保険者が死亡（主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。）している基本契約および配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。

別表 必要書類

(1) この特則条項に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
指定代理請求人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求（第5条関係）	指定代理請求人	1 主約款等に定める保険金等の請求書類 2 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 3 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 4 被保険者または指定代理請求人の健康保険証
特則の解約（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の提出の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

責任開始の日を指定する場合の特則条項

(平成 27 年 10 月 2 日制定)

第 1 条 (趣旨)

- (1) この特則条項は、保険契約者が基本契約の責任開始の日を指定する場合の取扱いについて定めます。
- (2) この特則条項は、保険契約者から、基本契約の締結の際に基本契約の責任開始の日を指定する旨の申込みがあり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。

第 2 条 (責任開始の日の指定)

- (1) 保険契約者が、基本契約の締結の際に基本契約の責任開始の日を指定した場合において、会社が承諾したときには、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、その指定した責任開始の日から基本契約上の責任を負います。
- (2) 保険契約者は、本条 (1) により指定した基本契約の責任開始の日を変更することはできません。

第 3 条 (特則条項を適用しない場合)

次のいずれかの場合には、この特則条項は適用しません。

- ① 保険契約者が指定した責任開始の日の前日までに、主約款または特約条項の規定による保険契約者または被保険者に関する告知がなかったとき
- ② 会社が、基本契約の申込みを承諾する前に第 1 回保険料相当額を受け取ったとき

口座払込みに関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 条 趣旨	226
第 2 条 保険料率	226
第 3 条 保険料の払込み	226
第 4 条 口座振替が行われなかった場合の取扱い	226
第 5 条 諸変更	227
第 6 条 特則条項を適用しない場合	227

第 1 条 (趣旨)

- (1) この特則条項は、保険料^[1]の口座払込みについて定めます。
- (2) この特則条項は、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、口座払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。
- (3) この特則条項を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
 - ① 指定口座^[2]が、提携金融機関^[3]に設置されていること
 - ② 保険契約者が提携金融機関^[3]に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第 2 条 (保険料率)

この特則条項を適用する保険契約^[1]の保険料率は、月払口座振替保険料率とします。ただし、主約款または特約条項の定めるところにより、保険料^[2]の前納払込みをする場合には、主約款または特約条項の定めるところによりします。

第 3 条 (保険料の払込み)

- (1) 保険料^[1]は、主約款または特約条項の規定にかかわらず、振替日^[2]に指定口座^[3]から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。
- (2) 本条 (1) の場合においては、振替日^[2]に保険料^[1]の払込みがあったものとします。
- (3) 本条 (1) の場合において、保険契約者が同一の指定口座^[3]から振替日^[2]を同じくする 2 件以上の保険契約^[4]について保険料^[1]の払込みをしようとするときは、その 2 件以上の保険契約^[4]の保険料^[1]の総額に相当する金額を払い込んでください。
- (4) 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額^[5]を指定口座^[3]に預入しておいてください。
- (5) 会社は本条 (1) により払い込まれた保険料^[1]については、領収証を発行しません。

第 4 条 (口座振替が行われなかった場合の取扱い)

- (1) 振替日^[1]に保険料の口座振替が行われなかった場合は、翌月分の振替日^[1]に翌月分の保険料^[2]と合わせてその合計額について再度口座振替を行います。ただし、指定口座^[3]の預入額がその合計額に満たないときは、指定口座^[3]

備考 (第 1 条)

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [3] 「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。

備考 (第 2 条)

- [1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [2] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

備考 (第 3 条)

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2] 「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。
- [3] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [5] 本条 (3) の場合は、その 2 件以上の保険契約の保険料の総額に相当する金額とします。

備考 (第 4 条)

- [1] 「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれ

の預入額の範囲内で口座振替を行い、払込時期の過ぎた保険料^[2]のうちその時期の早いものにかかる保険料^[2]から払込みがあったものとします。

- (2) 主約款または特約条項の定めるところにより、保険料^[2]を前納する場合であって、振替日^[1]に保険料^[2]の口座振替が行われなかったときは、本条(1)にかかわらず、翌月分の振替日^[1]に口座振替が行われなかった月数分の保険料^[2]について再度口座振替を行います。
- (3) 本条(1)(2)の場合において、次の振替日^[1]までの間に主約款または特約条項の規定により保険契約の効力を失うものにあつては、保険契約者は、主約款または特約条項に定める猶予期間内に、払込時期の過ぎた保険料^[2]を会社^[4]に払い込んでください。

第5条（諸変更）

- (1) 保険契約者が指定口座^[1]を同一の提携金融機関^[2]の他の口座または他の提携金融機関^[2]の口座に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関^[2]に通知してください。
- (2) 保険契約者が保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関^[2]に通知してください。
- (3) 提携金融機関^[2]が保険料の口座振替の取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座^[1]の他の提携金融機関^[2]の口座への変更または他の保険料の払込方法（経路）の選択をしてください。
- (4) 会社または提携金融機関^[2]の事情により、会社が振替日^[3]を変更したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

第6条（特則条項を適用しない場合）

次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。

- ① 保険料^[1]の払込みを必要としなくなったとき
- ② 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- ③ 第1条（趣旨）(3)の条件を満たさなくなったとき

れかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。

- [2] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [3] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第5条）

- [1] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [2] 「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。
- [3] 「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。

備考（第6条）

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

団体払込みに関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 27 年 10 月 2 日改正)

目次

第 1 章 総則

第 1 条 趣旨	228
第 2 条 取扱いの種類	228

第 2 章 団体取扱い

第 3 条 団体取扱いの適用範囲	228
第 4 条 保険料率	229
第 5 条 保険料の払込み	229
第 6 条 保険料領収証	229
第 7 条 保険料の前納払込み	229
第 8 条 団体取扱いの終了	230
第 9 条 団体取扱いが終了した保険契約の取扱い	230
第 10 条 主約款の適用	230

第 3 章 団体特別取扱い

第 11 条 団体特別取扱いの適用範囲	230
第 12 条 保険料率	231
第 13 条 保険料の払込み	231
第 14 条 保険料領収証	232
第 15 条 保険料の前納払込み	232
第 16 条 団体特別取扱いの終了	232
第 17 条 団体特別取扱いが終了した会社契約の取扱い	232
第 18 条 主約款の適用	232

第 1 章 総則

第 1 条 (趣旨)

- (1) この特則条項は、団体払込みに関する取扱いについて定めます。
- (2) この特則条項は、保険契約者から団体^{[1][2]}を通じて、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、団体払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。

備考 (第 1 条)

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。

第 2 条 (取扱いの種類)

団体払込みに関する取扱いは、次の 2 種類とします。^[1]

- ① 団体取扱い
- ② 団体特別取扱い

備考 (第 2 条)

- [1] 一の保険契約について適用する取扱いはいずれか 1 種類とします。

第 2 章 団体取扱い

第 3 条 (団体取扱いの適用範囲)

団体取扱いは、団体^{[1][2]}が会社と二者間協定^[3]を締結している場合において、団体^[1]が次の条件を満たすときに、団体^[1]または団体の所属員^[4]を保険契約者とする保険契約^[5]にかかる保険契約者が、団体^{[1][2]}を通じて主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

- ① 次の保険契約の件数を合算して 15 件以上あること

備考 (第 3 条)

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 「二者間協定」とは、主約款に定め

- ア. 団体^[1]を保険契約者とする保険契約であって、団体の所属員^[4]を被保険者とするもの
- イ. 団体の所属員^[4]を保険契約者とする保険契約
- ② 本条①の保険契約にかかる被保険者^[6]の人数が15人^[7]以上いること

る団体取扱契約として会社と団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）の間に締結された団体取扱いに関する協定をいいます。

- [4] 「団体の所属員」とは、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受けている者をいいます。
- [5] この特則条項を適用している保険契約に限りします。
- [6] 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の保険契約にあつては、保険契約者である被保険者とします。
- [7] 被保険者が同一人の場合は1人として計算します。以下同じとします。

第4条（保険料率）

- (1) 団体取扱いを行う保険契約の保険料率は、月払団体保険料率とします。
- (2) 責任開始の日を契約日として締結した保険契約の継続中に主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、保険契約の保険料の払込時期を含む月と団体^{[1][2]}が取りまとめた払い込む保険料の払込時期を含む月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合、申出があった時を含む月の払込時期の保険料の払込みを必要とします。
- (3) 団体^{[1][2]}が二者間協定^[3]を締結している場合において、団体^[1]が第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなったときであっても、猶予期間^[4]中は、その団体にかかる保険契約は団体取扱いを行うものとし、本条(1)(2)を適用します。

備考（第4条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 「二者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社と団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）の間に締結された団体取扱いに関する協定をいいます。
- [4] 「猶予期間」とは、第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなつてから3か月を経過するまでの間をいいます。

第5条（保険料の払込み）

団体取扱いを行う保険契約の保険契約者は、団体^{[1][2]}を通じて保険料^[3]を払い込むものとし、会社は、取りまとめた保険料^[3]が一括して団体^{[1][2]}から払い込まれたときに、その保険契約の保険料^[3]が払い込まれたものとします。

備考（第5条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 第1回保険料相当額または第1回保険料を除きます。

第6条（保険料領収証）

会社は、取りまとめた保険料が団体^{[1][2]}から払い込まれた場合において、団体^{[1][2]}から申出があったときは払込金額に対する領収証を団体^{[1][2]}に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

備考（第6条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。

第7条（保険料の前納払込み）

団体取扱いを行う保険契約については、3か月分、6か月分または1年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限り、保険料の前納払込みを行うこと

ができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

第8条（団体取扱いの終了）

- (1) 団体取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。
- ① 保険契約者または事業契約^[1]の被保険者が団体^[2]に所属する者でなくなったとき
 - ② 団体^[2]または団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき
 - ③ 団体^{[2][3]}と会社との間で締結した二者間協定^[4]が次のいずれかの事由により解除されたとき
 - ア. 団体^{[2][3]}から二者間協定^[4]の解除通知があったとき
 - イ. 猶予期間^[5]を経過しても第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなかったとき
 - ウ. 会社が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体取扱いに支障があると認めたとき
 - ④ 保険契約者が団体^{[2][3]}の保険料の取りまとめに応じなかったとき
 - ⑤ 保険契約が消滅したとき
 - ⑥ 基本契約の保険料の払込みを必要としなくなったとき
 - ⑦ 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- (2) 会社は、本条(1)①から④により、団体取扱いが終了した場合には、保険契約者が主約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものとして取り扱います。

第9条（団体取扱いが終了した保険契約の取扱い）

団体取扱いが終了した保険契約については、主約款に定めるところにより取り扱います。

第10条（主約款の適用）

団体取扱いを行う保険契約に関し、この特則条項に特段の定めのない事項については、主約款に定めるところによります。

第3章 団体特別取扱い

第11条（団体特別取扱いの適用範囲）

団体特別取扱いは、団体^{[1][2]}が会社および機構^[3]と三者間協定^[4]を締結している場合において、団体^[1]が次の条件を満たすときに、会社契約^[5]にかかる保険契約者が、団体^{[1][2]}を通じて主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

- ① 次の保険契約の件数を合算して15件以上あること^[6]
 - ア. 団体^[1]を保険契約者とする会社契約^[5]であって、団体の所属員^[7]を被保険者とするもの
 - イ. 団体の所属員^[7]を保険契約者とする会社契約^[5]
 - ウ. 機構^[3]から業務委託を受けた機構契約^[8]であって、団体^[1]を保険契約者とするもの
 - エ. 機構契約^[8]であって、団体の所属員を保険契約者とするもの
- ② 本条①の保険契約にかかる被保険者^[9]の人数が15人以上あること

備考（第8条）

- [1] 「事業契約」とは、団体を保険契約者とする保険契約であって、その団体の所属員を被保険者とするものをいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [4] 「二者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社と団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）の間に締結された団体取扱いに関する協定をいいます。
- [5] 「猶予期間」とは、第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなってから3か月を経過するまでの間をいいます。

備考（第11条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 「機構」とは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいいます。
- [4] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社、団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）および独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の間に締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。
- [5] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

第 12 条（保険料率）

- (1) 団体特別取扱いを行う会社契約^[1]の保険料率は、月払団体保険料率とします。
- (2) 責任開始の日を契約日として締結した会社契約^[1]の継続中に主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、会社契約^[1]の保険料の払込時期を含む月と団体^{[2][3]}が取りまとめて払い込む保険料の払込時期を含む月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合、申出があった時の属する月の払込時期の保険料の払込みを必要とします。
- (3) 団体^{[2][3]}が三者間協定^[4]を締結している場合において、団体^[2]が第 11 条（団体特別取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなったときであっても、三者間協定^[4]が解除されるまでの間は、その団体^[2]にかかる会社契約^[1]は団体特別取扱いを行うものとし、本条 (1)(2) を適用します。

第 13 条（保険料の払込み）

団体特別取扱いを行う会社契約^[1]の保険契約者は、団体^{[2][3]}を通じて保険料^[4]を払い込むものとし、会社は、機構契約^[5]の保険料とともに取りまとめた保険料^[4]が一括して団体^{[2][3]}から払い込まれたときに、その会社契約^[1]の保険料^[4]が払い込まれたものとし、

- [6] 会社契約または機構契約のいずれかがない場合は団体特別取扱いを行いません。
- [7] 「団体の所属員」とは、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受けている者をいいます。
- [8] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限ります。
- [9] 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の保険契約にあっては、保険契約者である被保険者とします。

備考（第 12 条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [4] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社、団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）および独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の間で締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。

備考（第 13 条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [4] 第 1 回保険料相当額または第 1 回保険料を除きます。
- [5] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限ります。

第 14 条（保険料領収証）

会社は、取りまとめた保険料が団体^{[1][2]}から払い込まれた場合において、団体^{[1][2]}から申出があったときは払込金額につき会社契約^[3]および機構契約^[4]の別に領収証を団体^{[1][2]}に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第 15 条（保険料の前納払込み）

団体特別取扱いを行う会社契約^[1]については、3 か月分、6 か月分または 1 年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

第 16 条（団体特別取扱いの終了）

- (1) 団体特別取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。
- ① 保険契約者または会社事業契約^[1]の被保険者が団体^[2]に所属する者でなくなったとき
 - ② 団体^[2]または団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき
 - ③ 団体^{[2][3]}と会社および機構^[4]との間で締結した三者間協定^[5]が次に掲げる事由により解除されたとき
 - ア. 団体^{[2][3]}から三者間協定^[5]の解除通知があったとき
 - イ. 第 11 条（団体特別取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなったとき
 - ウ. 会社または機構^[4]が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体特別取扱いに支障があると認めたとき
 - ④ 保険契約者が団体^{[2][3]}の保険料の取りまとめに応じなかったとき
 - ⑤ 会社契約^[6]が消滅したとき
 - ⑥ 会社契約^[6]である基本契約の保険料の払込みを必要としなくなったとき
 - ⑦ 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- (2) 会社は、本条 (1) ①から④により、団体特別取扱いが終了した場合には、保険契約者が主約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものとして取り扱います。

第 17 条（団体特別取扱いが終了した会社契約の取扱い）

団体特別取扱いが終了した会社契約^[1]については、主約款に定めるところにより取り扱います。

第 18 条（主約款の適用）

団体特別取扱いを行う会社契約^[1]に関し、この特則条項に特段の定めのない限り、主約款の適用は、この特則条項の特段の定めによる。

備考（第 14 条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [4] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限りま。

備考（第 15 条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

備考（第 16 条）

- [1] 「会社事業契約」とは、団体を保険契約者とする会社契約であって、その団体の所属員を被保険者とするものをいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [4] 「機構」とは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいいます。
- [5] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社、団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）および独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の間で締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。
- [6] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

備考（第 17 条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

備考（第 18 条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

い事項については、主約款に定めるところによります。

の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

集金払込みに関する特則条項

(平成 27 年 10 月 2 日制定)

目次

第 1 条 趣旨	234
第 2 条 保険料率	234
第 3 条 保険料の払込み	234
第 4 条 特則条項を適用しない場合	234
第 5 条 主約款等の適用	235

第 1 条 (趣旨)

- (1) この特則条項は、保険料^[1]の集金払込みについて定めます。
- (2) この特則条項は、保険契約者から、集金払込みにより保険料^[1]を払い込む旨の申込みがあり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。
- (3) この特則条項を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
 - ① 保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にあること
 - ② その他会社がこの特則条項を適用すると認めるべき事由があること

第 2 条 (保険料率)

この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約^[1]の保険料率は、月払集金保険料率とします。ただし、主約款等^[2]の定めるところにより、保険料^[3]の前納払込みをする場合には、主約款等^[2]の定めるところによります。

第 3 条 (保険料の払込み)

この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約^[1]の保険料の払込方法（経路）は、主約款等^[2]の規定にかかわらず、次のとおりとします。

集金払込み	会社の派遣した集金人に払い込む方法
-------	-------------------

第 4 条 (特則条項を適用しない場合)

- (1) 次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。
 - ① 保険料^[1]の払込みを必要としなくなったとき
 - ② 主約款^[2]に定める他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
 - ③ 第 1 条（趣旨）(3) の条件を満たさなくなったとき
- (2) 本条 (1) ③ の場合、保険契約者は、主約款^[2]に定める保険料の払込方法（経路）のうち、いずれかを選択してください。
- (3) 会社は、次のいずれかの場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。
 - ① この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約者が保険料^[1]を主約款^[2]に定める払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合
 - ② 本条 (2) により、保険契約者が保険料の払込方法（経路）を選択しない場合

備考 (第 1 条)

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

備考 (第 2 条)

- [1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [2] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。
- [3] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

備考 (第 3 条)

- [1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [2] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。

備考 (第 4 条)

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2] 「主約款」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする基本契約の普通保険約款をいいます。

第5条（主約款等の適用）

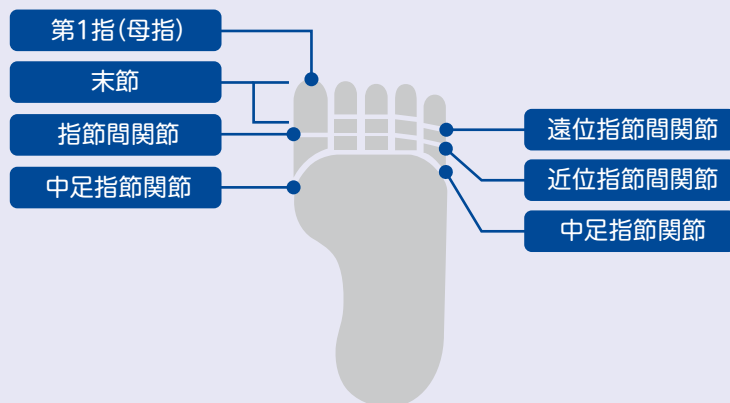
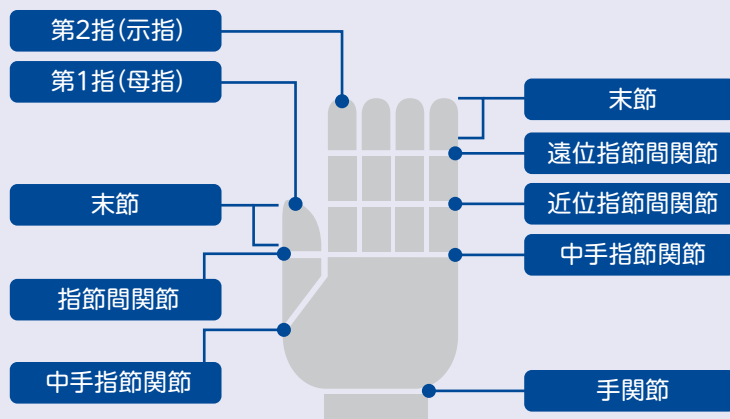
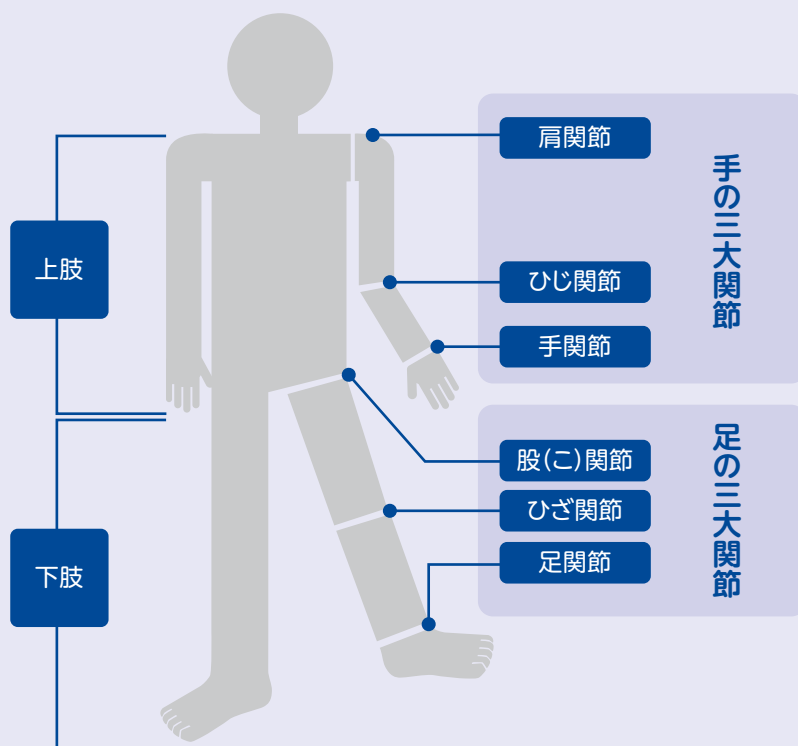
この特則条項に別段の定めのない事項については、主約款等^[1]に定めるところによります。

備考（第5条）

[1] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。

身体部位の名称

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



用語解説

このしおりを読む上で参考になる「用語解説」

い

→ 遺族／法定相続人

【遺族】

- 当社(かんぽ生命)では、保険契約の目的は、多くの場合、被保険者またはその遺族の方の「経済生活の安定」のためという考え方にに基づき、死亡保険金受取人が死亡した場合は、約款により、被保険者の遺族の方を新たな死亡保険金受取人としています。

約款参照

「遺族」の具体的な範囲は、約款(保険金受取人の死亡)の条文

- 他社の保険契約では、一般的に、保険金受取人の法定相続人が新たな保険金受取人となっています。

参考 法定相続人

民法の規定により、相続人となる権利のある方をいいます。

か

→ 加入限度額

- 法令で定められた被保険者1人について加入できる保険金額をいいます。

しおり参照

「保険金の加入限度額」のページ

→ 加入年齢

- 被保険者の加入時の年齢です。
- 出生した月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年未満の端数については、6カ月以下は切り捨て、6カ月を超えるものは切り上げます。

(例) 36歳7カ月の加入年齢は、37歳となります。

保険証券に表示があります。

き

→ 基準保険金額

- 当社(かんぽ生命)と契約を締結するときに基準として定めた保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

→ 基本契約／特約

【基本契約】

- 「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

【特約】

- 基本契約の保障内容をさらに充実させるために、基本契約に付け加える契約内容をいいます。
- 特約のみの申し込みはできません。

<

→ クーリング・オフ

- 契約の申し込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

け

→ 契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日をいいます。
- 契約日に対応する日がない月の場合は、その月の翌月の1日をいいます。

→ 契約関係者

(保険契約者／被保険者／保険金受取人)

【保険契約者】

- 当社(かんぽ生命)と契約を結び、契約上の権利(例えば、契約内容の変更権)と、義務(例えば、保険料の払い込み)がある方をいいます。

【被保険者】

- その方の生死などが保険の対象となる方をいいます。その方の生死、病気やケガによる入院などに関して保険金が支払われます。

【保険金受取人】

- 保険金を受け取る方をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 契約者配当金

- 毎年の決算に基づき、契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

しおり参照

「契約者配当金」のページ

→ 契約日

- 加入年齢や保険期間などの計算の基準日となります。

保険証券に表示があります。

しおり参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」のページ

こ

→ 告知義務

しおり参照

「健康状態などの告知」のページ

し

→ 失効

- 第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料の払い込みがないため、契約が効力を失うことをいいます。

しおり参照

「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」のページ

→ 譲渡禁止

しおり参照

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

た

→ 第1回保険料相当額

- 契約の申し込み時に、ご契約者が払い込むお金をいい、契約が成立したときには、第1回保険料となります。

つ

→ 積立金(責任準備金)

- 将来の保険金などの支払いに備えて、保険料の中から積み立てているお金をいいます。

は

→ 払込時期

- 毎月の保険料を払い込む期間をいいます。
- 第1回保険料の払込時期は保障(責任)開始の日から保障(責任)開始の日を含む月の翌月の末日までをいいます。
- 第2回以降の保険料の払込時期は月ごとの契約応当日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。

(例) 契約日が1月31日の場合、2月については、31日がないので、3月1日が月ごとの契約応当日となり、払込時期は、2月1日から同月末日までとなります。

保険証券に表示があります。

ふ

→ 復活

しおり参照

「契約の復活」のページ

→ 不慮の事故でのケガ

- 約款の別表「対象となる不慮の事故」に定めている不慮の事故によって受けた傷害をいいます。

へ

→ ペーパーレス申し込み

- タブレット型携帯端末を利用した保険契約の申し込みをいいます。

→ 返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社(かんぽ生命)からご契約者に支払うお金をいいます。
- 保険種類や解約の時期によって、返戻金の有無や金額は異なります。

ほ

→ 保険期間

- 契約日から契約上の保障(責任)が終了するまでの期間をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保険金(額)

- 被保険者が死亡、入院や所定の身体障がいの状態になったときなどの支払事由に該当したときに、当社(かんぽ生命)から支払うお金(金額)をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保険金の支払事由

- 被保険者の生存、死亡、入院などの保険金を支払う事由をいいます。

→ 保険証券

- 契約した保険の内容(保険金額や保険期間など)を具体的に記載した書面で、当社(かんぽ生命)からご契約者に交付します。
- 大切に保管してください。

→ 保険料

- ご契約者から、契約に基づき、保険金などの支払いの対価として、当社(かんぽ生命)に払い込むお金をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保険料の払込免除

- 被保険者が所定の身体障がいの状態になったときなどに、以後の保険料の払い込みを免除することをいいます。

→ 保険料払込期間

- 保険料を払い込む期間をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保障(責任)開始時／
保障(責任)開始の日

【保障(責任)開始時】

- 当社(かんぽ生命)が契約上の保障(責任)を開始する時をいいます。約款では「責任開始の時」と記載しています。

【保障(責任)開始の日】

- 保障(責任)開始時を含む日をいいます。約款では「責任開始の日」と記載しています。

保険証券に表示があります。

め

→ 免責事由

- 保険金などの支払事由に該当している場合でも、保険金などが支払われない事由をいいます。

や

→ 約款

- ご契約者と当社(かんぽ生命)との「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。
- 約款には、「普通保険約款」(この冊子では「主約款」ともいいます。)、 「特約条項」、 「特則条項」があります。
- 特則条項は、「普通保険約款」や「特約条項」に記載している契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。

ゆ

→ 郵便局

- 「郵便局」は、日本郵政グループの1つであり、当社(かんぽ生命)は業務の一部を委託しています。

問い合わせ窓口



電話での問い合わせ・相談・苦情

かんぽコールセンター
(通話料無料)

 ^{こ こ に き こ う}0120-552-950

ご高齢のお客さま専用コールセンター
(通話料無料)

 0120-744-552

※オペレーターに直接つながり、問い合わせに対してゆっくりと丁寧に対応します。

受付時間：9:00～21:00(月～金) 9:00～17:00(土・日・休日) ※1月1日～3日は除きます。

- 土・日・休日の個別の契約に関する回答は、翌営業日以降(12月28日17:00～12月31日にお問い合わせいただいた場合は1月4日以降)になります。



窓口などでの手続きや相談

1.最寄りの郵便局

- 郵便局のWebサイトで確認してください。

2.かんぽ生命(当社)の支店

- 当社Webサイトで確認してください。

当社の説明では、ご納得いただけない場合

- 当社では、保険金の支払いなどに関する苦情について、お客さま相談窓口などにおいて、その解決に向けて対応させていただいています。
- これらの相談窓口の説明ではどうしてもご納得いただけず、第三者的な立場での審査をご希望されるなど、お客さま相談対応の中でその解決を図ることが困難となった場合(紛争が生じた場合)は、ご契約者などからの審査の請求に基づき、社外の弁護士などにより構成される「**査定審査会**」(当社組織)において「**中立かつ公平な審査**」を行う取り組みを行っています(2017年6月現在)。
- 当社では、このような取り組みを通じて、ご契約者などの正当な利益の保護に資するとともに、会社の査定などの業務の適正な執行の維持を図っています。なお、査定審査会は、今後変更することがあります。最新の情報は、当社Webサイト(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「**生命保険相談所**」では、来所・電話・文書(電子メール・FAXは不可)により、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)
TEL.03-3286-2648 Webサイト(<http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「**裁定審査会**」を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

【お願い】

- 個別の契約に関する照会、問い合わせなどの際には「**保険証券**」をご用意の上、ご連絡ください。
- プライバシーの保護のため、問い合わせなどはご契約者本人や保険金受取人本人からお願いします。



MEMO

247

説明事項の確認のお願い

この冊子は、契約に伴う大切な事項を記載したものです。
必ずお読みになり、内容を十分に確認の上、契約を申し込みください。

特に

	しよりのページ ▼
●健康状態などの告知……………	12
●クーリング・オフ制度……………	17
●契約の保障(責任)の開始と契約日……………	15
●保険料の払込方法……………	54
●保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効……………	56
●契約の復活……………	58
●契約の解約と返戻金……………	63
●保険金などを支払いできない場合……………	42

などは、契約に際して、ぜひ理解していただきたい事項です。告知および保険料の受領など社員の役割も含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記に問い合わせください。

なお、「この冊子」は「保険証券」とともに大切に保管し、ご活用ください。

手続きや契約に関する相談は、担当の社員か、最寄りの郵便局、
当社の支店または下記のコールセンターに問い合わせください。

かんぽコールセンター
(通話料無料)



ここにきこう
0120-552-950

ご高齢のお客さま専用
コールセンター
(通話料無料)



0120-744-552

※ご高齢のお客さま専用のコールセンターです。

※オペレーターに直接つながり、問い合わせに対してゆっくりと丁寧に応じます。

受付時間：9:00～21:00(月～金) 9:00～17:00(土・日・休日) ※1月1日～3日は除きます。

取扱店名・電話番号など

株式会社 かんぽ生命保険

本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2

Webサイト <http://www.jp-life.japanpost.jp/>



ご契約のしおり・約款には見やすい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ホ05010(2017.8・TF)



18050100008009

2017年下半年版